

向日市地域防災計画

【一般対策編】

昭和40年 7月24日制定
昭和52年 5月26日修正
昭和53年 6月15日修正
昭和54年 6月22日修正
昭和55年 7月11日修正
昭和56年 7月17日修正
昭和57年 7月15日修正
昭和58年 8月12日修正
昭和59年 8月20日修正
昭和60年 8月1日修正
昭和61年 8月5日修正
昭和62年 7月29日修正
昭和63年 8月31日修正
平成元年 7月28日修正
平成2年 7月10日修正
平成3年 7月8日修正
平成4年 7月7日修正
平成5年 7月12日修正
平成6年 7月20日修正
平成7年 7月20日修正
平成8年 7月24日修正
平成10年10月2日修正
平成12年 1月28日修正

平成12年11月7日修正
平成13年 8月20日修正
平成14年 8月20日修正
平成15年 8月18日修正
平成16年 8月25日修正
平成17年 8月19日修正
平成18年 8月26日修正
平成19年 8月28日修正
平成20年 8月19日修正
平成21年 8月19日修正
平成22年 8月19日修正
平成26年 3月26日修正
平成27年 3月25日修正
平成28年 3月25日修正
平成29年 3月23日修正
平成30年 3月23日修正
平成31年 3月20日修正
令和2年 3月27日修正
令和3年 3月31日修正
令和4年 3月17日修正
令和5年 2月13日修正
令和6年 3月26日修正

向日市地域防災計画（一般対策編）目次

第1編 総則

第1章 計画の基本方針	1-1
第1節 計画の基本方針	1-1
第2節 防災機関等の役割分担	1-2
第3節 市民及び事業所の果たすべき役割	1-9
第2章 計画の目標	1-10
第1節 地域特性	1-10
第3章 防災ビジョン	1-12
第1節 基本目標	1-12
第2節 ビジョン達成の施策	1-12

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2-1
第1節 気象予警報等の伝達計画	2-1
第2節 交通施設防災対策	2-6
第3節 都市空間の整備計画	2-8
第4節 市街地の面的整備等	2-9
第5節 建造物等災害予防計画	2-9
第6節 ライフライン等施設対策	2-11
第7節 学校施設防災計画	2-16
第8節 社会福祉施設防災計画	2-17
第9節 文化財防災計画	2-17
第10節 河川・ため池等の整備計画	2-19
第11節 災害通信整備計画	2-19
第12節 資材・機材等の整備点検計画	2-20
第2章 災害に即応できるひとづくり	2-21
第1節 市民等に対する防災知識の普及対策	2-21
第2節 防災訓練・調査(パトロール)計画	2-24
第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画	2-26
第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画	2-29
第5節 要配慮者対策計画	2-30
第6節 学校等の防災計画	2-32

第3章 災害に強いシステムづくり	2-33
第1節 防災組織の整備計画	2-33
第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画	2-34
第3節 救急・救助・医療救護体制の整備計画	2-35
第4節 避難計画	2-37
第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画	2-40
第6節 給水拠点等の整備計画	2-41
第7節 広域応援体制の整備計画	2-42
第8節 業務継続計画（BCP）の策定	2-43
第9節 帰宅困難者対策計画	2-43
第4章 災害の抑制と被害の軽減対策	2-45
第1節 防災調査計画	2-45
第2節 消防力の整備方針	2-46
第3節 危険物等保安計画	2-48
第4節 応援派遣に関する計画	2-50
第5節 水害予防計画	2-50
第6節 風害予防計画	2-55
第7節 土砂災害等予防計画	2-56

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動	3-1
第1節 初動活動	3-1
第2節 組織及び動員	3-3
第1 組織	3-3
第2 動員計画	3-5
第3節 情報収集・伝達	3-8
第1 災害時の通信	3-8
第2 災害時の情報収集伝達体制	3-10
第4節 広報活動	3-13
第1 向日市の行う広報活動	3-13
第2 防災関係機関の行う広報活動	3-15
第5節 道路等の緊急確保	3-15
第1 緊急輸送ルート	3-15
第2 道路対策のための緊急出動	3-16
第3 交通規制	3-17
第4 緊急通行車両の取扱い	3-19
第5 道路の障害物除去	3-20
第6節 緊急輸送網	3-21
第1 緊急輸送	3-21
第2 緊急輸送網の確保	3-21
第3 輸送の確保	3-22

第7節	消防計画	3-23
第8節	危険物等応急対策計画	3-25
第9節	災害警備計画	3-26
第10節	交通応急対策計画	3-27
第11節	火災等二次災害緊急対策	3-27
第1	消防活動	3-28
第2	危険物施設等の応急対策	3-28
第12節	水防計画	3-30
第13節	土砂災害対策計画	3-31
第14節	応援、派遣の要請等	3-32
第1	近隣市町等との応援体制	3-32
第2	関係協力機関への応援要請	3-35
第3	自衛隊への災害派遣要請	3-35
第4	市民組織等の活動	3-37
第15節	緊急避難	3-39
第1	避難情報の伝達	3-39
第2	避難の誘導	3-43
第3	避難所の開設	3-44
第4	要配慮者の緊急避難等	3-45
第16節	救助・救急及び医療救護	3-47
第1	救助救急活動	3-47
第2	医療救護計画	3-48
第2章	応急対策期の活動	3-51
第1節	災害対策要員の拡充	3-51
第1	法による従事	3-51
第2	専門ボランティア	3-52
第3	一般ボランティアへの活動支援	3-52
第2節	被災者への救援活動	3-54
第1	災害救助法の適用	3-54
第2	避難所の運営	3-57
第3	給水計画	3-58
第4	食料の供給計画	3-59
第5	生活必需品の確保	3-61
第6	物資配送センター	3-61
第7	義援金品の受付・配分	3-62
第8	災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付	3-64
第9	被災者生活再建支援制度	3-65
第10	要配慮者対策	3-67
第11	行方不明者の捜索・遺体の埋葬	3-68
第3節	社会秩序の維持	3-70
第1	住民への呼びかけ	3-70

第2	災害警備	3-70
第3	物価の安定及び物資の安定供給	3-71
第4節	環境・衛生対策の充実	3-72
第1	ごみ処理	3-72
第2	し尿処理	3-73
第3	防疫及び保健予防対策	3-73
第4	がれき処理	3-75
第5	環境の保全	3-75
第6	家庭動物の保護及び収容対策	3-75
第5節	建築物等応急対策	3-75
第1	公共施設応急対策	3-76
第2	地震被災建築物応急危険度判定制度の整備	3-76
第3	被災宅地危険度判定の整備	3-77
第4	中・高層建築物応急対策	3-77
第5	文化財対策	3-77
第6節	ライフライン等の応急対策	3-77
第1	上水道施設の応急対策	3-77
第2	下水道施設の応急対策	3-78
第3	電信電話施設の応急対策	3-79
第4	電力施設の応急対策	3-80
第5	ガス施設の応急対策	3-81
第6	鉄道施設の応急対策	3-82
第7節	学校等における応急対策	3-83
第1	情報の収集・伝達	3-83
第2	防災体制	3-83
第3	応急教育・応急保育	3-84
第4	施設・設備の緊急点検等	3-86
第5	保健衛生及び危険物等の保安	3-86
第8節	住宅対策	3-87
第1	家屋の被害状況調査	3-87
第2	住宅関連の障害物の除去	3-87
第3	住宅の応急修理	3-87
第4	応急仮設住宅の建築	3-88
第9節	農林業施設等応急対策	3-89
第1	農業用施設応急対策	3-89
第10節	労務供給計画	3-90

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	市民生活の安定のために	4-1
第1	被災者の生活再建等の支援	4-1
第2	中小企業等の復興	4-3
第3	住宅の復興	4-3
第4	災害相談の実施	4-4
第5	社会福祉施設災害復旧事業	4-4
第6	病院等災害復旧事業	4-4
第7	学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開	4-4
第8	社会教育施設災害復旧事業	4-5
第9	文化財等の復旧計画	4-5
第10	生活確保対策計画	4-5
第11	その他の災害復旧事業	4-6
第2節	災害復旧事業の推進	4-7
第1	公共土木施設災害復旧事業	4-7
第2	農林業施設災害復旧事業	4-7
第3	都市災害復旧事業	4-8
第4	上下水道災害復旧事業	4-8
第5	公共用地災害復旧事業	4-8
第3節	資金計画	4-8
第1	国による財政援助等	4-9
第2	災害復旧事業に係る向日市の財政措置	4-10

一般対策編

第1編 総則

第1編 総則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、向日市防災会議が作成する計画であって、向日市の市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、向日市、乙訓消防組合、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等の防災関係機関が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めて、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

この計画は、風水害、火災、土砂災害などの一般災害対策に関するもので、地震による災害に対しては「地震対策編」に定め、大規模な事故、その他特殊災害に対しては「事故対策編」に定めるものとする。

また、南海トラフ地震については、「南海トラフ地震防災対策推進計画」（地震対策編 第5編）に定めるものとする。

- (1) 一般対策編：風水害、火災、土砂災害
- (2) 地震対策編：地震災害
- (3) 事故対策編：大規模災害事故、その他特殊災害等
- (4) 資料編

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、向日市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練等によって習熟に努めるとともに、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

5 計画の運用

市民及び関係機関は、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

6 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第2節 防災機関等の役割分担

防災に関係のある各機関等が防災に関し処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 向日市防災会議及び向日市災害対策（警戒）本部に関すること。
- (2) 地域防災計画の策定に関すること。
- (3) 防災に関する施設、組織の整備に関すること。
- (4) 災害に関する予・警報等の連絡に関すること。
- (5) 災害による被害の調査報告と広報に関すること。
- (6) 災害に関する情報収集、情報通信等の都市機能の中核に対する防災対策に関すること。
- (7) 水防に関すること
- (8) 地域住民による自主防災組織の結成支援、育成並びに住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
- (9) 被災者の救助、防疫及び要配慮者に対する必要な措置に関すること。
- (10) 災害の防御及び拡大の防止に関すること。
- (11) 災害応急対策及び復旧資材等の確保に関すること。
- (12) 被害予想区域及び危険区域における被害予防措置と指示指導に関すること。
- (13) 被災者等に対する融資対策に関すること。
- (14) 被災した公共施設等の応急・復旧対策に関すること。
- (15) 災害時における保健衛生及び文教対策等に関すること。
- (16) 災害対策要員等の動員に関すること。
- (17) 災害時における交通、輸送等の確保に関すること。
- (18) 関係機関、団体が実施する防災対策に係る連絡調整に関すること。
- (19) その他、向日市が対処すべき対策に関すること。

2 乙訓消防組合

- (1) 災害情報等の収集に関すること。
- (2) 火災等災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること。
- (3) 負傷者等要救助者の救出、救助及び搬送に関すること。
- (4) 水防その他応急措置に関すること。
- (5) その他、消防組合が対処すべき対策に関すること。

3 京都府

- (1) 京都府山城広域振興局
 - ① 京都府山城広域災害対策支部に関すること。
 - ② 防災に関する施設の整備、訓練に関すること。
 - ③ 災害に関する予・警報等の連絡に関すること。
 - ④ 市災害対策本部、自衛隊等その他関係機関との連絡調整に関すること。
 - ⑤ 災害による被害調査、情報の収集及び広報に関すること。
 - ⑥ 被災企業等に対する融資対策に関すること。
 - ⑦ 被災者等の救助保護に関すること。
 - ⑧ 向日市等が処理する業務の指導、調整及び物資等のあっせんに関すること。

(2) 京都府乙訓土木事務所

- ① 気象及び水防に関する予・警報の連絡に関する事。
- ② 河川、道路、橋梁等の整備及び水防に関する助言・支援等に関する事。
- ③ 河川、道路、橋梁等の被害調査報告及び応急対策に関する事。
- ④ 被害施設の復旧及び復旧資材等の確保に関する事。
- ⑤ 水防資材の整備点検及び輸送に関する事。
- ⑥ その他、土木事務所が対処すべき対策に関する事。

(3) 京都府乙訓保健所

- ① 災害用医療品等の整備補給に関する事。
- ② 医療機関の被害状況調査及び応急対策に関する事。
- ③ 医療救護及び防疫に関する事。
- ④ 保健衛生問題の指導対策に関する事。
- ⑤ その他、保健所が対処すべき対策に関する事。

(4) 京都府向日町警察署

- ① 被害の実態把握に関する事。
- ② 被災者の救出救助及び行方不明者の捜索に関する事。
- ③ 被災住民の避難誘導に関する事。
- ④ 被災地及びその周辺の交通規制に関する事。
- ⑤ 緊急交通路の確保に関する事。
- ⑥ 遺体の検視及び身元の確認に関する事。
- ⑦ 被災地及び避難場所の警戒警備に関する事。
- ⑧ 被災地における犯罪の予防検挙に関する事。
- ⑨ 災害に関する広報に関する事。

(5) 京都府乙訓教育局

- ① 教育関係の被害状況の収集及び応急対策に関する事。
- ② 災害地における児童生徒の応急対策に関する事。
- ③ 教科書の調達及び配分に関する事。
- ④ 災害時における休校、登下校の指導措置に関する事。
- ⑤ その他、教育問題の指導及び連絡調整対策に関する事。

4 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- ① 管区内警察の指導調整に関する事。
- ② 他管区警察局との連携に関する事。
- ③ 関係機関との協力に関する事。
- ④ 情報の収集及び連絡に関する事。
- ⑤ 警察通信の運用に関する事。

(2) 近畿財務局

- ① 公共土木等被災施設の査定立会の立会に関する事。
- ② 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
- ③ 国有財産の無償貸付等に関する事。
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。

- (3) 近畿厚生局
 - ① 救護等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 近畿農政局
 - ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成に関すること。
 - ② 農業関係被害状況の収集報告に関すること。
 - ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除措置に関すること。
 - ④ 被害農林魚業者等に対する災害融資のあっせん指導に関すること。
 - ⑤ 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
 - ⑥ 土地改良機械の緊急貸付に関すること。
 - ⑦ 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせんに関すること。
 - ⑧ 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整に関すること。
- (5) 近畿中国森林管理局
 - ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備に関すること。
 - ② 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。
 - ③ 国有林における荒廃地の復旧に関すること。
 - ④ 災害対策用資材の供給に関すること。
- (6) 近畿経済産業局
 - ① 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - ② 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること。
 - ③ 電気・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援に関すること。
 - ④ 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (7) 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）
 - ① 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保に関すること。
 - ② 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保に関すること。
- (8) 近畿運輸局
 - ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
 - ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
 - ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請に関すること。
 - ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
 - ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること。
- (9) 近畿地方整備局
 - ① 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
 - ② 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
 - ③ 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
 - ④ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
 - ⑤ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。

- ⑥ 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
 - ⑦ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導に関すること。
 - ⑧ 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること。
 - ⑨ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること。
 - ⑩ 災害時の海上の流出油に対する防除措置に関すること。
 - ⑪ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。
- (10) 大阪航空局大阪航空事務所
- ① 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安に関すること。
 - ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (11) 国土地理院近畿地方測量部
- ① 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること。
 - ② 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (12) 大阪管区气象台
- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。
 - ② 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表に関すること。
 - ③ 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表に関すること。
 - ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
 - ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- (13) 第八管区海上保安本部
- ① 海難救助、海上警備、海上の安全確保に関すること。
 - ② 航路標識等の保全に関すること。
 - ③ 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送に関すること。
- (14) 近畿総合通信局
- ① 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
 - ② 非常時における重要通信の確保に関すること。
 - ③ 非常通信協議会の育成指導に関すること。
 - ④ 非常通信訓練の計画及びその実施訓練に関すること。
 - ⑤ 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導に関すること。
 - ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸し出しに関すること。
- (15) 京都労働局
- ① 産業災害予防対策に関すること。
 - ② 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施に関すること。
 - ③ 災害応急対策に必要な労働力の確保に関すること。
- (16) 近畿地方環境事務所
- ① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること。
 - ② 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集に関すること。

(17) 近畿中部防衛局

- ① 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- ② 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連携調整の協力に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊）

- ① 災害の予防及び災害応急対策の支援に関すること。

6 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（京都支店）、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること。
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。

(2) 日本赤十字社（京都府支部）

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護に関すること。
- ② 災害時における被災者の救護保護に関すること。
- ③ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整に関すること。
- ④ 義援金の募集及び義援品の募集・配分に関すること。

(3) 西日本旅客鉄道株式会社（京都支店）、東海旅客鉄道株式会社（関西支社）、日本貨物鉄道株式会社

- ① 鉄道施設等の保全に関すること。
- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関すること。
- ③ JR通信施設の確保と通信連絡の協力に関すること。

(4) 日本放送協会（京都放送局）

- ① 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底に関すること。
- ② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ③ 社会事業団等による義援金品の募集配分に関すること。

(5) 関西電力送配電株式会社（京都本部）

- ① 電力供給施設等の整備と防災管理に関すること。
- ② 災害時における電力供給に関すること。
- ③ 被災施設の応急対策及び復旧に関すること。

(6) 日本銀行（京都支店）

- ① 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

(7) 西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ① 高速道路の保全に関すること。
- ② 高速道路の応急対策及び災害復旧に関すること。

- (8) 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ① 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送に関する事。
- (9) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）
 - ① ダム施設等の整備と防災管理に関する事。
- (10) 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
 - ① ガス施設等の整備と防災管理に関する事。
 - ② 災害時におけるガス供給に関する事。
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧に関する事。
- (11) 日本郵便株式会社（向日町郵便局）
 - ① 災害時における郵便物の送達確保に関する事。
 - ② 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事。
 - ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
 - ④ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
 - ⑤ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。
- (12) イオン株式会社
 - ① 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等に関する事。
- (13) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - ① 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等に関する事。
 - ② 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供に関する事。

7 指定地方公共機関

- (1) 株式会社京都放送、株式会社エフエム京都
 - ① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底に関する事。
 - ② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分に関する事。
- (2) 一般社団法人京都府医師会
 - ① 災害時における医療救護の実施に関する事。
- (3) 関西鉄道協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関する事。
- (4) 阪急電鉄株式会社
 - ① 鉄道施設等の保全に関する事。
 - ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関する事。
 - ③ 通信施設の確保と通信連絡の協力
- (5) 一般社団法人京都府バス協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関する事。
- (6) 一般社団法人京都府トラック協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関する事。
- (7) 一般社団法人京都府LPガス協会
 - ① 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保に関する事。

- ② 災害時における液化石油ガスの供給確保に関すること。
- ③ 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整に関すること。
- (8) 公益社団法人京都府看護協会
 - ① 災害時における医療救護の実施に関すること。
 - ② 避難場所における避難者の健康対策に関すること。
- (9) 一般社団法人京都府薬剤師
 - ① 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供に関すること。
 - ② 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (10) 一般社団法人京都府歯科医師会
 - ① 避難所における避難者の健康対策に関すること。
 - ② 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 洛西土地改良区
 - ① 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理に関すること。
 - ② 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
 - ③ たん水の防排除施設の整備と運用に関すること。
- (2) ガス会社
 - ① ガス施設等の整備と防災管理に関すること。
 - ② 災害時におけるガス供給に関すること。
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (3) 鉄道・軌道関係
 - ① 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。
 - ② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (4) 自動車運送機関
 - ① 安全輸送の確保に関すること。
 - ② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (5) 報道機関
 - ① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底に関すること。
 - ② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分に関すること。
- (6) 農業協同組合
 - ① 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
 - ② 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
 - ③ 生産資材等の確保及びあっせんに関すること。
- (7) 一般社団法人乙訓医師会
 - ① 災害時における医療救護の実施に関すること。
- (8) 病院等経営者
 - ① 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。
 - ② 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護に関すること。

- (9) 金融機関
 - ① 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置に関すること。
- (10) 学校法人
 - ① 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。
 - ② 災害時における応急教育対策に関すること。
 - ③ 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 液化石油ガス取扱業者
 - ① 液化石油ガスの防災管理に関すること。
 - ② 災害時における液化石油ガスの供給に関すること。
- (12) 京都府石油商業組合組合員給油所
 - ① 緊急輸送車両等への優先的な給油に関すること。
 - ② 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供に関すること。
- (13) 商工業者等（向日市商工会）
 - ① 災害時において、災害対策本部の要請による取扱物資等の供給対策等に関すること。

第3節 市民及び事業所の果たすべき役割

1 市民の果たすべき役割

「自らの命は自ら守る」という防災の原点にたつて、家屋の耐震・耐火性の向上等をはじめとする防災都市形成への協力、食糧等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の予防及び被害の拡大防止に努める。

2 自主防火防災組織の果たすべき役割

- (1) 地域における災害対策は、自治会等による自主防火防災組織等のもとで地域住民が協力し、組織的に行動する。
- (2) 地域の実状に即して自主防火防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感をもって、主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業所の果たすべき役割

地域に根ざした事業所として事業所内の防災体制の確立を図るとともに、地域住民等との連携のもと、地域の防災性の向上を図る。

第2章 計画の目標

第1節 地域特性

1 都市構造の特性

(1) コンパクトな都市

本市域は、東西約2km、南北約4km、面積は7.72km²であり、京都府下で最も狭い都市である。本市の大部分は、阪急電鉄京都線東向日駅、西向日駅、洛西口駅及びJR東海道本線向日町駅を中心とする4つの駅勢圏（1km圏）がカバーし、おおむね全域が徒歩圏にある、比較的コンパクトな都市である。

(2) 拡大から充実期を迎えた都市

本市は、昭和30年代後半から、京都・大阪近郊の住宅都市として市街化が急速に進むとともに、人口が増加し、発展してきた。そして、昭和47年10月に市制施行となり、その後も拡大を続け、市域に緑地を残しつつも市街化区域内の宅地開発が一巡、都市としての外郭が出来上がっている。今後も防災上の観点から、生活道路の整備など都市機能の充実に向けての取り組みが求められている。

(3) 幹線交通網が集中する都市

本市は、国土軸上にあり、地勢上中央部から東西にかけて約1.3kmの間に南北に阪急電鉄京都線、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道171号、名神高速道路が縦断している。特にJR東海道新幹線、国道171号の2路線は、市南部で重なっている。

これらの交通網は、いずれも国土幹線ないしは都市間の主要交通動脈として機能しているため、交通量が多く、災害発生による被害からの早期復旧が求められる。

2 都市機能の特性

(1) 京都市に隣接した住宅都市

大都市である京都市に三方を囲まれ、かつ、京都市の中心部に近く、また、大阪市へも比較的近いこと、これら大都市の住宅都市として発展してきた都市である。

(2) 比較的緑が豊かな都市

本市域の西部には、竹林からなる西ノ岡丘陵があり、東部・北部・南部にはそれぞれ水田が広がっている。これら市内の緑被率は約15%であるため、身近なところに緑が豊富な都市である。

(3) 長い歴史があり豊かな文化を育んだ都市

本市は、かつて平安京以前の都、長岡京の大極殿等があったところであり、数多くの遺跡等にみられるように、古くから文化が栄えてきたまちである。

また、近世から向日町と呼ばれ、乙訓地域の政治・文化の中心地として発展してきた長い歴史があり、豊かな文化を育んできた都市である。

3 社会構造の特性

(1) 人口密度が高く、人口流動が激しい都市

本市の人口密度は、約7千人/km²と府下で最も高密度となっている。また、人口動態をみる

と、転入人口・転出人口をあわせて約4千人台で推移している。

本市の人口流動率は、年間に約7.6%であり、人口密度が高く、人口流動が高い都市である。よって、助け合いなどの地域コミュニティの形成や、自主防火防災組織への形成が築きにくい。

(2) 昼間人口が少ない都市

本市の昼間人口比率は、80.3%であり、これは、流入人口9.3千人に対し、それを大幅に上回る約2.0万人の流出人口によるものである。その原因は、雇用の場が豊富な大都市に隣接した住宅都市として本市が発展してきたことによるものであり、昼間人口が少ない都市である。このため、昼間時の防災体制も整える必要がある。

(3) 平均年齢が若い都市

令和2年の国勢調査によると、全国平均年齢は47.6歳、本市の平均年齢は46.4歳であり、本市は全国平均に比べて若い都市である。しかし、本市においても着実に高齢化が進んできている。

第3章 防災ビジョン

第1節 基本目標

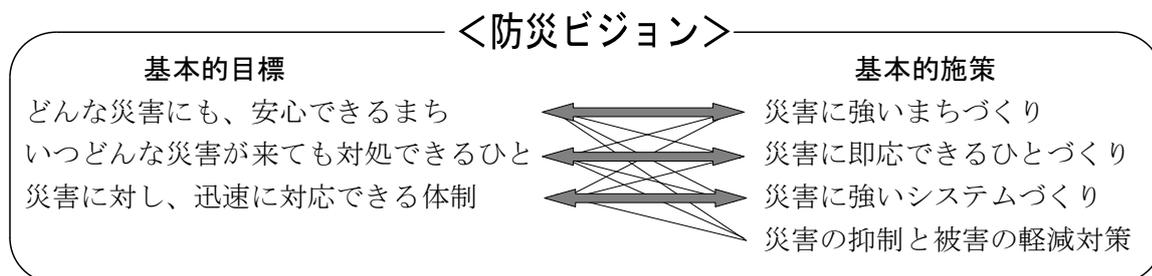
1 防災の目的

災害から、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護すること

2 防災ビジョン

防災ビジョンは、向日市における防災憲章となり、長期的かつ総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するビジョンであり、防災に関する基本的目標である。

防災ビジョンの基本的目標とその達成のための基本的施策は、次のとおりである。



3 防災ビジョン達成への視点

向日市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きくなる。この隔たりを埋める（施策遂行）ためには、極めて困難な課題を克服しなければならない。

このため、次の視点からこの課題を克服する。

- (1) 長期展望に立つ。
- (2) 短期の成果（形式的成果）にこだわらず、着実な前進を続ける。
- (3) 官民の合意形成と共同活動化を目指す。
- (4) あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
- (5) 危機管理体制を官民ともに徹底させる。

第2節 ビジョン達成の施策

1 災害に強いまちづくり

(1) 目標

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、災害に対し、柔軟な構造を持ち、人々が安心して生活できる、次のような防災機能を持つ「まち」を目標とする。

- ① 災害が発生しにくいまち
- ② 被害が拡大しにくいまち
- ③ 安全が確保できるまち
- ④ 災害対策・災害復旧が容易に行えるまち

(2) 施策の大綱：災害に強いまちづくり

目標達成に向け、「災害に強いまちづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ① 道路・橋梁、鉄道等、交通施設の整備・充実
- ② 防災空地の整備拡大
- ③ 市街地の面的整備
- ④ 住宅市街地の防火性向上の推進
- ⑤ 河川・ため池の利用・整備
- ⑥ 建築物の耐震不燃化
- ⑦ ライフラインの構造強化及び耐震性の確保
- ⑧ 避難者のための安全な施設の整備
- ⑨ 応急対策用機器・資機材の整備

2 災害に即応できるひとづくり

(1) 目標

「ひと」とは、向日市及び防災関係機関の職員並びに住民である。いつ、どんな災害が起きても対処できる、次のような人を目標とする。

- ① 災害についての深い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる人
- ② 家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合える人
- ③ 居合わせた場所で、各自、自分のなすべき行動（役割）が行える人
- ④ 大きな流れを的確につかみ、自分の位置を知ることのできる人
- ⑤ 災害に対する適度な危機意識を絶えず持ち続けられる人
- ⑥ 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる人

(2) 施策の大綱：災害に即応できるひとづくり

目標達成に向け「災害に即応できるひとづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ① 防災教育による防災意識の高揚、知識・技術の普及
- ② 市民・ボランティア団体・事業所を含めた総合防災訓練
- ③ 防災関係組織や地域コミュニティへの参加
- ④ 要配慮者の視点で、きめ細かな配慮のできる優しい心の育成

3 災害に強いシステムづくり

(1) 目標

「もの」と「ひと」が災害に強くても、これらの中に連帯関係がなければ、強力な効果は期待できない。防災体制の確立のため、次のようなシステムを目標とする。

- ① 信頼関係が確立されたシステム
- ② 役割が明確なシステム
- ③ 意図の伝達・徹底が容易なシステム
- ④ 応援と協調が円滑なシステム
- ⑤ 災害の危機管理が徹底したシステム
- ⑥ 防災のため積極的に行動するシステム

(2) 施策の大綱：災害に強いシステムづくり

目標達成のため次の施策の強化に努め「災害に強いシステムづくり」を行う。

① 災害予防

ア 災害時における災害対策本部体制の意義と内容の周知徹底

イ 日常業務において、防災的視点を組み入れた事務・事業の遂行

- ウ 防災関係組織、一般組織の把握、相互連携及び育成強化、防災への協力体制の確立
- エ 京都府を軸とした相互応援協定等による広域組織化
- オ 民間業者との協定等による緊急時の協力体制の確立
- カ 地域・職域コミュニティの形成
- キ 災害応急対策体制の事前準備

② 災害発生時

- ア 向日市及び防災関係機関は、平常業務体制から災害対策活動体制へ迅速に移行
- イ 医師会、自治会、商工会、自主防火防災組織・自衛消防組織等の迅速な立ち上げと、市及び防災関係機関との活動調整
- ウ 部署・組織毎に定められた役割分担の遂行と、それにこだわらない応援体制
- エ 市民相互の助け合い、救助、救急、初期消火及び応急手当等
- オ 緊急出動を要する事務（情報収集、道路調査と応急処置、二次災害危険箇所調査、救命救助、消防、防災拠点等重要施設調査等）の緊急出動

4 災害の抑制と被害の軽減対策

(1) 災害

災害には種類が多い。これらは、自然災害と人的災害とに区分される。どれもが人の生命、身体、財産に危害を与えることで、共通している。

- ① 自然災害：水害、風害、地震、土砂災害、山地災害、干害、冷害、長雨等
- ② 人的災害：火災、大火、山林火災、危険物災害、航空機事故、地盤沈下等

(2) 施策の大綱：災害の抑制と被害の軽減

目標達成のため、災害の発生を抑制し、又、発生した災害は、その被害を軽減するため、次の施策の強化に努める。

- ① 災害危険箇所調査体制の整備
- ② テレメーター、震度計、災害種別に応じた災害情報システムの整備
- ③ 治山・治水・農地防災等の災害予防事業及び消防予防査察等の災害予防活動の実施
- ④ 災害危険箇所の公開
- ⑤ 防災マップ、災害対応マニュアル等の作成配布

5 防災上の重要施策

本市においては、以上のことを踏まえ、防災ビジョン達成のため、当面の重要施策として、次のとおり行うものとする。

(1) 災害に強いまちづくりの重要施策

- ① 市民が災害から容易に避難が可能な道路づくり
- ② 緑豊かな公園や街路樹などの防火帯に囲まれたまちづくり
グリーンオアシス計画の事業化
- ③ 日常性の中に防災性が組み入れられた公共施設が適正に配置されたまちづくり

(2) 災害に即応できるひとづくりの重点施策

- ① 歴史に培われた人の絆の回復
- ② 新旧住民が融和した地域コミュニティづくり

(3) 災害に強いシステムづくりの重点施策

地域を守る自主防火防災組織づくり

一般対策編

第2編 災害予防計画

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 災害に強いまちづくり

第 1 節 気象予警報等の伝達計画

担 当	事務局
-----	-----

この計画は、気象、火災等に関する予・警報について、これを迅速的確に周知するための通報組織及び伝達方法等について定める。

1 予報及び警報等の種類

(1) 一般の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第 13 条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予・警報」という。）」並びに、同法第 11 条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の種類、発表基準等について定める。

① 京都地方気象台が発表する警報・注意報発表基準一覧表

向日市	府県予報区	京都府		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	京都・亀岡		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	18
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	127
	洪水		流域雨量指数基準	小畑川流域=13.8
			複合基準 ^{※1}	—
			指定河川洪水予報による基準	桂川下流[桂]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	97
	洪水		流域雨量指数基準	小畑川流域=11
			複合基準 ^{※1}	小畑川流域=(8, 8.8)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	

注意報	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 40 cm 以上あり降雪の深さ 30 cm 以上 ②積雪の深さ 70 cm 以上あり最高気温 8℃ 以上又はかなりの降雨 ^{※2}	
	低温	最低気温 - 4℃ 以下 ^{※3}	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が 3℃ 以下になると予想される場合	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 30 cm 以上 山地 60 cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90 mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は京都地方気象台の値。

※3 気温は京都地方気象台の値。

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

なお、上記の基準値は市内における基準値の最低値を示している。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

② 京都地方気象台が発表する特別警報発表基準

種 類	意 義 ・ 発 表 基 準	
気 象	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地 象	地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報 (震度 6 弱以上) を特別警報に位置づける)

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

③ 京都地方気象台が発表する気象情報

ア 京都地方気象台が発表する区域

発表官署	一次細部区域	二次細部区域	市町村等をまとめた地域
京都地方気象台	南 部	向日市	京都・亀岡

※放送等では、市町村等をまとめた地域で発表される場合がある。

イ 台風情報

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から、緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ 大雨（雪）情報

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

なお、台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は、台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

エ 記録的短時間大雨情報

1時間90mm以上の雨量が観測または解析され、かつ、大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に、その事実を報ずることによって特別の警戒を呼びかける情報。

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きく、この情報は、関係者の即座の対応を促すものである。

オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、市町村ごとに京都府と京都地方気象台が共同で発表するもので、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報じる。

カ 竜巻注意情報

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。

キ その他の気象情報

長雨、少雨、乾燥、低温、その他、現象名を冠して発表する異常気象等の状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報

(2) 水防活動の利用に適合する予・警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予・警報の発表をもって代える。

① 水防活動用予・警報の種類及び代替される一般予・警報

種 類	代替する一般予・警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報及び指定河川洪水予報
水防活動用洪水警報	洪水警報及び指定河川洪水予報

② 水防活動に利用する気象情報

一般予・警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

台風報
大雨情報
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

(3) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

① 区域細分

火災気象通報については、一般予・警報における一次細分区域を適用して細分する。

② 火災気象通報の基準

基準その 1	実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹くとき
基準その 2	強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）

ア 通報

気象の状況が前記の基準に達した場合であっても、降雨、降雪又は積雪が現にあり、若しくは3時間以内にこれらが予想される場合には通報されないことがある。

イ 通報時刻

火災気象通報は、午前 9 時から午後 4 時までの間に通報し、有効時間は翌日の午前10時までとする。

③ 乙訓消防組合管理者が行う火災警報

乙訓消防組合は、強風注意報、乾燥注意報の通報を受けた後、気象条件が乙訓消防組合火災予防規則第 26 条に掲げる状況となったとき、又はなる見込みのあるときには、火災警報を発令し火災予防上必要な措置を講ずるものとする。

④ 火災警報の通報基準

基準その 1	実効湿度55%以下、最小35%以下で、風速毎秒 7 m 以上又は 7 m 以上となる見込みであるとき
基準その 2	風速毎秒12m以上又は12m以上となる見込みであるとき。

(4) 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予・警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関等に伝達、周知する。

2 各種予・警報等の伝達方法

(1) 本庁における措置

① 京都府及び西日本電信電話㈱から送信される注意報・警報及び情報は、環境産業部防災安全課（勤務時間外においては宿直警備員）が受報し、直ちに関係各部等に伝達するとともに、必要に応じ庁内放送の措置を行う。

② 伝達を受けた関係各部等の長は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先機関等に伝達する。

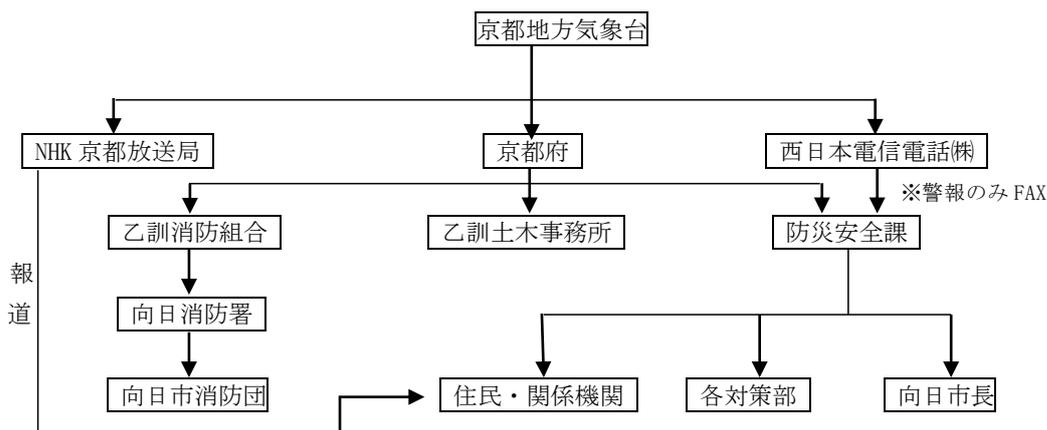
(2) 出先機関における措置

関係出先機関の長は、注意報及び警報等を受報したときは、実状に応じ適切な措置を行う。

(3) 有線通信途絶時における伝達は、広報車等最も迅速な方法により伝達する。

(4) 注意報・警報及び情報は、様式 1、2、3 又は様式 4 の用紙により受報する。

気象業務法第15条による予・警報等伝達経路図



3 異常現象発見通報制度

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

- ① 市役所又は乙訓消防組合
- ② 警察署又は交番

(2) 市長への通報

通報を受けた警察官、消防職員又は市職員は、直ちに市長に通報する。

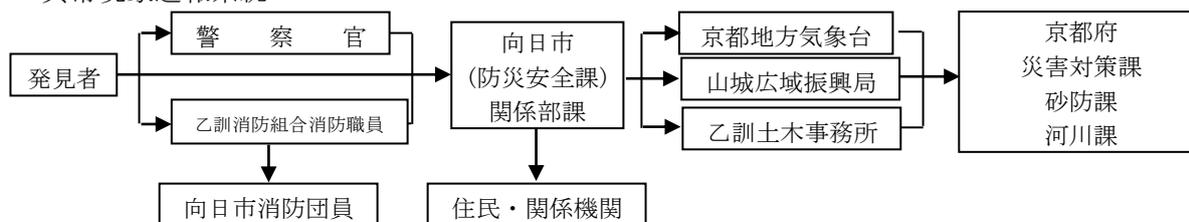
(3) 関係機関への通報

市長は前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し必要な措置を行うとともに、関係機関へ通報する。

(4) 住民に対する周知

異常現象発見時における通報先については、平素から広報紙等により住民に周知しておく。

異常現象通報系統



4 雨量・水位等気象情報

(1) 雨量等気象情報の入手手段

情報発信元	提供情報・システム名	情報の内容
国土交通省	市町村向け「川の防災情報」	雨量、水位、レーダ雨量、河川予警報、気象等
気象庁	防災気象情報	気象警報・注意報、気象情報、台風情報、洪水予報、土砂災害警戒情報等
京都府	雨量水位観測システム 衛星通信系防災情報システム 土砂災害警戒情報システム	雨量、水位、洪水予報、水防警報、気象庁レーダ雨量、河川映像情報、土砂災害警戒情報(補足情報を含む)等
乙訓消防組合	気象観測システム	雨量、温度、湿度、風

(2) 雨量観測所

観測所名	所在地	管理者
長岡京	長岡京市光風台4-1	京都地方気象台長
乙訓	向日市上植野町馬立8	乙訓土木事務所長

第2節 交通施設防災対策

担当	総務対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・西日本旅客鉄道(株)・阪急電鉄(株)
----	---

道路が被災すると、消防、救助・救急等の災害応急対策活動が困難となり、災害が増大する危険性が高いため、道路、橋梁の防災上の観点を含めた耐火・耐震性の向上を図り、災害時の緊急幹線道路、避難路、市役所など主要公共施設の連絡路等を、各々の役割に即した整備を図る。また、生活道路は、市民が避難路に至る経路であり、経路沿いに発生した災害に対処するための緊急道路でもあるので、防災対策や安全対策等に配慮し、整備を進めるものとする。

1 主要道路等の整備

(1) 長期計画

- ① 消防・救急・医療・緊急輸送等のための緊急車両が通行する緊急交通路候補路線を指定し、有効な幅員を確保し、必要な構造の改善に努める。
- ② 防災上の観点から都市計画道路の整備を図る。
- ③ 市役所をはじめ救急指定病院、消防署、防災関係機関、その他公共施設等、重要施設の連絡路については、その役割の重要度にあわせた整備を図る。
- ④ 路側に防火樹などを植栽し、延焼遮断効果を高めるものとする。

2 生活道路の整備

生活道路は、防災対策や安全対策等に配慮し、次の対策を推進する。

(1) 長期計画

- ① ブロック塀、石塀等の耐震化又は生け垣等に変更の推進の啓発に努める。
- ② 狭隘道路の解消に努める。

3 緊急輸送体制の確立

道路及び輸送体制は、防災活動の根幹であり、その確保は、最優先する必要がある。このため、大災害に備えて、道路及び輸送体制の整備を図る。

(1) 道路

① 短期計画

ア 交通取締り

突発的な災害に備えて、警察署に協力を要請し、緊急交通路候補路線、避難路は、平常時から交通取締りを強化する。

② 長期計画

ア 広域緊急交通路候補路線

広域的見地から、広域緊急交通路候補路線の指定を京都府に要請する。

イ 市域緊急交通路候補路線

災害発生時、災害の規模に応じて交通規制を行うべき緊急交通路候補路線は、次

のとおりとする。

幹道	国道
名神高速道路	171号

(2) 緊急ヘリポートの指定

① 短期計画

ア 災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

緊急ヘリポート

名称	所在地	電話番号	管理者
市立西ノ岡中学校	向日市物集女町吉田1	922-4000	向日市
府立向陽高等学校	向日市上植野町西大田	922-4500	京都府

イ 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急交通路候補路線とする。

(3) 緊急輸送体制

① 短期計画

ア 車両の確保

(ア) 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

(イ) 緊急時に備え、業者等と車両提供の協定を結ぶ。

イ 輸送拠点の指定等

(ア) 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。この際、原則としてヘリポート避難とは別の施設とする。

(イ) 緊急輸送のための輸送拠点を検討し、指定する。

【物資受入れ輸送拠点】

拠点名	所在地
北部防災拠点	向日市寺戸町寺田58
南部防災拠点	向日市上植野町北小路41

(ウ) 配車・車両管理を一元化し、効率性を高めるための体制を整備する。

4 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道(株)及び阪急電鉄(株)の鉄道施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するため、必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて、周囲の諸条件を調査して、災害等においても常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

① 短期計画

ア 橋梁の維持及び補修

イ 河川改修に伴う橋梁改良

ウ 建物等の維持、修繕

エ 通信設備の維持、補修

オ 橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進

カ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

② 長期計画

ア のり面、土留の維持、補修及び改良強化

イ 建物等の維持、修繕

(2) 災害警備体制の確立

- ① 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ② 災害復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を作成する。
- ③ 職員の非常招集計画及び訓練計画を作成する。

第3節 都市空間の整備計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

1 防災空間の整備・拡大計画

防災空間の拡大のため、延焼遮断帯の機能をもつ公園、広場、緑地、緑道、耐火建築物で囲まれた空地、下水処理施設等のオープンスペースの確保に努める。また、地域における防災性の向上を図るため、公園・空地等の確保を図るとともに、市街地内又はその周辺の農地、林地のもつ防災機能の保全に努める。これらの開発にあたって、市街地再開発事業、土地区画整理事業などにより、社会基盤の整備や河川環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

2 都市公園等の整備

公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を有している。このため、公園についてその配置と規模、特に市街地大火によるふく射熱から安全な有効面積を確保するなど、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図る。

都市公園等の現況

(令和5年8月現在)

種 別	箇 所 数	面 積 (ha)
都 市 公 園	47	6.64
そ の 他 の 公 園	65	1.02
ポ ケ ッ ト パ ー ク	7	0.04
合 計	119	7.70

(1) 短期計画

災害に強いまちづくりを行うため、防災機能を有した公園の整備を促進する。

(2) 長期計画

- ① 災害に強いまちづくりを行うため、市街地中心部及びその周辺に立地する都市公園等、重要性の高いものから、防災上の観点を考慮した整備を図ることとする。
- ② 公園等は、災害の場合、一時避難場所として利用するとともに、主要なものについては、耐震性貯水槽や防災倉庫を計画し、防災機能を高めることとする。

3 防災協力農地登録制度の推進による農地の保全

市街地周辺の農地は、良好な環境を提供するとともに、防災上も火災の延焼防止、発災時の一時避難場所、あるいは仮設住宅建設用地などとして重要な役割を担っている。このため、その防災協力農地として用地の保全に努める。また、農地の開発にあたっては、乱開発を抑制し、土地区画整理事業等によって道路・公園等の都市施設を整備し、防災機能が保持できるよう努めることとする。

水源涵養及び自然災害防止機能を有する丘陵地等の自然の残る地域についてもその保全を図る。

第4節 市街地の面的整備等

担 当	都市整備対策部
-----	---------

都市における防災上の根幹施設である道路や延焼遮断機能と避難機能等の重要な防災機能を持つ公園等の公共施設の整備は、都市には欠かせないものである。面的整備は、このような要求を満たしながら、適正な土地利用を図ろうとするものである。災害に強いまちづくりを進めていくため、面的整備の促進に努める。

1 土地区画整理事業

(1) 長期計画

土地区画整理事業は、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的に整備し、住宅の密集を抑制しつつ宅地の利用促進を図ることを目的とした事業であり、防災面からも有効な事業であるため、その事業化に努める。

- ① 市街地内の土地利用状況を把握する。
- ② 防災的な視点に立ち、安全市街地形成土地区画整理事業等を行う必要のある場所に関する調査を促進する。
- ③ 土地区画整理事業につき、事業化の可能性のあるものから整備を促進する。

2 市街地再開発事業

(1) 長期計画

市街地再開発事業は、鉄道駅周辺の未利用地や木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備を図ることを目的に、避難場所となる公園、駅前広場などのオープンスペース、道路や自由通路などを整備し、建築物の耐震不燃化や高層化と避難経路や緊急輸送網の確保等を行うことで、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを実現するものであるため、その促進を図るものとする。

- ① 市街地再開発事業の実施にふさわしい地域の調査を行い、市街地の安全性と防災性の向上に寄与し、経済性の優れた地域の抽出等の調査を促進する。
- ② 可能な地区から事業化を促進するものとする。

第5節 建造物等災害予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合
-----	------------------------------------

建物の防災性能の向上は、災害時における生命と財産の被害を軽減する有効な手段であるため、防災面からの建築指導体制を強化するなど、建築物の防災化を積極的に進める。

災害対策基本法には、国、地方公共団体等の防災行政責任の明確化と住民による防災への寄与が義務づけられているが、自らの安全のために、災害に耐える「住まいづくり」を行うこととする。

1 民間建築物災害予防対策

(1) 短期計画

① 建築物の防災性能の向上

ア 建築物を新築する場合は、建築基準法等による建築の指導を行うよう、関係機関の協力を求める。

イ 民間建築物、特に不特定多数に利用される集客施設等については、所有者又は管理者に対して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断の実施の促進を図り、必要に応じ、建替え若しくは耐震改修工事等の実施を行うよう、関係機関の協力を求める。

ウ 一般建築物については、広報等で耐震診断や耐震改修等を行うことを奨励する。

(2) 長期計画

① 建築物の防災性能の向上

耐震補強等の必要な建物の建替え、改築・改修の場合は、資金融資制度の利用を推進する。

② 建築物の不燃化

火災の拡大防止を図るため、市街地再開発事業等の推進により、耐火建築物の建築を促進する。

2 公共建築物の安全性の確保

(1) 短期計画

① 防災上重要な施設等の整備

「向日市公共建築物耐震化事業計画」に基づき、市役所庁舎や避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に建築物の耐震補強対策を講じていく。

また、防水性・耐風性・耐火性について定期的に調査・診断し、その結果に基づく改修を促進する。

② 訓練等

防災設備等がその機能を果たすため、防災、防火等の訓練と併せて、防災設備、消火設備等の操作訓練を実施し、その管理に万全を期すこととする。

また、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底するとともに、施設が浸水した場合や土砂災害等の風水害の発生も想定し、他施設への誘導についても検討を行い、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努める。

(2) 長期計画

① 法基準の遵守

官公庁の庁舎施設については、「官公庁施設の建築等に関する法律」に準じ、一定規模を超える場合は、耐震性を有し、不燃構造を持つ建築物とし、これら双方を合わせた基準以上となるよう努めるものとする。また、教育施設等について老朽化校舎等から順次改築・補強等を行い、児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

② 旧基準の建築物等

建築基準法の現行耐震基準を満たしていない等の既存不適格建築物について、耐震診断、地盤特性の把握等を行い、必要に応じ、順次耐震改修又は建替えを図っていくものとする。

③ 重要な公共建築物等

公共建築物を新たに建築する場合、市庁舎等、防災上重要なものは、耐震性及び不燃性の強化を検討するとともに、大雨、洪水等による不等沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。また、公共建築物のうち、コンピューター室等地震動を抑制すべき部分は、改修して免震構造又は制震構造とすることを検討する。

④ その他の公共建築物

公共建築物を新築する場合、地盤特性の把握等を行い、ふさわしい構造とする。

⑤ 非常電源の整備

災害発生時、電源及び配電線の被災による停電により、公共施設としての機能を失うことを避けるため、庁舎の全部又は一部に非常電源を整備するものとする。

3 落下物などの除去

(1) 短期計画

災害においてブロック塀、自動販売機などの倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下などの防止のため、事前にその除去や危険防止のための固定化、移動防止措置等の普及を図る。

4 ブロック塀等対策

(1) 短期計画

① ブロック塀等の実態調査・指導

ブロック塀や門柱等の倒壊による危険を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように調査を実施する。特に、避難所周辺、避難路、通学路等は、重点的に調査を実施する。

② 生垣、フェンスへの転換

市内のブロック塀等の実態把握に基づき、その所有者及び管理者に対して、生垣又はフェンスへの転換を奨励・指導する。

5 災害による建造物等の被害予防計画

(1) 防災上の観点から、建築基準法、都市計画法等関連法規の啓発を積極的に行い、指導を強化する。

(2) 公共建造物及び集会場等の構造については、防火設備等防災対策についての指導を強化する。

(3) 防火水槽等消防施設は、社会の変化に対応し、十分機能が発揮できるよう設備充実に努めるものとする。

(4) アパート等共同住宅については、防災上特に留意し、消火設備の充実に指導する。

(5) 一般家庭については、消火器等の備えつけを呼びかけ、その使用方法及び地域住民との助け合いについて指導する。

(6) 防災設備等が非常時に十分その機能を果たすための防災、消火訓練を実施し、防災設備の管理に万全を期すよう指導する。

(7) 町内会等の防火防災活動を高めるため、消火器及び防災用品の購入費用に補助する。

(8) その他、地域住民の防災についての認識を高めるための指導に努めるものとする。

第6節 ライフライン等施設対策

担 当

都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・西日本電信電話(株)京都支店・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

ライフライン、即ち、上水道、下水道、電気、ガス、通信は、都市生活者の生命維持のための根幹的施設であり、健康で文化的な生活の基盤を支えるものである。

市が管理する上水道、下水道は、いうまでもなく、都市生活者の根幹的施設である電気、ガス、通信は、市が直接に管理しないとしても、大災害を受けた場合の市民の生活に重大な影響を及ぼ

すことから、防災対策と復旧対策の推進に絶えず注視するとともに、その促進を訴え、積極的にこれに協力することにより、災害に強いライフラインづくりを目指すものとする。

1 上水道施設災害予防計画

水道施設は、市民の生命維持の基盤であるとともに、消防水利の基本であり、現在、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後も、災害に強い上水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 上水道施設の維持管理等

災害に備えて、平常時から上水道施設の維持管理、市町村等と相互応援協定を締結する等、万全を期す。

- ① 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努めるとともに、給水量及び水位を点検し、事故の早期発見に努める。
- ② 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急調査協力を依頼しておく。
- ③ 配水管被害では、仕切弁操作による配水措置対策が必要となるため、平素から配水管網図及び仕切弁の位置図「上水道管理図」の保管場所の被災を想定し、複数個所での保管等、管理に万全を期す。
- ④ 災害により上水道施設に被害を受けた場合、広範囲で停電が発生することを想定し、施設の状態に応じて自家発電設備や2系統充電等の停電対策の実施に努めるものとする。
- ⑤ 市及び水道事業者等は、相互間、府、他市町村等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

(2) 上水道施設の整備

日本水道協会が策定した「水道施設耐震工法指針」・「水道施設設計指針」等によって施設の整備を図り、特に次の事項を推進する。

- ① 老朽配水管の計画的な耐震化や、配水管のループ化等を進め、防災対策を講じる。
- ② 塩素、石油、高圧ガス等の危険物の保管施設の改良整備を図り、防災性の向上を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講ずる。
- ③ 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、老朽箇所及び破損しやすく被害を受けやすい箇所等から防災性の向上を図る。
- ④ 火災に備え、消火栓の増設を図る。

(3) 応急給水対策

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能に陥るか、飲料水の汚染等により飲料水を得ることが困難になる事態に備えて、給水機能の整備を図る。

- ① 平常時から給水車等の点検整備を行う。
- ② 断水時のために仮設給水栓の整備を図る。
- ③ 緊急の場合に備えて、給水に必要な資機材とともに、給水容器、水質検査機器、試薬、塩素消毒薬等の備蓄を図る。

(4) 要員の教育・訓練

- ① 大きな災害を想定して、上水道施設に関する職員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- ② 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

(5) 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧用資機

材を備蓄する。

(6) 民間業者との協定等

大災害に備え、民間業者に、災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、応急給水、災害応急復旧、復旧等について協力の申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

(7) 相互応援協定

大災害に備え、職員の相互派遣、資機材の相互調達等について、関係機関、近隣市町村と協定を結ぶ。

2 下水道施設災害予防計画

下水道施設は、市民の衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものであり、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後も、一層災害に強い下水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 下水道施設の維持管理

① 下水管きよ、電気設備、通信設備等について平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努める。

② 浸水箇所について、河川・水路管理者と連携して実態を把握し、それぞれの箇所ごとに予防措置を行う。

③ 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に従い被害を受けやすい箇所等をあらかじめ把握しておく。

④ 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、調査体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急の場合の調査の協力を依頼しておく。

⑤ 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて、被災時における仮設発電設備の円滑な調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(2) 下水道施設の整備

既設の下水道施設については、老朽化施設の改修整備により防災性の向上を図る。

また、今後の設計に当たっては、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行い、防災設計及び防災施工を図るものとする。

① 老朽管きよは、計画的に改良し、防災対策を講じる。

② 新たに下水道管きよを敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画を行う。

(3) 要員の教育・訓練

① 大きな災害を想定して、下水道施設に関する要員教育と防災訓練を計画し、実施する。

② 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

(4) 資材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(5) 民間業者との協定等

大災害に備え、民間業者に災害危険箇所等の緊急調査、応急措置、災害応急復旧等についての申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

(6) 相互応援協定

大災害に備え、職員の相互派遣、資機材の相互調達について、関係機関、近隣市町村と協定を結ぶ。

3 都市ガス供給施設

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最

小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(1) 防災体制

防災業務計画に基づき、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

① ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(3) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係わる防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(4) 広報活動

① 住民に対する周知

パンフレット等を利用して、ガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4 電力供給施設

電気施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

(1) 水害対策

① 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

② 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の構造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する、また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雷対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

5 通信施設・設備の整備

電気通信設備の災害による障害発生を極力防止し、障害が発生した場合において、電気通信設備の復旧を迅速かつ的確に行い、電気通信サービスの確保を図るため、NTTの実施する一般通信施設防災計画について定める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による障害発生を極力防止するため、次の対策を講じ、万全を期す。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信施設等について、極力防水構造化を行う。
- ② 主要な電気通信施設が設置されている局舎建物について、耐火構造化を行う。
- ③ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、主要区間の伝送路について2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、回線の切り替え措置計画を定め対処する。

(4) 共同溝（長期計画）

災害に強いライフライン施設とするため、共同溝の建設を検討する。共同溝の建設については、将来的には街路事業、景観事業等と合わせ整備を検討する。

6 鉄道施設防災計画

JR施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 橋梁の維持、補修及び改良強化
 - ② 河川改修に伴う橋梁改良
 - ③ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
 - ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - ⑤ 鉄道林、防備林の造成及び落石防止設備の強化
 - ⑥ 建物等の維持、修繕
 - ⑦ 通信設備の維持、補修
 - ⑧ 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
 - ⑨ 路線周辺の環境条件の変化による、災害予防の強化
 - ⑩ その他防災上必要なもの
- (2) 災害警備体制の確立
- 列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれのある場合は必要な次の計画を毎年度当初において策定する。
- ① 気象観測機器の整備
 - ② 警戒発令基準を地域気象条件等により定める。
 - ③ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
 - ④ 災害応急復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画をたてる。
 - ⑤ 職員の非常召集計画及び訓練計画をたてる。

第7節 学校施設防災計画

担 当	教育対策部
-----	-------

- 1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、ひさし等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。
- 2 防災機能の整備
 - (1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。
 - (2) 避難所としての機能整備

避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。
- 3 避難所としての運営方法

避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。
- 4 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器

書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第8節 社会福祉施設防災計画

担 当	市民サービス対策部
-----	-----------

市内の社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、各施設において、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を行う。また、防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけるようにする。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、本計画に記載された社会福祉施設等では、水害又は土砂災害に対応した避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられている。

1 短期計画

- (1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底する。また、施設が浸水した場合や土砂災害等の風水害の発生も想定し、他施設への誘導についても検討を行い、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火・防災管理体制の整備に努める。

この場合、災害発生時に自力避難が困難な者に対する避難・救出を想定するなど、施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう留意するとともに、地域の防災関係機関の協力を得て実施するよう努めること。

- (2) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

2 長期計画

新規に施設を建設する場合には、災害時避難対策や耐震構造に十分に配慮し、建設を行うものとする。

老朽化が進んでいる社会福祉施設は、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

第9節 文化財防災計画

担 当	教育対策部・乙訓消防組合
-----	--------------

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。このため、災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害に際しては、的確な対応ができるよう防災設備の設置を推進するものとする。

1 建造物

(1) 短期計画

防災施設整備の対象として、文化財に対する防災設備の設置促進に努めるとともに、定期的に点検整備を実施し、良好な維持管理を行うよう所有者に対し、指導・助言を行う。

その際、社寺などの歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分な考慮を払いつつ計画を進める。

(2) 長期計画

消火設備及び避雷設備等の設置についても、所有者の意向を踏まえながら推進指導する。また、防災設備の日常の保守義務に対しても、補助金を適切に交付するなどして、万一の際に的確作動するように万全を期す。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

(1) 短期計画

防災施設整備の対象として、各種防災設備の未設置文化財を対象としてその設置を指導するとともに、既設の防災設備の日常的な点検及び不良個所の修理等図るよう指導する。

有形民俗文化財については、上記に準じて実施する。

(2) 長期計画

収蔵庫の設置が適当でないような事情（信仰上、景観上、用地上）がある場合には、状況に応じ耐火構造や耐震構造を有する建築物としての整備を行うなど適切な措置を講じる。

有形民俗文化財については、上述に準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物

市内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた方針に基づき対策を進める。

4 文化財保護対策

(1) 短期計画

① 文化財の所有者又は管理団体に対する防災の意識、災害時における防災の方法等文化財の防災措置を徹底する。

② 日常的な点検を徹底し、柱や梁の老朽化や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに修理する。

③ 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画を作成する。

④ 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制を充実させる。

⑤ 消防用設備等の防災施設を設置する。法的に設置が義務づけられているもののほか、建築規模・構造等を考慮した上、必要な設備の設置を指導する。

⑥ 文化財の周辺をたき火又は喫煙制限区域に指定し、出火防止の徹底を指導する。

⑦ 1月26日の「文化財防火デー」（法隆寺の壁画が炎上した日）を中心に地域住民に対する文化財愛護思想の高揚を図るための啓発活動を展開する。

⑧ 消防関係機関等の文化財の防火に関係のある機関との連絡、協力体制を確立する。

(2) 長期計画

① 屋根については、文化財保護上支障のない範囲に軽量化を指導する。

② 大規模修理等の際に、伝統的補強工法を含め防火・耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

第10節 河川・ため池等の整備計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

1 河川・ため池・貯水施設の整備

(1) 短期計画

- ① 河川及び水路、ため池に関し、防災調査計画(第4章1節)に基づき、定期パトロールを実施する。
- ② 農業用及びその他のため池の、特に老朽化等により危険なものについては、洪水吐及び堤体等の整備、補強に努めるとともに、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等を行う。

(2) 長期計画

市が管理する河川はないが、水防法第14条に基づき、指定されている淀川水系桂川の浸水想定区域が本市域に及ぶことから、国・府とともに、河川環境の整備に努めるとともに、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。

また、災害による堤防の破堤等による出水を防止するため、農業用ため池の計画的な改修整備を促進する。

第11節 災害通信整備計画

担 当	乙訓消防組合・事務局
-----	------------

災害時においては、各種予・警報等の情報量が飛躍的に増大する。このため、情報伝達が円滑かつ迅速に行えるよう通信設備の整備に努めるための計画とする。

1 有線通信施設

災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を図るとともに機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

2 通信途絶時における措置

(1) デジタル防災無線の活用

防災行政無線等を利用するとともに、自動起動機と連携させたデジタルMCA無線を活用することで、Jアラート(全国瞬時警報システム)の発信した気象警報等を、避難所となる施設等へ円滑に伝達することができるよう、市内公共施設へのデジタルMCA無線の配備を進める。

(2) 非常用無線通信網の利用

京都府庁への通信については、非常無線通信網(第3編第3節情報収集・伝達「2通信体制」参照)を利用することとなるので、京都地区非常無線通信協議会が実施する通信訓練等を通じて関係機関との連携強化に努めるものとする。

3 エリアメール・緊急速報メール・防災情報お知らせメールの活用

市は、市民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メール・防災情報お知らせメールを活用する。

4 京都府防災行政無線

災害時における京都府及びその出先機関並びに関係機関との通信は、京都府衛星通信系防災情報システムを活用する。

- 5 無線従事者の養成
無線局の運用を円滑に実施するため、無線技師の養成に努める。

第12節 資材・機材等の整備点検計画

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・
都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害対策の円滑を図るための必要な資材、機材等整備充実に努め、有効適切に活用できるよう整備点検するための計画とする。

1 整備点検

- (1) 通行の支障となる障害物の除去などの道路復旧作業を迅速に行い、早期に通行を確保するため、道路防災倉庫において、道路防災資機材を一元管理するものとする。
- (2) 風水害発生時における道路冠水などの復旧を迅速に行い、早期に道路の通行を確保するため、風水害資機材倉庫において、風水害にかかわる資材類を一元管理するものとする。
- (3) 応急対策活動を円滑にするため、資材、機材を定期的に点検整備するものとする。
- (4) 社会情勢にかんがみ、常に科学的に進歩した資材、機材の補充整備に努めるものとする。
- (5) 必要に応じ資材、機材を貸し出した場合は、その所在、数量等を明確にするため帳簿等に記載するものとする。
- (6) 災害の状況に応じ、速やかに資材、機材等が補充できる調達方法を樹立して、万全を期するものとする。

第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 市民等に対する防災知識の普及対策

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

防災対策は、市をはじめとする防災関係機関の努力だけでは、実効が上がるものではない。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る「責務」を自覚し、防災技術を身につけることが基本である。

市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、災害発生時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 町内会等、その他各種組織に働きかけて、自主防火防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 京都府及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識向上を図り、災害発生に備える。
- (4) 町内会等の防火防災活動を高めるため、防火防災器具の購入費用補助制度の普及に努める。
- (5) 発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備が図られるよう普及に努める。
- (6) 3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策の普及に努める。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 普及させるべき防災知識の内容
 - ① 災害の種類・特質等
火災・地震・風水害・土砂災害等
 - ② 発災時のための準備
食料・飲料水・非常持出品の準備
 - ③ 避難と避難誘導
緊急避難、避難心得、携帯品等
 - ④ 救助・救急
救助に役立つ小物のいろいろ、救護知識、応急手当の知識等
 - ⑤ 住宅の耐震対策
家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対策

- ⑥ ブロック塀・門柱対策等
ブロック塀・門柱の耐震構造化の基礎知識、崩壊防止
- ⑦ コミュニティの形成
近所づきあい・助け合いと奉仕（ボランティア）の心がかよう町内会づくり
- ⑧ 防火対策
防火心得、初期消火、住宅用火災警報器の設置
- ⑨ 戸外の危険対策
電線・ブロック塀・門柱・落下物・橋等
- ⑩ 要配慮者対策
高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等
- ⑪ 旅行先での防災
ホテル、旅館、観光地
- ⑫ 災害の継承
郷土の災害史や災害体験談などの共有・継承
- ⑬ その他

3 防災知識普及の媒体

防災知識の普及を、次の媒体を用いて努める。

- (1) 広報紙・ホームページ
防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報紙・ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。
- (2) 防災マップ
大雨や台風時に予想される土砂災害や洪水災害など、あらかじめ想定した災害を、避難所・危険箇所・防災機関(警察, 消防, 市役所等)などの関連情報とともに表した防災マップを、家庭や地域での避難体制作りや危険の回避など、自主防災活動を支援することを目的に配布する。
- (3) 防災パンフレットの配布
防災関係機関は、機会あるごとに防災啓発パンフレットを作成し、市民に配布する。
- (4) ビデオ等の利用
市所有のビデオ、映画フィルム等を、各種団体の会合時に上映して、防災知識の普及を図る。
- (5) 新聞・テレビの利用
災害予防に関し、特に必要な事項等については、随時新聞等報道機関を通じて防災知識の普及に努める。
- (6) 広報車等による周知の徹底
広報車、消防車等の巡回により、重点的に防災知識の徹底を図る。
- (7) 防災イベント
防災の日（防災週間）・防災とボランティアの日・火災予防運動期間・市民防災の日・水防月間（5月）、土砂災害防止月間（6月）などに、防火・防災関係イベントや講習会、説明会等を開催し、それら行事を通じ、防災知識の普及に努める。
- (8) その他
防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識の普及に努めるなど、必要に応じ効果的な方法により知識の向上を図る。

4 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊

重の精神を培うための教育を推進する。

また、非常災害に備えて、学校においては、乙訓消防組合等との協力のもと、児童生徒、教職員等の生命や身体の安全確保を図るため、校舎、設備の保全を図るとともに、定期的に各種避難訓練や学習会等を実施する。

(1) 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

(3) 避難訓練の充実

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童生徒に対する訓練を定期的に行う。

(4) その他、必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し実施する。

5 家庭での災害教育

(1) 家庭での防災対策の推進

① 風水害による人的被害等を軽減するために、平常時から各家庭において、防災対策をたてるよう町内会、女性の会、自主防火防災組織等を通じて浸透させる。

② 家庭については、消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

(2) 家庭での備蓄の推進

① 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を求める。

② 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

6 職員に対する防災教育

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施を検討する。また、向日市地域防災計画が的確有効に活用されるよう、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

(1) 平常時の心構え

(2) 市の災害対策活動について

① 災害対策活動の概要

② 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え

③ 災害時の役割の分担

④ 災害時の指揮系統の確立

⑤ 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

⑥ 発災時、平常業務にない活動への取組み方について

(3) 災害知識について

① 風水害等の基礎知識

② 災害に対する地域の危険性

③ 災害情報等

(4) 実働マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

なお、実働マニュアルは、防災計画に従って各対策部において作成する。

(5) 普及・啓発の方法

① 職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施する。

② 訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。

7 社会教育等を通じての防災知識の普及

(1) 社会教育施設における講座等を通じて実施する。

(2) 社会教育関係団体への防災に関する知識の普及

8 事業所等における防災

(1) 各事業所において、防災計画や事業継続計画を樹立し、防災関係機関と調整を図り、防災に万全を期するよう努めるものとする。

(2) 防災訓練、学習を定期的実施するものとする。

(3) 防災関係機関の要請に積極的に協力するものとする。

9 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

災害時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

災害発生時に素早く行動が起こせるよう、防災訓練の充実を図り、常日頃から災害に対する心構えを身につけておくことが重要である。そのため、市民参加型の総合防災訓練を行うとともに、各地域においても、年1回以上防災訓練を行うよう指導し、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

第2節 防災訓練・調査(パトロール)計画

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

市職員は、災害時、その中枢組織である災害対策本部に所属し、一刻を争う状況におかれるにも係わらず、その多くは、分担する事務が平常時と大きく異なり、かつ、異常事態下におかれるため、円滑な災害応急対策活動を欠くおそれがある。

大災害の場合を想定すると、住民の役割が極めて大きいこと、協定市町村等の応援を受ける

こと、これらと防災関係機関及び災害対策本部との連携又は協調が欠かせないこと等を勘案し、向日市は、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、非常事態に備えるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練計画

(1) 防災訓練

向日市防災会議は、防災関係機関との相互連携のもと、市民参加の現実に即した防災訓練を実施する。

(2) 各機関実施の訓練

水防訓練、消防訓練、学校等における訓練、病院、福祉施設等

(3) 災害種類別訓練

風水害、火災、土砂災害、地震、その他

(4) 機能別訓練

- ① 非常参集訓練
- ② 情報訓練
- ③ 道路防災訓練
- ④ 緊急輸送訓練
- ⑤ 応援要請訓練
- ⑥ 避難訓練
- ⑦ 配送拠点防災訓練
- ⑧ 救護訓練
- ⑨ 衛生・防疫訓練
- ⑩ 上水道及び下水道防災訓練
- ⑪ 清掃防災訓練
- ⑫ 土砂災害等防災訓練
- ⑬ 学校等防災訓練
- ⑭ 要配慮者救急救助訓練
- ⑮ 自主防火防災組織等防災訓練

(5) 地域別訓練

地域特性に応じた地域別の訓練を実施する。

(6) 訓練参加者

- ① 市職員
- ② 関係機関職員
- ③ 協定市町村
- ④ 協定関係機関
- ⑤ 住民（自治会・自主防火防災組織・民間諸団体等）
- ⑥ 企業（自衛消防組織）

2 調査（パトロール）計画

(1) 計画の方針

市内における河川、ため池、山崩れ及び土木工事中の現場等災害時において危険が予測される場所の調査及び火災予防査察等を行い、災害の予防対策を図る。

[河川、土砂災害の重点パトロール箇所]

河川	小畑川、寺戸川、石田川等
ため池	はりこ池、新池、主池、ハマリ池、青屋池、バッチ池、大池、須大寺池、弁天池、行者池
山崩れ急傾斜地	物集女町出口、物集女町北ノ口、物集女町中海道、物集女町長野、寺戸町芝山、寺戸町大牧、寺戸町西野、寺戸町天狗塚、向日町南山、向日町北山
土石流	物集女町北ノ口

(2) 計画の内容

① 合同パトロール

京都府地域防災計画に基づき、関係機関とともに、年1回パトロールを実施するものとする。

② その他の調査

各施設管理者の自主的な定期調査及び火災予防査察並びに災害多発期の事前調査を行い、災害の予防を図るものとする。

(3) 調査記録等

調査結果に基づき、危険箇所台帳を整備し調査事項を記録するとともに、調査の結果安全対策を必要とする事項については、施設等の管理者にその対策を指示するものとする。

第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画

担 当	乙訓消防組合・事務局
-----	------------

自治会・町内会を基本として、自主防災組織を結成する。市は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災機関との連携に努めるものとする。

1 市民の防災意識の向上と自主防火防災組織の形成・強化

(1) 短期計画

① 自主防火防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の促進を図る。

② 自主防火防災組織の防災活動の内容

自主防火防災組織の防災活動としては、次の活動があげられる。

ア 平常時の活動：災害予防対策

(ア) 自分のまち意識の高揚

(イ) まちは自分達で守る意識の定着

- (ウ) 自らの防災知識・技術の習得
- (エ) 地域住民に対する防災知識・技術、防災情報の入手の普及啓発活動
- (オ) 市の行う防災活動への参加・協力
- (カ) 地域住民の行う防災活動への参加・協力・指導
- (キ) 防災訓練の実施又は参加
- (ク) 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- (ケ) 地域内の危険箇所の調査・把握及び安全点検の実施
- (コ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定及び取るべき避難行動を時系列で整理したタイムラインの作成
- (サ) 自主防火防災組織相互間の連携
- (シ) 防災用資機材の整備・点検
- (ス) 防災に関する調査、研究
- (セ) 防災計画の作成に関すること。
- (ソ) その他災害予防に関すること。

イ 災害時の活動

- (ア) 災害に対する警戒活動
- (イ) 出火防止・初期消火活動
- (ウ) 浸水排除
- (エ) 地域内の災害情報（含危険箇所）・被害情報の収集・伝達の協力
- (オ) 負傷者の救出・応急手当・搬送
- (カ) 避難指示の場合の市民への伝達、避難あとの確認等
- (キ) 避難誘導・避難所の開設と運営
- (ク) 避難所に収容されていない被害者への救援活動
- (ケ) 給水、炊き出し、給食、生活必需品等の配送、配給等の実施
- (コ) 救援物資の早急な分類と分配
- (サ) その他災害応急対策活動に関すること。

2 自主防火防災組織の設置育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防火防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則とし、地域住民の理解と協力を得ながら効率的に推進していくものとする。

(2) 育成指導

自主防火防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

(3) 他組織等の連携

- ① 自主防火防災組織間の連携を促進する。
- ② ボランティア等他の組織との連携を促進する。

(4) 設置指導

自主防火防災組織の設置について、おおむね次のような組織となるよう指導する。

- ① 規模
自主防火防災組織（以下「組織」という。）は、地域住民がおおむね10戸以上の世帯で組織するものとする。
- ② 名称
組織の名称は、原則としてそれぞれの町内会名を冠し、〇〇自主防火防災会とする。

③ 役員

組織には、会長、副会長、その他の役員をおくものとする。

④ 事業

⑤ 規約

組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておくものとする。

⑥ 防災計画

組織は、地震、風水害、火災、土砂災害、その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、被害を防止・軽減又は火災その他の災害の予防を図るため、防災計画を協議するものとする。

⑦ 助成

組織の育成及び円滑な防災活動の推進を図るため、市は、必要な防災用資機材等を予算の範囲内において、次の規則、要綱で定める補助金等を交付するものとする。

ア 向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業補助規則

イ 向日市浸水防除に係る資機材貸与及び活動費助成要綱

3 地区防災計画の作成

自主防災組織を形成する市内の自治会及び町内会や事業所を有する事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として向日市防災会議に提案することができる。

向日市防災会議は、自主防災組織や事業者等から地区防災計画を位置づけるよう、提案を受けたときには、防災会議において審議し、必要があると認めるときには、向日市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

4 特に配慮を必要とする人への協力体制

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など特に配慮を必要とする人は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の健康福祉部局と連携して支援体制を整備する。

5 施設の自衛消防計画

(1) 短期計画

① 計画の方針

公衆の出入りする場所、多数の者の勤務する場所、危険物を製造・貯蔵若しくは取り扱いする施設等において、その施設の代表者及び責任者が施設の自衛消防組織を編成し、自衛消防活動を実施するための方針を定める。

なお、消防法に基づく消防計画、予防規程等の計画を作成している施設は、この計画に適合していることと見なす。

② 対象施設

ア 工場、学校、マーケット等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、消防法施行令で定めるもの

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇物等を製造、貯蔵、保管及び取り扱う施設

③ 施設の自衛消防計画の策定指導

消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所並びに地域の安全と密接な関連がある事業所は、災害の未然防止に努め、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める必要がある。このため、各事業所において、自衛消防組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

④ 他組織との連携

ア 他の自衛消防組織間の連携を促進する。

イ ボランティア等他の組織との連携を促進する。

第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画

担 当	市民サービス対策部
-----	-----------

災害発生 of 初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援、避難所の開設・運営等に極めて有効である。

ボランティアは、基本的には自主的任意活動であるので、個人の意志により活動のあり方が異なるものである。しかし、組織化により意図の形成も可能となることから、京都府の行う災害ボランティア制度に協力して、災害の場合に備えるものとする。

ボランティア組織には、ソーシャルネットワークサービスによる全国的な組織化を進めているものもあり、提供できる技能等も多岐にわたっている。

このような状況の中で、近年急速に台頭したボランティア活動の気運を定着させるためにも、ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入れ体制を計画する。

1 短期計画

(1) ボランティアの育成

ボランティアの防災的育成を行うため、次のことを行う。

- ① 市において、ボランティアのための部署を定める。
- ② 京都府が設置する災害ボランティア協議会が行う専門ボランティアの事前登録や、派遣等の活動に協力し、併せて災害時の場合の活用手続き等を明確にしておく。
- ③ 災害発生時において、社会福祉協議会の設置する災害ボランティアセンターの機能の充実に協力し、併せて市域のボランティア活動を掌握し、組織化可能なものはこれを促進し、組織間相互の関係を深めることに努める。
- ④ ボランティアリーダーやアドバイザーの育成を図る。
- ⑤ 平常時、防災に関する協力をボランティア組織を通じ依頼するとともに、一般ボランティアには、広報等により随時依頼する。
- ⑥ ボランティアに防災教育を行う。
- ⑦ 災害発生時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。
- ⑧ 市域のボランティアが、市外等のボランティアのためのボランティアコーナーの運営等を行うことを、あらかじめ依頼しておく。
- ⑨ 災害発生時ボランティアに協力を依頼すべき事項を明確にしておく。

(2) 災害ボランティアに関する啓発

- ① 住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意義等についても

啓発を進める。

- ② 京都府の行うボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るため、市においても雇用主等の理解が得られるよう努める。
- (3) 災害発生時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項
 - ① ボランティアコーナーの支援又は運営
 - ② 救急救助活動
 - ③ 救援物資管理等の支援：受入れ、運搬、分類、在庫整理、配送、分配等
 - ④ 給水活動支援：配送、給水管理事務等
 - ⑤ 自宅避難者等の支援：給食、給水、物資の分配
 - ⑥ 避難所の支援：物資の分配、避難者リストの作成、運営等
 - ⑦ 要配慮者の救済と支援：介助等
 - ⑧ 清掃作業：避難所、被災地域、ボランティアセンター、病院
 - ⑨ 各種専門技能による支援：医療関係者、各種カウンセラー、マッサージ師、保健師、教育・保育・事務関係者、自動車運転手、各種機器の修理要員等
- (4) 他組織との連携
 - ① ボランティア各組織との連携を促進する。
 - ② ボランティア以外の自主防火防災組織等との連携を促進する。

第5節 要配慮者対策計画

担 当	市民サービス対策部
-----	-----------

1 計画の目的

災害発生時においては、高齢者や障がい者等の方のうち、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する方（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に被害が集中するおそれがある。

このような避難行動要支援者に対して、その状態、程度に応じたきめ細かな支援を行うために整備すべき体制を定める。

2 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

(1) 「避難行動要支援者名簿」の作成

市民サービス対策部は、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区・自治会、民生委員、消防機関、警察、市社会福祉協議会等関係機関に提供する。

(2) 「避難行動要支援者名簿」に記載する個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する個人情報は、次に掲げる事項とする

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由等

(3) 「避難行動要支援者名簿」の作成、更新及び回収

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、要介護認定等の福祉情報及び住民基本台帳データを利用することとし、更新及び回収に関しては、避難行動要支援者の実態を的確に把握し名簿を更新し、更新前の名簿については回収のうえ、適正に処分する。

(4) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援については、自主防災組織等の地域団体や、民生委員・児童委員等（以下「避難支援等関係者」という。）が行うものとする。

(5) 「避難行動要支援者名簿」等の提供

災害発生時には、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に避難行動要支援者名簿を提供することとする。

(6) 「避難行動要支援者名簿」の提供に際する情報漏えいの防止

災害発生時に、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するときは、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿受渡簿の提出を求めるとともに、提供した避難行動要支援者名簿を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは避難行動要支援者名簿を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報に他を漏らさないこと等の避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

また、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、避難行動要支援者名簿を提供した避難支援等関係者に活動結果の報告を求めるとともに、避難行動要支援者名簿を回収するものとする。

(7) 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。

なお、情報の提供に当たっては、漏えい防止措置を講じ、適切な情報管理を行う。

(8) 近隣の助け合い体制の推進（自主防災組織等）

自主防災組織等は、避難訓練等の実施を通じ、平常時から近隣の避難行動要支援者の安否確認や避難時の介護などを実施する。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定等

福祉避難所は「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。なお、協定を締結している施設は、【資料編 資料2-6】のとおり。

(2) 福祉避難所の確保

市は、要配慮者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 福祉避難室の設置

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されるため、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害時要配慮者を優先して、各避難施設の室内に避難誘導する。

その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉避難室として設置し、災害時要配慮者のニーズに応じて割り当てるものとする。

ただし、別に市が福祉避難所を設置した場合は、災害時要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送することとする。

第6節 学校等の防災計画

担 当	教育対策部
-----	-------

1 計画の方針

学校等においては、災害時の安全確保の方策、日常の安全指導體制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

2 防災体制の整備

- (1) 各学校等においては、災害の発生に備えて、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導及び施設・設備等の管理を行うため次の措置を講じておく。
 - ① 児童生徒等の避難訓練、災害時対応の事前指導、職員の発災時別の対応方策、保護者との連絡、児童生徒等の引き渡し方法等をマニュアルとして整備し、その周知を図る。
 - ② 市の学校等所管部局及び防災安全課、警察署、消防署（団）等による情報連絡体制の整備を図る。
 - ③ 勤務時間外における所属職員への連絡先や、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。
 - ④ 施設・設備の被害状況の点検や非常時対応方策について整備する。
- (2) 学校等の防災計画の作成については、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、関係機関と連携しつつ、適切な計画を立てる。
- (3) 対応マニュアルの作成については、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなる内容とし、その内容の関係者への周知の徹底を図る。

第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 防災組織の整備計画

担 当	乙訓消防組合・事務局
-----	------------

向日市、防災関係機関、市民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

1 短期計画

(1) 向日市

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。設置した場合、その機能が十分発揮できるよう各組織の構成員は、日頃より各々の職務内容・手順の把握に努めるものとする。

① 向日市防災会議

ア 設置の根拠等

向日市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項を根拠として設置され、その内容は、向日市防災会議条例に定められている。

イ 所掌事務

(ア) 向日市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(イ) 本市に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集し、その対策を講じること。

(ウ) その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

ウ 組 織

向日市防災会議は、「向日市防災会議条例」【資料編 資料1-1】のとおり組織する。

② 向日市災害対策本部及び災害警戒本部

ア 設置の根拠等

向日市災害対策本部及び災害警戒本部は、災害対策基本法第23条の2を根拠として設置され、その内容は、向日市災害対策本部条例等に定められている。

また、災害対策本部設置以前の体制として災害警戒本部を設置する。

イ 所掌事務

向日市地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防及び応急対策を実施する。

ウ 組 織

向日市災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、「第3編 災害応急対策計画 第1章 初動期の活動 第2節組織及び動員」に定める。

(2) 防災関係機関

市域を所管する又は市内にある「京都府の機関」、「指定地方行政機関」、「自衛隊」、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」及び「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、向日市地域防災計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めるものとする。

第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画

担 当	事務局
-----	-----

突発的な災害発生の場合、災害対策本部がとるべき対策を緊急に明らかにするため、情報を収集し、連絡、伝達するよう、あらかじめ備えておく。

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 短期計画

① 情報収集体制

24時間体制を敷き、突発的な災害発生の場合に備え、万全を期すものとする。

② 情報伝達体制

ア 災害が発生した場合、直ちに市長に連絡を取り、災害対策本部の設置及び配置体制の指示を要請することとする。

イ その場合の情報伝達体制は、第3編第1章第3節第2災害時の情報収集体制による。

2 災害情報・伝達処理要員の育成

(1) 短期計画

① 要員の育成

大災害が発生した場合、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、緊急に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域を把握し、あるいはこれらを伝達するため、情報要員の育成を図る。

② 把握すべき情報等

災害時、災害応急対策活動において、重点的に行うべき活動又は地域を把握するため必要な情報等は、次のとおりである。

ア 災害情報

イ 二次災害の危険情報

ウ 職員参集情報

エ 市民との情報の連携

オ 被害の抽出調査による全体像（応急情報用）

カ 現地調査

キ 電話による問い合わせ調査

ク 収集情報から重点的に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域

3 災害情報通信設備整備計画

災害予防及び災害応急対策に関する通信連絡の迅速かつ円滑化を図るため、防災行政無線、消防無線等、通信設備の整備に努める。また、有線通信手段が途絶した場合でも、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するため、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

災害通信網は、一般加入電話による通信を原則とするが、有線通信設備が使用できなくなった場合は、消防、警察等の無線設備を利用する。

(1) 通信設備の整備

① 短期計画

ア 一般加入電話

老朽設備の取り替えを行うとともに、専用電話の新設等の整備に努める。

- イ 無線通信設備
携帯電話の導入に努める。

- ウ アマチュア無線

総務大臣は、電波法第 74 条に基づき、災害その他非常の事態が発生又は発生するおそれのある場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な「非常無線」を発動するとともに、市は、緊急時通信の一般回線が途絶えた場合、アマチュア無線の協力を要請する。

② 長期計画

- ア 無線通信設備

災害時における情報伝達の充実を図るため、防災行政無線等の整備に努める。また、災害時における有線通信設備の途絶に備え、関係機関、企業及びアマチュアが所有する無線通信設備の利用等の協力をあらかじめ依頼する。

災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合、無線通信設備を優先利用するため、京都地区非常無線通信協議会に依頼する。

また、無線局の運用を円滑に実施するため、無線技師の養成に努める。

- イ 予備電源等の設置及び整備

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信設備を有する機関は、発動発電機等の設置を図る。

(2) 通信設備の災害予防

① 短期計画

- ア 機器の転倒防止

災害による通信設備の被害を防止するため、それらの転倒防止等、日頃より必要な措置を講じるものとする。

- イ 定期点検等

突発的な災害に備えて、何時でも使用できるよう定期点検を行う。

第 3 節 救急・救助・医療救護体制の整備計画

担 当	市民サービス対策部・乙訓消防組合
-----	------------------

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、向日市は、乙訓消防組合等関係機関と連携し、救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、市民の協力のもと、救急救護体制の整備に努める。

1 救急・救助体制の整備

(1) 短期計画

① 救急・救助体制の整備

向日市においては、乙訓消防組合等と、災害時に多発するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急・救助体制の充実強化を図る。

② 救急資機材

円滑な救急救助活動が実施できるよう救急救助資機材の備蓄に努める。

③ 救急医療情報通信体制の整備

向日市においては、乙訓消防組合・救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能の整備に努める。

④ 要配慮者に対する救護体制の整備

災害時に機敏に行動することが困難と認められる、在宅要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会（区）、ボランティア、事業所自衛消防組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救護体制の整備に努める。

⑤ 消防団の救急救助活動能力向上の推進

向日市は、向日市消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

⑥ 医師会・医療機関による救急救護体制の整備

ア 救護体制の整備

大災害が発生した場合、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小し、その上、倒壊家屋の下敷きとなって多数の負傷者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ一般社団法人乙訓医師会、日本赤十字社及び医療関係機関の協力を要請し、救護体制の確立に努めるものとする。

イ 救護所の設置

災害の状況に応じた現地救護所の設置について検討するとともに、乙訓保健所、一般社団法人乙訓医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制を整える。

ウ 協力の要請

大災害が発生し、市、乙訓医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、京都府、近隣市町村、日本赤十字社等に協力を要請するものとする。

エ 搬送手段の確保

救護班のトリアージ（負傷程度の分別）により医療施設に搬送を要する重症患者等の搬送手段の確保に努めるものとし、次の事項について検討する。

(ア) 負傷者多数の場合の搬送基準の策定

(イ) 市職員による傷病者の搬送

オ 医療資機材等の備蓄

災害発生時の、緊急を要する医療資機材等の備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図れるようにしておくとともに、不足が見込まれる場合に備え、京都府、近隣市町村等に協力要請が行えるようにしておく。

(2) 長期計画

① 市民による救急協力

大災害が発生した場合には、落下物の直撃、倒壊家屋・転倒物の下敷き等により多数の負傷者が発生し、これと同時に多発火災の発生が生じると、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想されるため、下記の事項について検討し、市民自らが自発的に応急手当ができる環境づくりを進めるものとする。

ア 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

イ 自主防火防災組織、自治会、ボランティア、各種団体、市民等への救急活動の協力依頼

② こころのケア支援

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等のこころのケア対策について、府及び関係機関と連携を図り、また、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策を図る。

第4節 避難計画

担 当

総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局

災害発生時において、多数の避難者が予想されるため、これらの人々を収容する避難所の整備を図るものとする。

1 避難所等の指定

(1) 避難所の種類

災害発生の場合の避難所は、一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所とする。

避難施設一覧は【資料編 2-6】のとおり。

(2) 避難所の指定

① 一時避難場所

火災や家屋倒壊の危険を避けられる、屋外の公園を指定する。

② 指定緊急避難場所

当該施設が地震に対して安全な構造であり、その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない施設を指定する。

③ 指定避難所

長期にわたる避難生活を前提とした避難所であり、原則として小・中学校を指定する。

なお、「向日市防災協力農地登録制度実施要綱」【資料編 資料1-45】を適用し、防災協力農地を仮設住宅建設用地等に使用することを所有者に対し要請する。

④ 福祉避難所

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がユニバーサルデザイン化され、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉避難所の確保に努める。

⑤ 避難所及び防災協力農地表示看板：避難場所の標識を設置する場合は、日本工業規格（JIS）に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。また、防災協力農地には、下図の看板を立てる。

避難所



防災協力農地



地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面積
		生産緑地	宅地化農地	農用地	その他	
物集女町	35	0	1	34	0	451.0a
寺戸町	39	12	0	27	0	515.5a
森本町	15	1	0	14	0	201.2a
鶏冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	458.6a
市外	1	0	0	1	0	12.9a
合計	158	21	1	136	0	1867.0a

⑥ 避難所が不足する場合

避難者が多く、指定避難所で避難者を収容しきれない場合は、市の公共施設を開放して避難所とする。

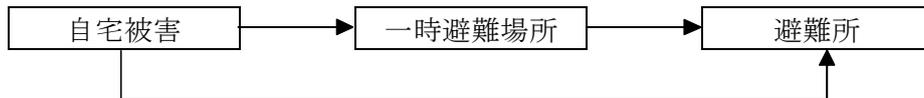
市以外のものが管理する公共施設は、本部長が当該管理者に要請して避難者収容施設とし、神社、寺院、民間施設等は、市が要請し、避難者収容施設に利用可能なものをこれにあてる。

⑦ 屋外施設の場合

屋外施設の場合は、テント等を手配し、収容施設とする。

⑧ 避難

災害時の避難は、次の通りとする。



2 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

3 避難所の整備

(1) 短期計画

① 水の確保

井戸の整備を図り、避難者収容者の飲料水や生活用水及び火災発生時の消火用水としての整備を図る。

② 避難所の安全性等の確保

避難所の安全性等を確保するため、次の調査を行い、問題のあるものから順次整備を行って、安全性の確保に努める。

ア 避難所建築物の安全性

- (ア) 建物の耐震性
- (イ) 延焼の危険性
- (ウ) 浸水の危険性
- (エ) 液状化の危険性
- (オ) 土砂災害の危険性

イ 避難所の敷地内の安全性等

- (ア) ブロック塀・門柱等の危険性
- (イ) 入口の条件（方向の妥当性・間口の広さ）

- (ウ) 収容に有効な面積・建物
- (エ) 給水・給食施設
- (オ) 防災備蓄倉庫設備の有無
- (カ) 耐震性貯水槽
- (キ) 通信施設の整備
- (ク) トイレ等の整備
- (ケ) 防火樹の植栽

ウ 避難所周辺部の安全性

- (ア) 木造住宅密集地、危険物施設等、火災の危険性、土砂災害等の危険性
- (イ) ブロック塀・門柱等の危険性
- (ウ) 避難路の所在

③ 水の確保

飲料水、防火用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備を検討する。

4 避難所周辺の整備

(1) 長期計画

- ① 木造住宅市街地については、避難所周辺の建物の不燃化を推進する。
- ② ブロック塀等は、生け垣やフェンスへの転換を推進するよう市民広報に努めるとともに、公共性の高いものから転換を促進する。

5 避難路等の整備

大災害発生時、避難のための道路は避難者にとって不可欠であるため、その安全性の確保と避難所等と結ぶネットワーク化も重要である。

特に、公園・広場等の一時避難場所と学校等の避難所とを結ぶ道路は、避難のための重要な道路であるので、次の避難路等の整備を促進するものとする。

(1) 避難路の条件

避難路は、市民が避難するのに重要な道路で、一時避難場所、避難所又は風水害避難所（台風、集中豪雨時などに避難する施設）を連絡するものであり、次の条件を満たすものとする。

- ① 幅員が10メートル以上あること。
- ② 危険物施設による出火・爆発等の危険がないこと。
- ③ 浸水等により通行不能になるおそれがないこと。
- ④ 避難路は、平行して複数の道路を選定し、多重化に努める。
- ⑤ 避難誘導を円滑に行うため、避難所周辺に避難標識及び避難誘導の標識を設置すること。

(2) 市の指定する避難路

次の道路を避難路として指定する。

路線名	区間
府道中山稲荷線	物集女町長野～寺戸町八反田
府道西京高槻線	物集女町坂本（立田）～上植野町吉備寺
府道上久世石見上里線	寺戸町大牧～寺戸町蔵ノ町
府道向日町停車場線	寺戸町西野辺～寺戸町久々相
府道伏見向日線	寺戸町中ノ段～森本町高田（佃）
府道志水西向日停車場線	上植野町吉備寺～上植野町南淀井
市道森本上植野幹線	森本町石田（小柳）～上植野町南淀井（桑原）
市道第2008号線	寺戸町東御泥～寺戸町八ノ坪

市道第2249号線	寺戸町寺田～寺戸町九ノ坪
市道第2248号線	寺戸町九ノ坪～寺戸町寺田
市道第2221号線	寺戸町蔵ノ町～寺戸町修理式
市道第0001号線	寺戸町八反田～寺戸町瓜生
市道第2087号線	寺戸町寺山～寺戸町初田
市道第0002号線	寺戸町久々相～森本町下森本
市道第0057号線	寺戸町初田～森本町四ノ坪
市道第2250号線	寺戸町正田～寺戸町七ノ坪

6 避難体制の整備

避難する場合に備えて、次の点に留意し、自主防火防災組織、町内会、ボランティア、事業所自衛消防組織等に協力を要請し、避難方法の検討を進め、避難体制の整備に努める。

- (1) 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時における対応の申し合わせをし、特に、自主防火防災組織の応援により、開設・運営を効果的に行うこととする。また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民の理解を得ることとする。
- (2) 降雨時の避難の呼びかけは、雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合や、避難に応じない人のための対策を検討する。
- (3) 高齢者、障がい者等に対する避難誘導、介助を円滑にするため、日頃から、啓発活動に努めるものとする。
- (4) 観光客、外国人等地理に乏しい者に対する避難誘導の方法をあらかじめ定める。
- (5) 避難所の開設・運営を円滑に行うため、避難所運営マニュアルの整備に努める。
- (6) 適切かつ円滑な避難行動を市民に促すため、指定緊急避難場所への避難に加えて、災害の状況に応じて、近隣の安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」など、避難時の周囲の状況等に応じた避難行動の方法等についての啓発に努める。

7 施設管理体制の整備

施設管理者は、災害時の避難に備えて、施設がすぐ利用できるよう、日ごろより次のことを検討しておく。

- (1) 門、建物の鍵等の保管場所を明確にすること。
- (2) 点検、開設、運営に必要なスイッチ、元栓等の位置等を明確にし、緊急時に備えること。
- (3) 避難所としての利用範囲を明らかにしておくこと。

8 避難所及び避難路の周知

災害時に的確に避難ができるよう、市民に次の方法により避難所及び避難路の周知に努める。

- (1) 広報紙・ホームページに掲載する。
- (2) 避難所を記した防災マップなどを作成し、各戸に配布することにより、避難所の周知徹底を図る。
- (3) 市防災訓練や町内会の訓練等において、周知を図る。
- (4) 避難所付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

担 当	市民サービス対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	------------------------------

市域に大災害が発生した場合、多くの避難者や負傷者が予想されるため、食糧、生活必需品、給水用資機材、医薬品等を備蓄、民間応援協定、広域市町村相互応援協定等により、物資の総合的な確保体制の確立に努める。

その際、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 物資の備蓄

(1) 短期計画

- ① 災害に備えて食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄し災害に備える。
- ② 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入替えを行う。
- ③ 災害が発生した場合、直ちに使用できるよう、常時点検・整備を実施する。

2 備蓄品

「向日市備蓄計画」に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を進める。

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 長期計画

- ① 避難所として指定した小中学校施設、公民館等に備蓄倉庫の設置を検討する。
- ② 必要な非常用食糧・生活必需品・医薬品等のほか各種資機材の備蓄についても検討する。
- ③ 主要な公園には防災倉庫を計画する。

4 相互援助協定等

大災害発生の場合、上記の備蓄物資では、対応できないので、次のことを行う。

(1) 近隣等の市町村との相互援助協定

局地災害に備えた近隣市町、広域災害に備えた府外を含む広域の市町村と、相互に備蓄若しくは物資供給を行うための相互援助協定を結ぶ。

(2) 民間協定

大災害に備えて、関係企業等と協議して協定を結び、在庫の補完を依頼するほか、商品の優先的供給を受けることとする。また、市域の商店に対しては、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

(3) 市民協力

- ① 日頃から市民の防災意識の高揚に努め、また、市民自身が飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄を心がけるよう広報を行う。
- ② 食糧、日用品等をバック等に詰めておき、災害時には何時でも非常持ち出しが可能なように広報を行う。
- ③ 大災害時には、被災者への物資抛出の協力を依頼しておく。

第6節 給水拠点等の整備計画

担 当	都市整備対策部
-----	---------

災害により上水道送配水管が被災し、水道配管による給水が不能に陥った場合に備えて、市民の生活給水のための給水拠点をあらかじめ定めておく等、必要な措置を講じる。

1 飲料水の確保及び給水体制の整備

(1) 短期計画

- ① 配水池を常時満水にする。
- ② 予備ポンプ、水道の応急復旧工事に必要な資機材を常備する。
- ③ 避難所へ仮設給水栓を配備する。
- ④ 民間企業と契約し、災害時に飲料水を速やかに確保できるよう備える。

(2) 長期計画

耐震性貯水槽等

地震時に給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、避難所等に耐震性貯水槽等の設置を検討する。

2 給水用資機材等の整備

(1) 短期計画

① 緊急給水体制の整備

医療用水等、緊急に給水を要する施設等を常時把握するとともに、出動体制を整え、緊急事態に備える。

② 給水用資機材の整備

- ア 給水車から被災者へ給水する場合に必要なポリタンク、給水袋等の備蓄を推進する。
- イ 災害発生時には、業者から調達できるよう協定を締結するなど適切な措置を行う。

③ 協力体制の整備

向日市指定上下水道協同組合加盟業者との協力体制を確立し、災害時の応急給水に対する備えに万全を期す。

第7節 広域応援体制の整備計画

担 当	事務局
-----	-----

市域に大きな災害が発生し、市の防災組織による災害応急活動では対応しきれない場合、他の市町村に対して応援を要請することになる。この場合、局地災害であれば、近隣市町村に応援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、府外を含めて災害を受けていない遠隔地の市町村に京都府を通じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき応援を要請する。

このため、市は、災害時において、府、国、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を迅速、効果的に受けるため、速やかに応援要請を行うことができるよう、あらかじめ受援計画を作成する。

1 広域応援体制

局地型災害に備えた近隣市町村、広域災害に備えた広域の市町村（府外を含む）など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進する。

2 協定すべき内容

協定すべき内容としては、救援物資応援、職員派遣等とし、相手方市町村と協議のうえ定める。

第8節 業務継続計画（BCP）の策定

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行なうことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させる必要がある。さらに、一日も早い復旧を行なうためには、災害発生後に復旧計画等を作成するのではなく、復旧・復興のためのシナリオをあらかじめ想定しておくことが重要である。

このため、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

1 市の業務継続計画の策定

大規模な災害等によって、職員、施設及び機器等が被害を受けた場合でも、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させることが求められる。

このため、災害時においても優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、早期に平常レベルへと行政機能を復旧させることができるよう、平常時から各種データや資料等のバックアップを定期的に行なうよう努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

市における防災体制上の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・施設の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、必要十分な期間の発電が可能となるような燃料等の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えたデジタル防災行政無線の活用等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 各種データの整備保全

災害からの復旧・復興を円滑に行うため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全について検討しておくものとする。

第9節 帰宅困難者対策計画

1 計画の方針

帰宅困難者に対応するため市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停

止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や他市町村などの行政機関、輸送機関等と連携を図る。

また、必要に応じて滞在場所の確保等を行うとともに、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

2 計画の内容

市は、府、隣接市町村と連携して、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供などの支援を行う。

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第1節 防災調査計画

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て、風水害、火災、土砂災害、地震及びその他二次災害等、あらゆる災害の場合を想定した危険箇所の調査を行い、それぞれの予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにするとともにその状況、避難計画を地域住民に周知し、防災意識の高揚を図るものとする。

1 事前調査

防災主管課は、市関係部課等及び防災関係機関から事前に危険箇所調書の提出を求め、集約検討し、危険箇所を把握する。

2 防災パトロール

事前調査により集約検討した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防、応急、恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、特に危険の著しいものを災害危険箇所とし、地域住民、関係機関に周知する。

(1) 災害の種別

- ① 河 川（記入例－〇〇川溢水による床上床下浸水、〇〇川堤防決壊による…等）
- ② ため池（記入例－〇〇池決壊による、〇〇池漏水による…等）
- ③ 道 路（記入例－〇〇山崩土、落石による〇〇道不通、〇〇道路冠水による不通…等）
- ④ 危険宅地、造成地（記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊…等）
- ⑤ 採石、山砂利採取場（記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響…等）
- ⑥ 地すべり（記入例－隆起、滑動…等）
- ⑦ 急傾斜地（記入例－亀裂、崖面崩壊…等）
- ⑧ 低地浸水（記入例－床上床下浸水…等）
- ⑨ その他

(2) 過去の被災

過去の主要災害を記入する。

(3) 現況及び対策その他

現況及び対策その他は、おおむね次のとおり区分される。

- ① 応急措置…災害期前に実施する応急措置を記入
- ② 当面の措置…応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入

- ③ 恒久対策…防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
- ④ 問題点…措置不能等の理由を記入
- ⑤ その他…業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

様式 1

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予想		過去の被災	避難所等	現況及び対策等
				世帯	人口			

4 災害危険箇所緊急調査体制の整備

(1) 緊急調査員

- ① 災害危険箇所の緊急調査のため、市職員による緊急調査員を定める。
- ② 緊急調査員は、自主防火防災組織、自治会その他民間組織等（以下「自治会等」という）に委嘱することができる。
- ③ 緊急調査等を自治会等に委嘱した場合の要綱は、別に定める。

(2) パトロール

必要に応じパトロールを行い、危険箇所の状況を報告する。

(3) 診断

パトロール等により危険箇所に変化の見られる場合は専門家の診断を受ける。

(4) 災害発生の場合

災害発生の場合、緊急調査員は、直ちに被害箇所に急行し、危険の有無を調査の上、報告する。

第2節 消防力の整備方針

担 当	環境産業対策部・乙訓消防組合
-----	----------------

災害による同時多発火災の発生に備え、向日市は、乙訓消防組合と連携し、市民の生命、身体及び財産の保護を図るうえから、市域における消防活動を迅速に行うため、平常時に、あらかじめ行うべき消防力の整備方針を定めることとする。

1 消防力の強化

警防・応急避難・救急救助等の消防力を強化するために、平常時において、次のことを行い、緊急事態に備える。

(1) 短期計画

- ① 調査
消防水利調査及び水防調査等を行い、地利、水利等を明らかにしておく。
- ② 消防用機械器具等の整備保全
消防用機器、通信施設、資機材等の整備・保全を図る。
- ③ 教育訓練
消防職員・消防団員の知識、技術、判断力、行動力を養うため、消防訓練・防災訓練を実施して資質の向上を図る。
- ④ 火災予防

住民の火気取扱いの意識の向上を図る。また、自主防災会用消火器の設置、家庭への消火器の普及及び消防用設備の耐震化を図るとともに火災予防指導、火災予防査察を行い住民、事業所の初期消火体制の充実を図る。

- ⑤ 消防活動体制の充実・強化
市民の生命・身体・財産を保護するため、市域の実情に即した消防力の充実・強化を図る。
- ⑥ 災害危険箇所
災害危険箇所の把握等を行う。

(2) 長期計画

- ① 消防力の増強・更新を図るため、次の施策を講じる。
 - ア 情報通信システムの高度化
 - イ 消防車両等消防機器の整備
 - ウ 消防資機材の強化
- ② 消防水利の強化
災害発生時における水道管の破断等に備え、消防水利の強化充実を図る。
 - ア 消火栓の一層の整備充実を図る。
 - イ 消火栓配管の耐震化を図るとともに、ループ化、リダンダンシー化を図る。
 - ウ 防火水槽の充実を図り、耐震性に問題のあるものは、補強を行う。
 - エ 公園・避難所等には耐震性防火水槽の整備を検討する。
 - オ 河川、水路、プール、ため池、井戸等で消防水利として利用可能なものの整備を図る。防火水槽は、防災上の見地から最も重要なものであり、今後も引き続き整備充実を図る。

2 救急救助体制の強化

(1) 短期計画

- ① 災害時に効率的な活動ができるように、医療機関との協力体制を強化する。
- ② 同時多発火災に備えて、自主防火防災組織、町内会、市民、ボランティアと一体化した集団救急救助体制の整備を図る。
- ③ 在宅の要配慮者と消防機関とを結ぶ緊急通報システムの整備を図る。

3 消防相互応援協定

大災害が発生した場合、乙訓消防組合の消防力では市域の災害の鎮圧は不可能と考えられるため、消防組織法による非常事態における市町村相互間の災害防御の措置に関する協定に基づく訓練を実施する。

(1) 現況

次の応援協定を結んでいる。

- ① 乙訓二市一町(向日市、長岡京市、大山崎町)消防防災相互応援協定(平成13年4月)
- ② 京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定(平成13年4月)
- ③ 京都府広域消防相互応援協定(平成13年4月)

<協定市町村等>

京都府内市町村及び消防一部事務組合

大災害に備えて、今後も広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施し、非常事態に備える。

第3節 危険物等保安計画

担 当	乙訓消防組合
-----	--------

危険物保安対策については、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等による規制のほか消防庁、京都府消防保安課及び近隣各消防本部等と連絡協調するとともに、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱作業従事者（以下「危険物施設関係者等」という。）と緊密な連携を取り、災害予防の体制を整え、安全対策の円滑な推進を図る。

1 危険物の予防対策

(1) 短期計画

① 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）に対し、次のことを指導・監督する。

ア 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

イ 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うものとする。このため、危険物取扱者に対し、危険物の貯蔵取扱いについて安全指導を行う。

ウ 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う。

エ 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、施設の定期点検、維持管理等を励行させる。

② 危険物取扱者制度の効果的な運用

ア 平常時から災害に備えて、危険物取扱者に対し、危険物の取扱い作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守及び危険物の保安の確保に細心の注意を払うよう指導する。

イ 危険物取扱者に対し、危険物の取扱い作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守及び危険物の保安の確保に細心の注意を払うよう監督する。

③ 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物特に石油類屋外タンクの震災による著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

ア 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施

イ 二重防油堤設備の検討

ウ 異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立

エ 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

オ 応急資機材^{*}の備蓄

カ 同企業間の相互応援協定の締結

2 高圧ガス対策

(1) 短期計画

① 保安管理体制の確立

災害に備えて、事業所における経営者、法的責任者、従事者等の保安に係る職責、職務範囲等の組織体制が明確にされ、緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施されるよう指導する。

② 製造施設等の整備改善

災害に備えて、製造施設、事業所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に適合した状態を維持するよう指導する。

③ 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練を実施し、関係事業所保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟を図るとともに、関係防災機関相互及び自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

④ 保安指導

ア 災害に備えて、関係防災機関と定期的に協議を行い、指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図る。

イ 対象事業所における、定期自主検査、日常点検及び教育訓練・講習会等の実施により、あらゆる災害に備えた自衛的かつ自主的な防災体制の確立を図る。

3 化学薬品等の安全対策

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所に対して、災害に備えて保管の適正化を指導するとともに、個別的にかつ具体的な安全対策の推進を図る。

(1) 化学薬品容器の転倒及び落下防止措置

(2) 化学薬品収納棚の転倒及び落下防止措置

(3) 化学薬品等収納場所の整理・整頓

(4) 混合・混触発火性物質の近隣貯蔵防止措置

(5) 初期消火資機材の適正配置

その他の事項は、地震の予防対策に準ずる。

4 原子力以外の放射性物質対策

(1) 原子力発電施設以外の放射性物質を取扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させるとともに、災害の場合を想定した対策を日頃からの確に行えるようにしておくことにより、放射線障害事故防止を図る。

(2) (1)に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期すため、関係防災機関による立入検査の強化を図る。

5 連絡体制の整備

(1) 短期計画

① 施設管理者による情報連絡体系の整備

各施設の管理者は、大規模災害や特殊災害の発生に備えて、各災害に応じた情報連絡体制の整備を行う。

② 特殊災害知識及び避難のあり方の普及

災害発生時、特に震災を原因とした特殊災害の場合、不安心理が先立って大きな混乱を招

くおそれがあり、このことが、向日市及び防災関係機関の災害応急活動の妨げにもなりかねないため、特殊災害の知識及び避難の方法の周知に努める。

第4節 応援派遣に関する計画

担 当	事務局
-----	-----

応援協定市町村又は近隣市町村等が被災し、要請を受けて職員を派遣する場合の対応として、次の計画を定める。

- 1 要請の受諾
他市町村から応援要請を受けた場合、市長は、所掌事務の遂行に支障のない限りにおいて、これを受諾する。
- 2 応援の指示
市長は、直ちに情報収集を行い、応援要請を行った市町村（以下、要請市町村という。）の要請内容を勘案し、必要と思われる応援を指示する。
- 3 職員の選任
市長は、直ちに適任と認める職員を選任し、要請場所に出動させる。
- 4 技能者等の派遣
職員以外の技能者の派遣要請にあつては、要請に適応した人材を選任し派遣を行う。
- 5 派遣が長期に及ぶもの
職員派遣又は技能者の派遣が長期に及ぶものにあつては、交代要員を含め選任する。
- 6 職員等派遣費用
職員等の派遣に要する交通費、諸手当、食糧費等の費用にあつては、原則として要請市町村の負担とする。ただし、相互応援協定に費用負担の定めのあるものは、これに従う。
- 7 資機材等の提供
応援要請が資機材に及ぶものにあつては、先ず備蓄品をこれにあて、不足するものは、市においてこれを調達し提供する。
- 8 資機材等の費用負担
資機材に関する物品の費用及び輸送費等の費用の負担は、原則として要請市町村の負担とする。ただし、相互応援協定に費用負担の定めのあるものは、これに従う。

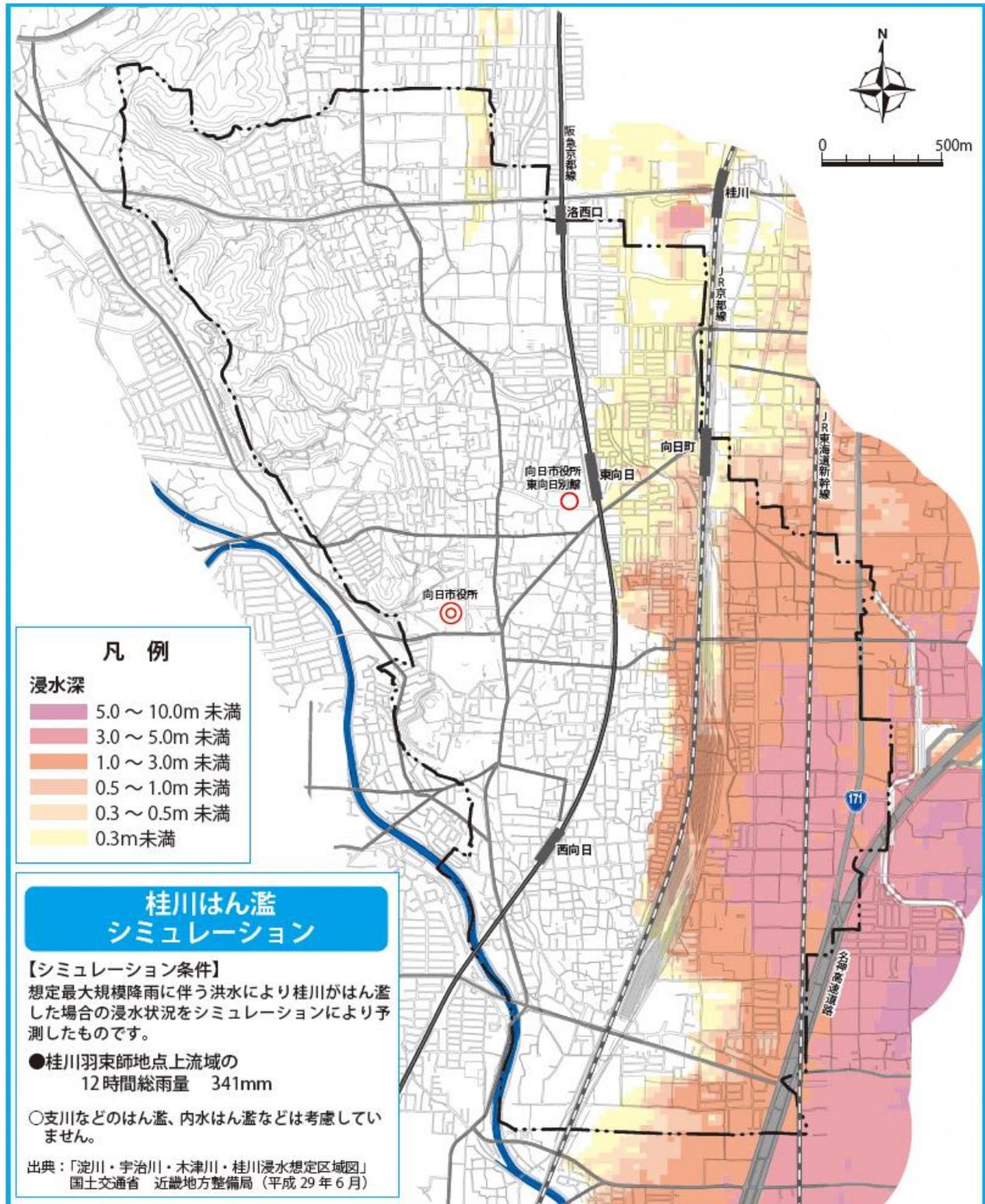
第5節 水害予防計画

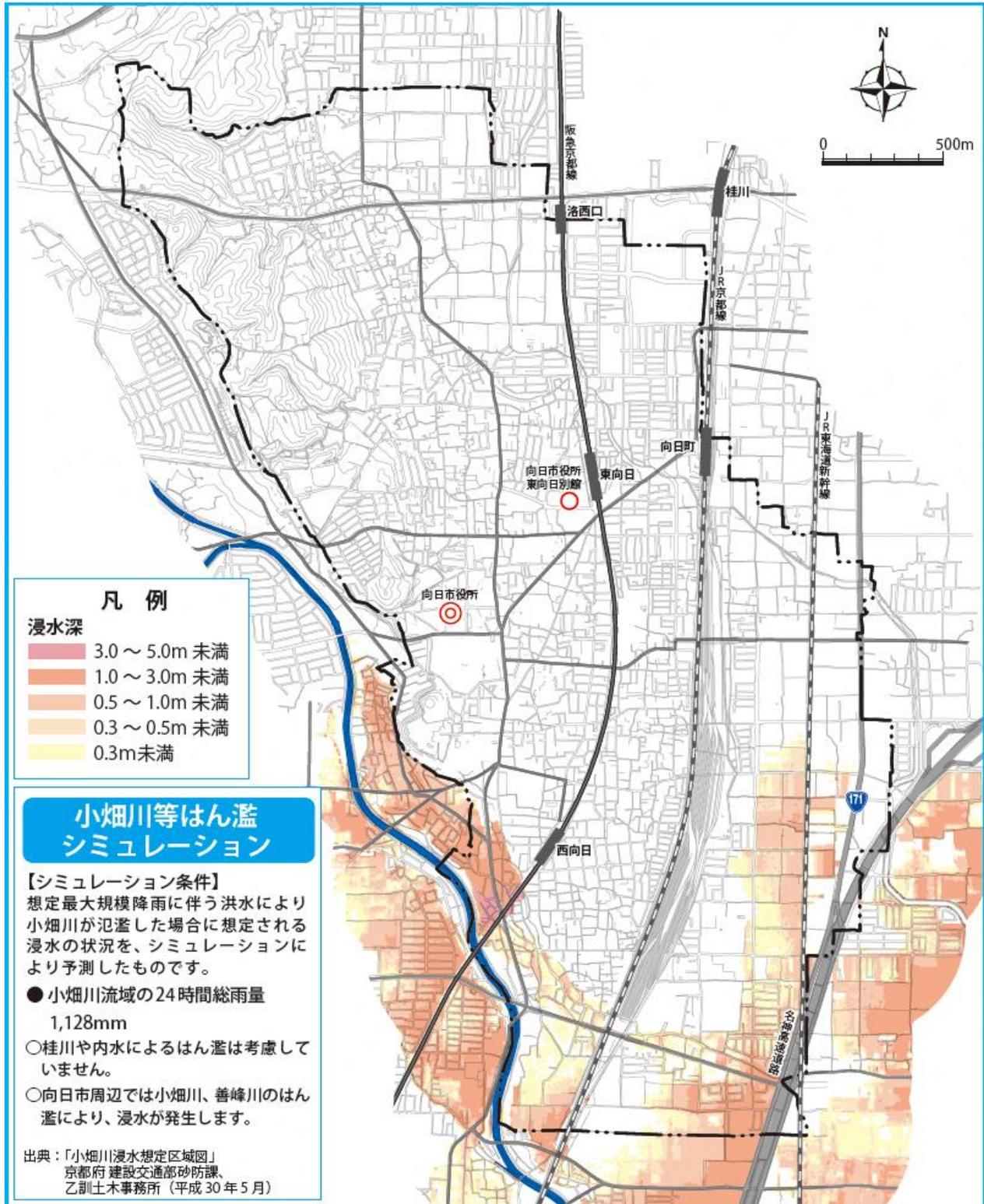
担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

水害を予防するために必要な事業又は施設等の整備、管理についての計画とする。
また、桂川は本市内を流下する河川ではないが、水防法第14条に基づき、指定されている淀

川水系桂川の洪水浸水想定区域が本市域に及ぶことから、本市の警戒避難体制を確立するため、それらの情報伝達に関する計画を定める。

桂川洪水浸水想定区域図（国土交通省近畿整備局 平成 29 年 6 月 14 日指定）





1 河川の改修

本市の河川は、長岡京市との市境の一部を流れる小畑川（京都府管理）のみが河川法の適用を受ける一級河川であり、これ以外は、全て河川法の適用を受けない小河川である。小畑川については、河川改修は完了しているが、改修規模を超えるような集中豪雨時等にはかなりの流量が見込まれるため、関係機関との連絡を密にし、堤防等の点検に努め、水害防止に万全を期すものとし、避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、報道機関や、京都府のホームページによる情報のほか乙訓土木事務所から発信される水位情報を避難指示の判断の参考とする。

次に、河川法の適用を受けない寺戸川、石田川等の河川は、いずれも河床幅が狭く、大きく蛇行しており、流下能力が小さいところである。しかし、本市河川の流出先である西羽東師川もまだ暫定改修であり、引き続き河川改修が必要であるとともに、桂川右岸流域下水道計画の雨水幹線（いろは呑龍トンネル）事業や向日市下水道雨水排水基本計画に基づく、施設整備及び河川水路等の改修が必要となっている。

また、近年の全国的な状況から計画規模を超えるような降雨の発生も十分予想されるため、被害を最小限に留めるよう関係機関との連携を図るとともに、防災マップ等の活用により住民の防災意識の向上に努めていく。

2 樋門の管理

水害の軽減を図るため、樋門の管理者に対し施設の点検、整備を行い、特に出水期中は、操作上の支障排除に努めるよう指導する。

出水期中の樋門管理は、予・警報等の発令により、樋門の管理者に対し、取水ゲートの開閉を速やかに行うよう指導、指示を行う。

3 ため池の整備、維持補修

市内には10余箇所のため池があるが、ため池周辺も宅地化され、住宅、人口が増していること等を考慮し管理者に対して、次の事項を行うよう指導する。

- (1) 洪水吐、堤体の点検
- (2) 用水に支障のない程度で貯水を減水すること
- (3) ため池に流入するおそれのある物件の排除、また、防災パトロール等を実施し、危険箇所の点検を行うとともに、要改修ため池については、順次改修に努めるものとする。

4 道路の整備、維持改修

災害時における道路は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設であることから、道路整備計画により道路改良事業として、新設、拡幅等の推進を図るとともに、未舗装区間については、舗装改良に努め、路面の強化を図るものとする。また、地下道を含め、冠水のおそれのある道路については、道路パトロールを強化し災害危険箇所の早期発見に努め、臨機に必要な措置を行うものとする。特に、スリパチ形態をなす地下道については常に排水ポンプの維持管理に留意する。加えて、側溝のいつ水による道路冠水を防除するため、平素から地域住民とともに清掃管理面に留意し、万全を期すものとする。

5 「いろは呑龍トンネル」貯留管情報連絡

向日市は、「いろは呑龍トンネル」の貯留管情報を適正に行うため、京都府が定めた桂川右岸流域下水道雨水対策事業水防待機要領の連絡系統【資料編 資料2-12】により行う。

6 京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

- (1) 水防警報

水防法第 16 条の規定により京都府知事に指定された河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報が発表され、その警報事項等が通知される。

(2) 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統

京都府知事が発表する水防警報及び水位情報の連絡系統は、【資料編 資料 2-13】 に示すとおりである。

7 日吉ダムの放流情報に関する連絡系統

独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所が発表する放流情報に関する連絡系統図は【資料 2-14】 に示すとおりである。

8 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省と気象庁が共同して指定河川（桂川）において洪水予報を行うものであり、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報の 4 種類がある。

(2) 通報組織

洪水予報は指定河川の名称をつけて行うものであり、本市における通報系統は、【資料編 資料 2-14】 に示すとおりである。

9 水防法対象施設

水防法第 15 条に規定する、洪水浸水想定区域内に所在する対象施設等は次のとおり。

	施設の名称	住 所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
1	向日市立第 3 向陽小学校	向日市森本町下森本 30	932-1003 (932-0897)	○	
2	向日市立第 3 留守家庭児童会	向日市森本町下森本 30	934-2103 (934-2103)	○	
3	向日市立第 5 向陽小学校	向日市上植野町五ノ坪 1	921-0001 (921-0021)	○	
4	向日市立第 5 留守家庭児童会	向日市上植野町五ノ坪 1	934-2105 (934-2105)	○	
5	向日市立第 6 保育所	向日市上植野町地田 5-3	933-1212 (933-1212)	○	
6	社会福祉法人檸檬会 レイモンド向日保育園	向日市森本町石田 13-3	874-6083 (874-6183)	○	
7	社会福祉法人博光福祉会 華月つばさ保育園	向日市寺戸町寺田 1-8	924-0283 (924-4152)	○	
8	向日町ひまわり保育園	向日市寺戸町瓜生 22-12	922-7773 (922-7773)	○	
9	学校法人真言宗洛南学園 洛南高等学校附属小学校	向日市寺戸町寺田 54	924-6511 (924-6509)	○	
10	非営利活動法人ほっぷステーション 育ちの広場すてっぷ	向日市上植野町樋爪 6-9	924-5010	○	
11	株式会社スマイルアライアンス ドリトルハウス向日	向日市上植野町桑原 13-5	934-7547	○	○

12	社会福祉法人向陽福祉会 向陽苑	向日市上植野町五ノ坪 1-2	921-0026 (932-8989)	○	
13	チャームスイート向日町	向日市寺戸町渋川 16	935-6000 (935-6001)	○	
14	社会福祉法人向陵会 乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪 11-1	935-7071 (935-7072)	○	
15	社会福祉法人向陵会 第2おとくにひまわり園	向日市上植野町五ノ坪 13-1	935-0112 (935-0113)	○	
16	社会福祉法人向陵会 ジョイフル東ノ口	向日市森本町東ノ口 4-6	932-7108	○	
17	特定非営利法人 友愛之郷	向日市寺戸町東田中瀬 10-20	934-8811 (934-8811)	○	
18	ジョブサポートセンターRINEN	向日市上植野町久我田 1-4	921-7750 (921-7750)	○	○
19	のぞみ工房	向日市鶏冠井町石橋 13	933-7280 (933-7281)	○	
20	株式会社 KT ワーカーズ	向日市鶏冠井町西金村 4-3	931-7243	○	
21	あっとホームつばさ	向日市上植野町芝ヶ本 2-18	957-5350 (957-5350)	○	○
22	一般社団法人からふる乙訓 重心児童デイからふる・ぶらんしゅ	向日市上植野町切ノ口 6-1 ベル・ウィッシュ上植野 1階	925-7268 (925-7269)		○
23	社会福祉法人物集女福祉会 かおりのほなほいくえん	向日市寺戸町東田中瀬 12-2	931-7070 (931-7071)	○	

※ 電話、FAX を用いて、氾濫注意水位等の到達、高齢者等避難、又は避難指示に関する情報を伝達する。

第6節 風害予防計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

風害を予防するための対策は、おおむね次に定める計画とする。

1 農林関係

次の事項の管理強化について、周知指導の徹底を図るものとする。

(1) 農業

- ① 農業用施設等の管理者指導対策
- ② 農作物等の倒伏防止に対する指導対策
- ③ 防除用の農薬及び器具の点検指導対策

(2) 林業

- ① 倒木及び病虫害の予防に対する指導対策
- ② 幼齢木の根踏み等の指導対策

2 地域住民

風害を予防するために、おおむね次の事項について、関係機関と住民が一体となり予防する計

画とする。

- (1) 電柱等の倒れを防止するための管理対策
- (2) 屋外広告物等からの被害を防止するための管理対策
- (3) 屋根瓦等からの被害を防止するための管理対策
- (4) 煙突等の管理対策
- (5) 塀、門柱等附属構築物の管理対策
- (6) その他、被害が予想されるものの補強及び管理指導対策

第7節 土砂災害等予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局
-----	---------------------------------

がけ崩れ等による土砂災害を予防するために必要なソフト対策、崩壊防止事業に関する計画とする。

1 災害防止対策

急傾斜地の崩壊等の土砂災害から市民の生命を保護するため、防災マップに記載している土砂災害危険箇所などに対して必要な措置をとる。

2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

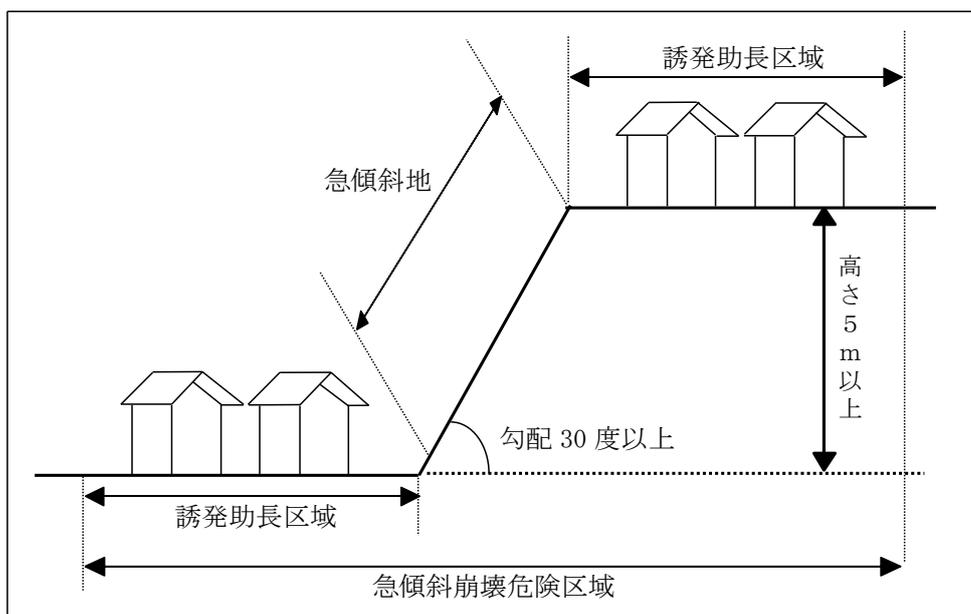
① 区域の指定

京都府は次の基準に該当する急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

② 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上のがけで、崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上ある地域又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域。

図 急傾斜地崩壊危険区域



3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地
南山	向日市向日町南山
南山Ⅱ	向日市向日町南山

4 土砂災害危険個所以外で注意が必要な箇所

土砂災害危険個所以外で、斜面上部（斜面の肩から概ね 10m以内）、斜面（勾配 10 度以上の斜面）及び斜面下部（斜面下端から概ね 50m）の範囲として、下記施設がある。

施設名	所在地
介護老人保健施設ケアセンター回生	物集女町中海道19-5
向日回生病院	〃 92-12

5 崩壊防止工事の実施及び施行状況

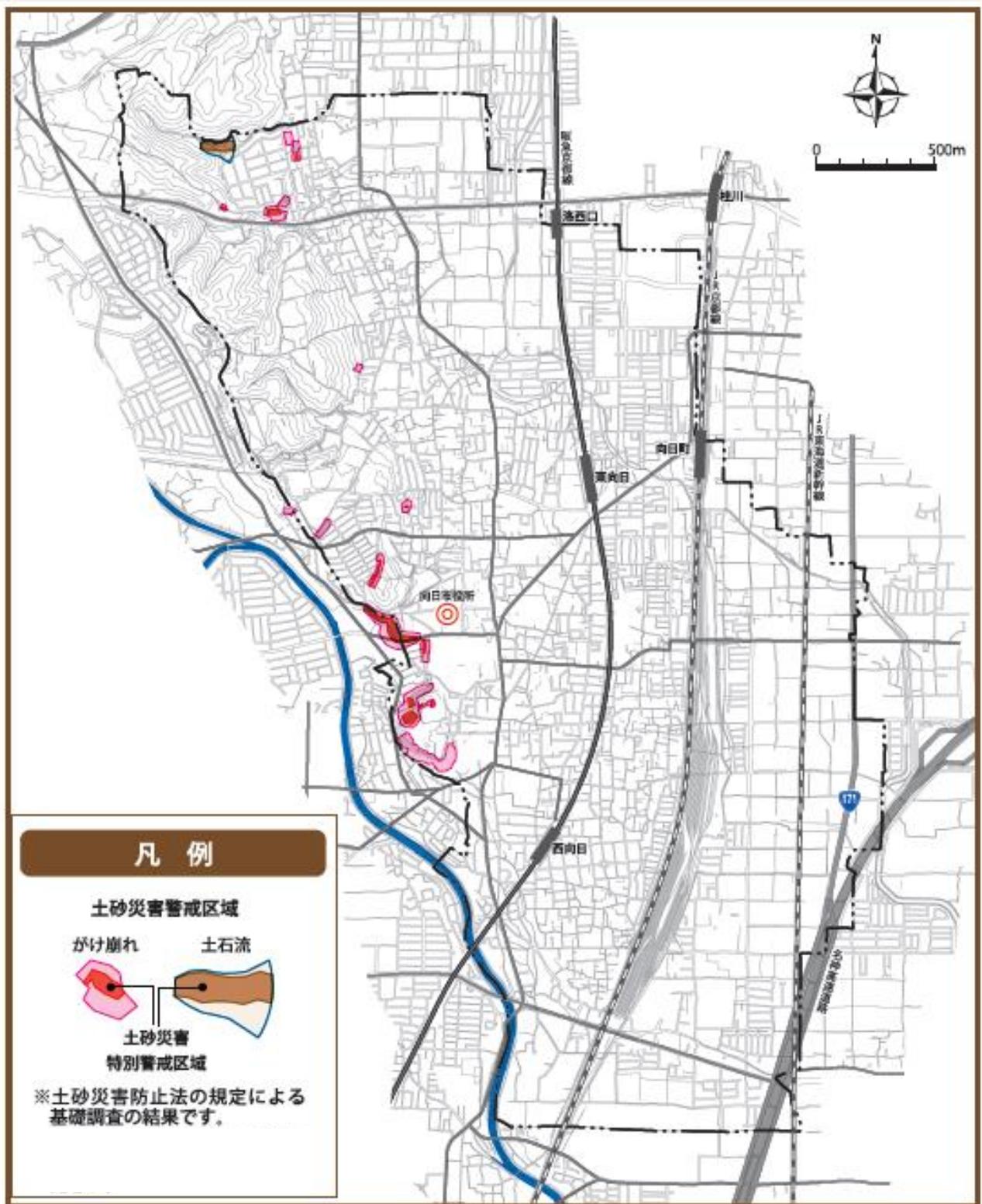
① 工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内のがけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行することが困難又は不相当と認められる場合に、京都府が実施する。

② 施行状況等

崩壊危険区域名	所在地	面積	摘要
南山区域	向日町南山	0.37ha	昭和62年3月28日指定 昭和63年度崩壊防止工事完成
南山区域(追加指定)	向日町南山	0.06ha	平成4年3月31日指定 平成3年度崩壊防止工事完成
向日町南山	向日町南山	1.57ha	平成19年2月6日指定 平成24年度崩壊防止工事完成

土砂災害ハザードマップ（平成 28 年 3 月）



6 治山対策

山腹倒壊による人家、道路等の災害を防止するため、既設保安林の維持強化を図るとともに保安林以外の山地災害危険地区についても、保安林の指定を進め、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

(1) 治山事業の施行状況

施行年度	施行場所	施行内容
昭和61年度	物集女町長野	土留擁壁工・緑化工

(2) 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

箇所名	被害予想
長野	民家・市道
中海道	民家・府道

7 宅地造成工事等に伴う対策

宅地造成工事に伴う土砂の流出等を防止するため、宅地造成地の点検等を進めるとともに、随時パトロールを実施し必要と認めるときは、造成主、施行業者など関係者の聴聞を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。

8 砂防事業

土砂災害を防止するため、土石流等の発生のおそれのある溪流については、次の防災事業を実施する。

- (1) 国や府と連携を密接にしながら、緊急性の高いところから植林、砂防えん堤等の砂防工事を実施するとともに、府に対して、砂防事業の促進を要望する。
- (2) 土砂災害危険箇所について、調査担当者を定め、これを定期的に調査する。土砂災害が発生した場合、緊急調査員が調査を行う。

9 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

① 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表

京都府は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするため、指定予定箇所の基礎調査結果を公表している。

<土砂災害防止法に基づく基礎調査実施済み箇所>

区域番号	区域の名称	所在地	指定区域の種類
う 1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	警戒/特別警戒区域
う 1001	北ノ口谷（土石流）	物集女町北ノ口地区	警戒/特別警戒区域
う 1001-2	物集女町 A	物集女町北ノ口地区	警戒区域
う 1004	長野 A	物集女町長野地区	警戒/特別警戒区域
う 2001	長野 B	物集女町長野地区	警戒/特別警戒区域
う 1002	出口	物集女町出口地区	警戒区域
う 1009	大牧	寺戸町大牧地区	警戒区域
う 1007-2	寺戸町 A	寺戸町西野地区	警戒/特別警戒区域
う 1008	芝山	寺戸町芝山地区	警戒/特別警戒区域
う 1008-2	寺戸町 B	寺戸町古城地区	警戒/特別警戒区域
う 1008-3	寺戸町 C	寺戸町天狗塚地区	警戒/特別警戒区域
う 1003-2	向日町 A	向日町北山地区（公園）	警戒/特別警戒区域
う 1003-3	向日町 B	向日町北山地区	警戒/特別警戒区域
う 1003	南山西	向日町南山地区	警戒区域

② 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を順次指定している。

③ 指定要件

区分		地形要件
警戒区域	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
特別警戒区域		警戒区域のうち、建物の損壊等により、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域

④ 指定事務の流れ

指定事務の流れは次のとおり。

- ア 土砂災害の発生が予想される箇所について、府が現地の砂防基礎調査を実施する。
- イ 府が基礎調査の結果を市に通知するとともに公表する。
- ウ 府が砂防基礎調査の結果を地域の住民に説明する。
- エ 府知事は、区域指定について市長の意見を聴取する。
- オ 府知事が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する。
- カ 市は、土砂災害警戒区域における、災害に備えた警戒避難体制を住民と協働して構築する。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

本市において指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は次のとおり。

■土砂災害防止法に基づく指定区域

① 土砂災害警戒区域

地域番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日
う1003	南山西	向日町南山地区	急傾斜地の崩壊	平成23年3月18日
う1001	北ノ口谷	物集女町北ノ口地区	土石流	平成27年10月6日
う1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1001-2	物集女町A	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1004	長野A	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1003-2	向日町A	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1009	大牧	寺戸町大牧地区	急傾斜地の崩壊	平成28年1月29日
う1002	出口	物集女町出口地区	急傾斜地の崩壊	平成28年6月7日
う1008	芝山	寺戸町芝山地区	急傾斜地の崩壊	平成28年9月27日
う1003-3	向日町B	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1007-2	寺戸町A	寺戸町西野地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1008-3	寺戸町C	寺戸町天狗塚地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1008-2	寺戸町B	寺戸町古城地区	急傾斜地の崩壊	平成30年1月30日
う2001	長野B	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	令和元年7月5日

② 土砂災害特別警戒区域

地域番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日
う1001	北ノ口谷	物集女町北ノ口地区	土石流	平成27年10月6日
う1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1004	長野A	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1003-2	向日町A	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成27年10月6日
う1008	芝山	寺戸町芝山地区	急傾斜地の崩壊	平成28年9月27日
う1007-2	寺戸町A	寺戸町西野地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1008-3	寺戸町C	寺戸町天狗塚地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1003-3	向日町B	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成29年6月2日
う1008-2	寺戸町B	寺戸町古城地区	急傾斜地の崩壊	平成30年1月30日
う2001	長野B	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	令和元年7月5日

※京都府が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行った結果、地形条件に該当する箇所が市域内に14ヶ所ある。

今後緊急を要する箇所から崩壊防止工事等の実施を府に要請していく。

(3) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容

① 土砂災害警戒区域

市町村は土砂災害から地域住民等の生命、身体を守るため、地域住民と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。

② 土砂災害特別警戒区域

地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転の勧告等が行われる。

10 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報システム

(1) 概要

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、災害対策本部が避難指示等を発令する際の

判断や住民の自主避難の参考となるよう、京都府と京都地方気象台が共同で発表する防災情報で、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。土砂災害警戒情報は、行政区単位で発表される。

また、土砂災害警報情報を補足する情報として、土砂災害危険度レベル情報が発表されている。

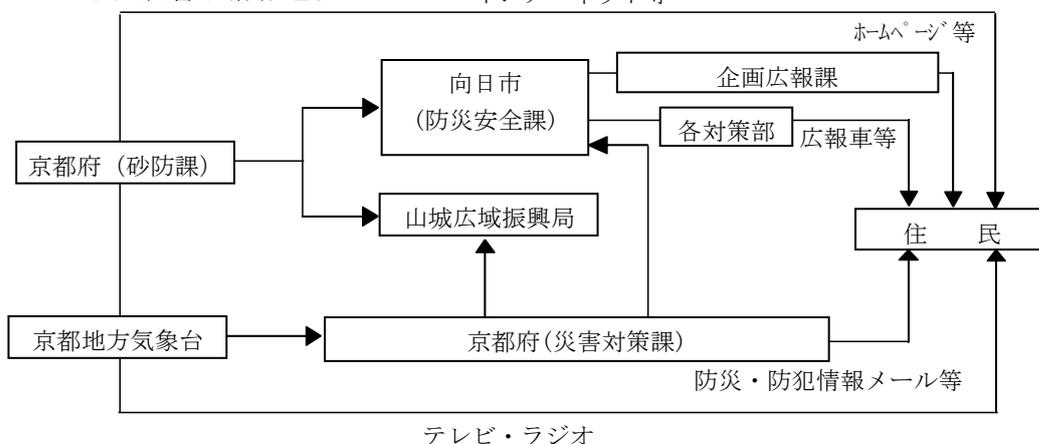
(2) 情報の伝達

① 土砂災害警戒情報(発表単位：市町村単位)

京都府と京都地方気象台が大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市町村の高齢者等避難、避難指示等の判断や住民の自主避難の目安の一つとなるよう発表されるもので、市町村に伝達されるとともに、併せて報道機関を通じて市民へも伝達される。

市が受けた土砂災害警戒情報は、関係各部局、関係自主防災組織、警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達される。

■土砂災害警戒情報連絡ルート インターネット等



② 京都府土砂災害警戒情報システムの情報

このシステムは気象台による降水予測(解析雨量)と京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線(CL)を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを通じて伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知が行われる。

また、京都府土砂災害警戒情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、携帯Webで発信される。

危険度レベルは次のとおり

レベル0	土砂災害発生危険基準線(CL)超過3時間前
レベル1	土砂災害発生危険基準線(CL)超過2時間前
レベル2	土砂災害発生危険基準線(CL)超過1時間前
レベル3	土砂災害発生危険基準線(CL)超過

(3) 避難の指示及び伝達

京都府土砂災害警戒情報システムを基に崩壊のおそれのある区域内で、災害発生のおそれがあると認められると判断した場合は、避難指示について、直ちに広報車等により関係住民に周知する。

① 発令対象区域：土砂災害危険箇所区域

災害ハザードマップ(向日市防災マップ)参照

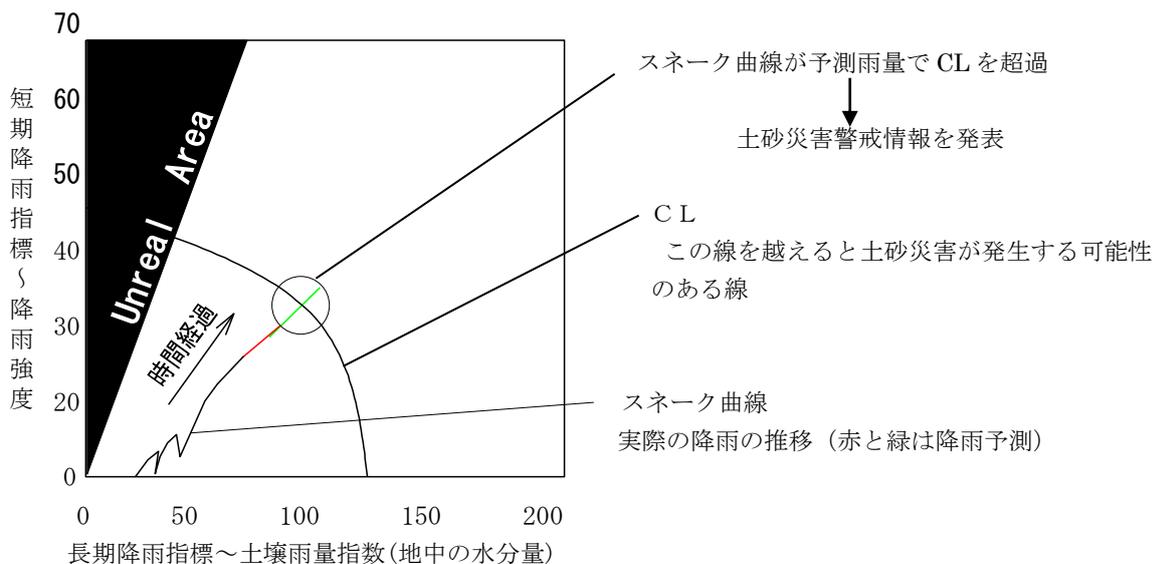
② 土砂災害の避難情報発令基準

危険度	発令基準	種類	警戒レベル
	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合 	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報
非常に危険	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 	避難指示	警戒レベル4相当情報
警戒	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報
注意	実況又は予想で大雨注意報発表基準の土壤雨量指数を超過	—	警戒レベル2相当情報

③ 土砂災害警戒情報の発表

長期雨量指数（土壤雨量指数）と短期雨量指数（降雨強度）を組み合わせ、過去の土砂災害の発生実績をもとに、土砂災害が発生する危険性を1kmメッシュごとに設定したCLをもとに判断し、市町村ごとを基本に基準値に到達する数時間前に「土砂災害警戒情報」が発表される。

なお、土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位としているため、市町村長が避難指示等を発令するときの参考として利用できる。



(4) 避難指示の伝達方法

伝達方法については、広報車、自主防火防災組織等を活用し、迅速かつ的確な方法で、関係区域の住民に行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児等の配慮を要する住民への円滑、迅速な

対応を図る。

なお、伝達系統については、第3編 第1章 第15節「緊急避難」の第1 避難情報の伝達による。

(5) 避難場所

避難場所についても、市民のより安全で、安心した避難経路等の確保、確認を平時から行う。

(6) 被災者の救出

被災者の救出等は、第3編第2章第2節第11「行方不明者の捜索・遺体の埋葬」の被災者の救出による。

(7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する避難指示及び伝達

本市において、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等は次のとおり。

	区域の名称	所在地	対象となる施設
土砂災害警戒区域	南山西	向日町南山地区	向日市立向陽小学校

なお、避難場所や避難経路及び避難の方法等に関しては避難確保計画による。

一般対策編

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 初動活動

担 当	共通
-----	----

市域に災害が発生した場合、その被害の軽減の基本は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さである。特に勤務時間外に災害が発生した場合の市職員の初動活動のあり方は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さに大きな影響を与えるものである。職員が、個別に自主的に行う行動が災害応急対策活動として有効に働くような初動活動を定めることとする。

1 準備事項

市職員は、災害発生時における、災害対策本部開設基準、動員基準、所属部署の事務分掌、自己の行うべき事務等について十分習熟する必要がある。

2 勤務時間内に災害が発生した場合

勤務時間内に災害が発生した場合の初動体制は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している住民の安全を第一とし、合わせて職員一同、身の安全に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

(3) 緊急避難

危険な通路を避けて屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(4) 被害者の救出

住民、市職員等が庁舎内で被災した場合、その被害者を速やかに救出し、救急車の手配若しくは病院へ搬送する。

(5) 事務室等の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大災害により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、緊急活動計画の作成等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(6) 組織的応援活動の始動

① 集結

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い、緊急活動計画を作成する。要員不足が見込まれる場合は、応援を事務局に要請する。

② 緊急発動

災害応急対策活動の方針を決定するのに必要な情報関係部署、及び安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、人命救助（救急、救助、医療救護）、二次災害危険地区の調査等に関する事務を分掌する。急を要する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部の長若しくはその代行者を対策部長とし、その指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 組織的災害対策活動の始動

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

3 勤務時間外に災害が発生した場合

勤務時間外に災害が発生した場合の初動は、次による。

(1) 参集

① 市職員は、災害が発生した場合、ラジオ・テレビ等を視聴し、災害に応じ発表される参集基準に基づき可能な限り早く、あらかじめ定められている参集場所に集合するものとする。ただし、地震の場合は、別に定める。

② 市職員の参集にあたっては、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装とする。

③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、自動車による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。

④ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、住民と協力し、緊急に必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。

⑤ 市職員は、参集途上において被害の状況を把握し、これを概略情報報告書【資料編 資料3-1】にとりまとめて、所属部署又は参集場所の長に報告する。

⑥ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても、定められた配置部署に着くことが困難な場合は、通信連絡等により所属対策部長又は災害対策本部の指示を受けなければならない。

(2) 参集場所の整理

① 応急処置と緊急処理事務

災害により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、概略情報報告書【資料編 資料3-1】の記述等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(3) 現状把握

混乱した室内の応急処理後、既に所属部署に到達している災害情報や指令書に目を通し、あるいは、先に参集した職員から情報を得るなど、自部署の活動状況、今後の方針、被災状況等

の現状把握に努める。

(4) 組織的災害応急対策活動の始動

① 集結、計画及び参集報告

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い緊急活動計画を作成する。事務局に参集人員及び参集見込み人員を報告し、要員不足が見込まれる場合は、応援を要請する。

② 緊急発動

災害対策活動の方針を決定するのに必要な情報に関する事務を分掌する部署、人命救助（救急、救助、医療救護）、安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、二次災害危険地区の調査等に関する事務を分掌する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部署の長若しくはその代行者等の指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 災害対策本部指示

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

第2節 組織及び動員

担 当	共通
-----	----

市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例に基づき、市長の指示により災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。本部長及び職員の配備体制は標準動員表によるものとする。ただし、本市に気象業務法に基づく警報が発表されたときは本文の規定に関わらず設置する。

本部長は各行政機関を統括し、迅速かつ機動的に災害応急活動等を推進する。

市長不在の場合、災害対策本部の指示は市長を代行して副市長、教育長がこれを行う。

第1 組 織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の設置基準

<標準動員表参照>

(2) 災害警戒本部の設置の決定

災害警戒本部の設置基準を満たす場合には、市長の指示により危機管理監がこれを設置する。その者が不在の場合は、その者が指名した代理者が設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

(3) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び業務分掌は、災害対策本部の組織及び業務分掌に準ずる。また、動員については、第2「動員計画」で定める。

2 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部の設置基準

＜標準動員表参照＞

(2) 災害対策本部の設置の決定

災害対策本部の設置については、本部会議で協議を行い決定する。

本部会議の構成員は、市長、副市長、教育長、危機管理監及び各対策部長とし、その者が不在の場合は、その者が指名した代理者とする。

(3) 災害対策本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

(4) 災害対策本部等の設置場所

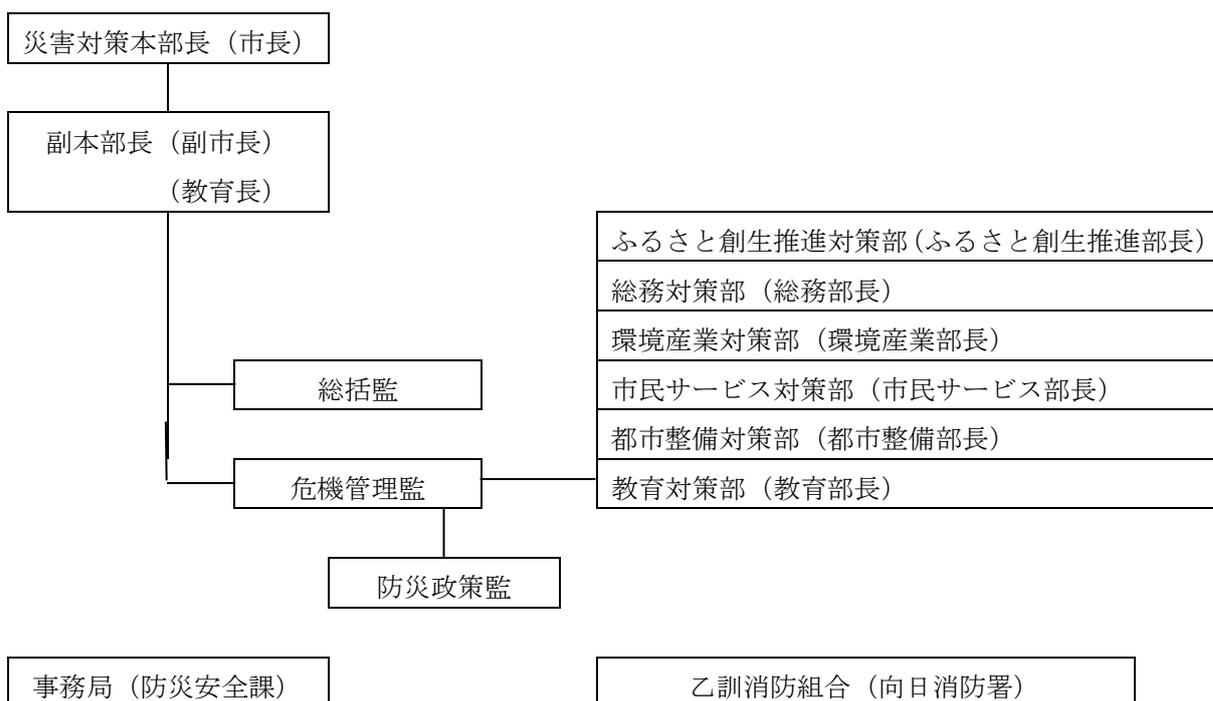
市庁舎内に設置する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織及び本部会議の構成

災害対策本部の組織及び本部会議の構成は、次のとおりとする。



(2) 災害対策本部長は、災害対策本部の組織について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、前項と異なる組織とすることができる。

(3) 災害対策本部長は、本部会議の構成について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、副本部長及び関係本部員のみによる本部会議を開くことができる。

(4) 出動した各対策部は、直ちに編成を行い、災害対策本部に報告するとともに状況把握に努める。

(5) 災害対策本部には、各対策部から対策部長及び連絡員を常時待機させる。

(6) 各対策部所管業務のうち、情報処理に関すること、公用車両に関すること、避難対策に関すること、広報に関すること、予算に関すること、その他災害対策本部全般に係る業務については、必要に応じて要員が所管の対策部から災害対策本部に出向いて行う。

4 本部会議

災害応急対策活動のための基本方針並びに迅速かつ機動的な災害応急対策活動の実施に必要な事項の決定等を行うため、本部会議を開催する。本部会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、危機管理監、防災政策監及び各対策部長をもって構成する。本部会議は、災害対策本部長の召集によって開催される。

5 災害対策本部の業務分掌

災害対策本部の業務分掌は、おおむね【資料編 資料2-5】のとおりとし、活動を円滑にするため各対策部長は、業務分掌の細部を定め、班長を指名するものとする。

<各部共通事項>

- (1) 部内各班の応援に関すること。
- (2) 災害対策本部等の指示・要請に従い、各部の応援に関すること。
- (3) 災害対策本部の指示による、市町村及び業者への応援協力要請に関すること。
- (4) 各種災害対応マニュアル作成に関すること。

6 災害応急対策関係の標識等

災害対策本部が設置されたとき、又は、警戒体制等の業務に従事するときは、【資料編 資料2-26】腕章及び標識を着用又は掲げるものとする。

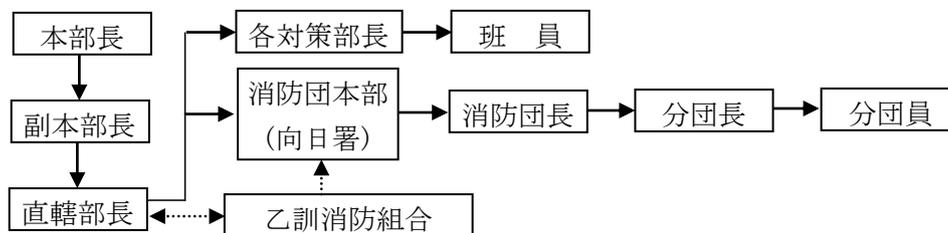
第2 動員計画

災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部等の動員は、次のとおり行う。

1 災害対策本部体制における職員の動員

(1) 勤務時間内

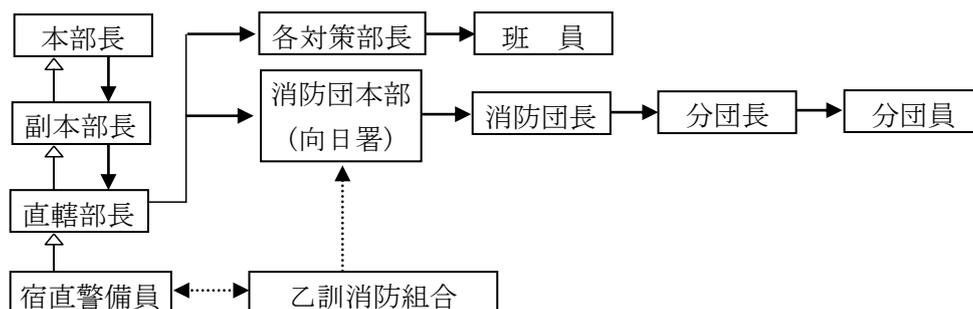
- ① 庁内電話等により行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。



(2) 勤務時間外

- ① 宿直警備員等からの予・警報又は情報の通報を受けた各対策部長は、必要に応じて動員を行い、災害警戒本部及び災害対策本部の設置に伴い定められた動員を行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。

③ 動員の指令連絡系統



④ 動員の方法

庁内電話又は携帯電話、加入電話を活用して動員し、電話連絡等が不能の場合には、電子メール等を活用する。

⑤ 各対策部長は、状況に応じ必要な増員を行う。

⑥ 各対策部長は、動員状況の把握に努め、他の対策部長から応援の要請があった場合には、必要に応じ応援配備を行う。

⑦ 警戒本部又は対策本部設置協議者には、携帯電話、加入電話、電子メールによる指令を行う。

(3) 動員数

動員数は、次の動員表による。なお、必要な場合は、消防吏員を、市災害対策本部要員として派遣するよう乙訓消防組合消防長に要請するものとする。

種別	設置基準	対策部名						合計	
		ふるさと創生推進対策部	総務対策部	環境産業対策部	市民サービス対策部	都市整備対策部	教育対策部		
災害警戒本部	1号	①大雨や洪水等の警報が発表され警戒を要するとき ②河川の水位が今後上昇すると見込まれるとき ③市長が指示したとき	2	2	5	2	4	2	17
	2号	①今後も豪雨が予想され、警戒する必要があるとき ②軽微な災害が発生した場合 ③高齢者等避難の発令及び避難所の開設を検討する必要があるとき	3	5	5	14	8	5	40
災害対策本部	1号	①主として幹線道路等に浸水等の被害が生じ、更に増水が予想される時 ②避難情報等の発令及び避難所を開設する必要があるとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき	5	8	7	20	12	8	60
	2号	①市内全域に相当規模の被害が発生し、さらに広範囲に被害が発生するおそれがあるとき ②特別警報が発表されたとき	13	19	18	51	30	19	150
	3号	①市内全域に相当規模の被害が発生し、さらに広範囲に被害が発生するおそれがあるとき ②市内全域に大規模な被害が発生したとき	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
		※各対策部に含まれる部局 ふるさと創生推進対策部：会計課 総務対策部：議会事務局、監査事務局 ※消防団は別途出動計画による。 ※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部において必要と認められる場合には増員するものとする。 ※出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。 ※上記人数には、対策部長を含む。 ※動員指令を受けていないものは、待機とする。（勤務時間外は自宅待機） ※地震発生については、地震対策編で定める。							

乙訓消防組合の職員の動員については、職員動員計画による。【資料編 資料2-9】

2 初動対応職員

(1) 初動対応職員

閉庁時において、向日市に大雨、洪水等の警報、特別警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急的初動対応を担当する職員を、各対策部長が所属する職員のうちから指名する。

(2) 初動対応職員の動員

初動対応職員の動員は、危機管理監又は各対策部長が必要と認めた場合、各対策部長が電話等により行う。

第3節 情報収集・伝達

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害発生時において、災害応急対策を円滑に実施するため、市域の災害の発生状況、各施設の被害状況等を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関に報告し、その災害応急対策と災害の軽減に万全を期すものとする。

第1 災害時の通信

災害時において、通信施設の被害や通信需要の急増のため、通信途絶等が懸念される。緊急事態下の緊急通信を確保するため、複数のルートが使える体制とする。

1 通信設備応急対策

災害が発生した場合、次の災害応急対策を実施する。

- (1) 通信機用電源の確保（予備電源設備、発電機等）
- (2) 通信の確保（防災行政無線）
- (3) 輻輳対策（優先電話の利用）

2 通信体制

(1) 一般加入電話

災害時の通信連絡手段は、ファクシミリ等を含む一般加入電話による通信を原則とする。

(2) 無線通信体制

有線通信施設が使用できなくなった場合は、向日市デジタル MCA 無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システム等の通信を利用する。

① 向日市の無線通信

向日市の無線通信網として、向日市デジタル MCA 無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システムを設置している。

[防災行政無線の状況]

無線の種類	基地局	移動局		参 考
		車 載	携 帯	
向日市デジタルMCA無線	1		22	800MHz帯

② 携帯電話

災害による有線電話の電話回線被害や輻輳による通信途絶への備え、又は、現場活動報告、伝達の効率化のため、緊急時には携帯電話を活用する。

③ 非常無線通信

災害時に通信施設等の利用が困難な場合で、非常無線発令のときは、アマチュア無線局等の利用を図ることとし、平素よりこれらの無線局に協力の依頼を行うこととする。

④ 京都府への連絡

京都府衛星通信系防災情報システムや乙訓消防組合が保有する無線を有効に活用するほか、他機関及び民間通信施設の利用等により迅速に対処するとともに、京都府に関する連絡については、京都地区非常無線通信協議会の定める防災系非常通信経路【資料編 資料 2-11】を利用する。

(3) 優先順位

① 被害状況の把握

緊急時において重要通信を確保するために、通信システムの被災状況を迅速かつ的確に把握し、必要な応急措置を行う。

② 通信の利用制限

通信の利用について、次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又は、そのおそれがある場合は、電話サービス契約約款に基づき、重要通信を優先的に確保する必要性から通信の利用制限を行うこととされているため、注意を要する。

ア 通信が著しく輻輳する場合

イ 通信電源確保が困難な場合

ウ 回線の安定維持が困難な場合

③ 通信輻輳の場合の向日市デジタル MCA 無線の利用

一般加入電話の被害が著しく、又は、通信が輻輳して、通信が混乱している場合における向日市デジタル MCA 無線の利用は、次のとおり行う。

ア 公衆電話が優先電話になっているため、これを使用する。

イ 特に、緊急なものに限り、向日市デジタル MCA 無線を利用する。

ウ 利用は緊急なもの、重要なものを優先する。

(ア) 災害対策本部長・副本部長の指示・命令

(イ) 新たに災害応急対策活動を必要とする事項の通報

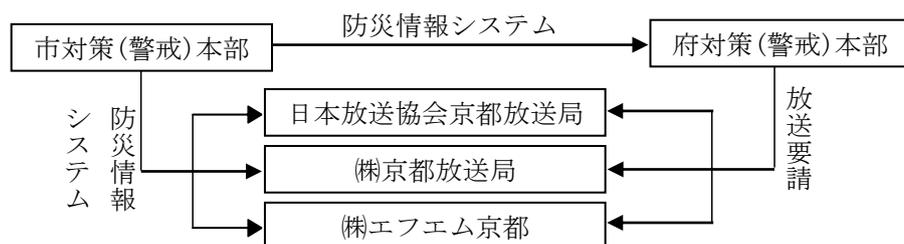
(ウ) 初期の応急情報の通報

(エ) 部長・班長の災害応急対策に関する重要な指示・命令事項

(オ) その他重要な事項

(4) 放送の優先利用

緊急を要する場合、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項についての放送を要請する。



※ 緊急警報放送要請様式「緊急警報放送の要請に関する覚書」参照【資料編 資料 1-13】

(5) その他の通信手段

① 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

② 災害用伝言板（web171）

災害等の発生時に、被災地域（避難所を含む）の居住者がインターネットを經由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録・閲覧が可能なサービス。

③ 災害用伝言板サービス

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するもの。

携帯電話から、利用者が自分の安否情報を登録することにより、安否情報等を文字により連絡。

※「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、西日本電信電話㈱の提供するサービスです。

④ 緊急速報メール

向日市域の受信可能携帯電話の所有者に対し、災害情報を一斉配信することのできる緊急速報メールを活用する。

⑤ 防災情報お知らせメール

向日市域に発令されている気象、地震等の災害等に関する情報について、事前に登録している人を対象にメール配信ができる、向日市防災情報お知らせメールを活用する。

第2 災害時の情報収集伝達体制

災害の発生後の期間を初動期と混乱安定期・安定期に分け、それぞれの期間における情報収集伝達体制を確立する。

1 概略情報の収集・報告（初動期）

(1) 収集すべき情報の種類

① 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水位、雨量、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を報告するものとする。

② 被害情報

ア 人的被害等の情報

人的被害の発生状況、救急救助情報、医療・救護情報、被災世帯数等

イ 住家の被害情報

建築物の全壊・半壊・一部損壊の状況、建築物の全焼・半焼の状況、浸水被害の状況

ウ 公共・公益施設等の情報

道路・小河川等の被害、交通施設被害、交通状況、電気、ガス、上下水道、電話施設等のライフライン施設の状況等

エ 避難所等の情報

建築物の破損の状況、電気、ガス、水道、電話等の状況等

オ 二次災害危険区域等の情報

出火・消火の状況、延焼拡大の状況、土砂災害等の危険区域の状況、危険物施設の被害

又は災害発生の危険性、応急対策の状況等

カ 市民の動向に関する情報

市民の動向（混乱の発生状況等）、住民の要望・苦情・問合せ事項等

③ 防災活動に関する情報

ア 市民の動向（混乱の発生状況等）

イ 避難指示等の状況

ウ 各対策部の活動状況

エ 応援要請状況

オ 応急措置の概要

カ 救助活動の状況

キ 病院の受入れ状況

ク 住民の要望・苦情・問合せ事項等

ケ その他の状況

(2) 概略情報の収集・伝達

災害発生の直後において、速やかに災害の拡大防止と被害の軽減措置を実施するため、次により必要な災害情報及び被害状況の概略情報の把握に努める。

① 情報入手の手段と対応方針

ア 京都府からの災害情報

京都府からの災害情報は、事務局に伝達される。事務局は、直ちに災害対策本部設置基準並びに動員表に照らし、その結果を市長（災害対策本部長）に報告し、必要な処置を行う。

イ 乙訓消防組合との情報系統

向日市内の災害情報連絡は、向日市災害対策本部から乙訓消防組合警防作戦室へ行き向日消防署には、乙訓消防組合警防作戦室が行う。

系統図は、次表のとおりとする。



ウ 報道機関からの情報

災害発生とともに、テレビ、ラジオの聴取を行い、必要なものはビデオに収録し、これをまとめて本部に報告する。

エ 被害状況、二次災害危険区域等の概略情報

災害応急対策活動の指針とするため、被害状況等を次により、概略情報として把握する。

(7) 職員情報

a 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員が参集途上で得た情報を、「概略情報報告書」【資料編 資料3-1】にとりまとめ、所属対策部長に報告する。所属対策部長はこれを速やかにとりまとめて、災害対策本部に報告する。

b 現場活動情報

職員の現場活動における往復の道路周辺及び活動現場周辺の情報を、無線等で災害対策本部に報告する。

c 現地調査情報

参集情報、現場活動情報又は次の住民情報、問合せ情報でも情報が得られない情報空白地帯について、職員を派遣して現地調査を行い、その状況を現地から無線等で災害対策本部に報告するとともに、これを図面等にとりまとめて、災害対策本部に報告する。

(イ) 住民からの通報、相談等の情報

住民からの通報、相談、問合せ、要望事項、苦情等の情報を概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。

(ウ) 問合せ情報

災害状況、情報空白地帯の状況や二次災害危険区域の状況等の把握は、先の現地調査によるほか、市の外部施設管理者、自治会長、知人等への問合せによりこれを行い、概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。ただし、問合せ先も被害を受けている場合があるので、十分な配慮をもって対応する。問合せ先として自治会、自主防火防災組織等をあらかじめ定め、事前に了解を得ておくものとする。

② 各対策部からの情報収集

ア 緊急報告

職員は、参集情報と被災状況報告をとりまとめて災害対策本部に報告する。

イ 所管業務にかかる被害状況の報告

対策部長は、災害対策本部設置後速やかにとりまとめ、所管業務にかかる被害状況を災害対策本部に報告すること。ただし、大災害で、他に急を要する部署の応援が必要な場合は、この限りではない。

ウ 各対策部の活動状況等の報告

対策部の班長は、指定された定時及び(1)のウに掲げる事項が判明次第、そのつど対策部を通じて災害対策本部に報告する。

③ 収集した概略情報の整理・報告

事務局は、収集された前項の概略情報を、緊急に凶面情報を含めた概略情報報告書として整理し、定時的又は重要な情報が入手しだい、災害対策本部に報告する。

④ 収集情報の伝達

災害対策本部に報告された、概略情報報告書、各対策部の所管業務被害状況報告及び活動状況の報告等は、「災害報告及び対策処理票」【資料編 資料3-2】により伝達し、災害応急対策活動の円滑化に努める。

2 詳細情報の収集・報告（混乱安定期・安定期）

(1) 安定期の情報

初動混乱の脱却とともに、り災者に公平な援助を行うために必要となる正確な詳細情報の把握に努め、併せて府、関係機関等への報告資料とする。

(2) 被害状況報告要領

この要領は、本市に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部がその状況を知事に報告しなければならない。

① 報告の種類

ア 被害概況即報

イ 被害状況報告

ウ 被害確定報告

② 報告の内容と時期

ア 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「災害概況即報（災害対策本部用【資料編 資料3-3】）、（京都府提出用【資料編 資料3-4】）」により報告する。

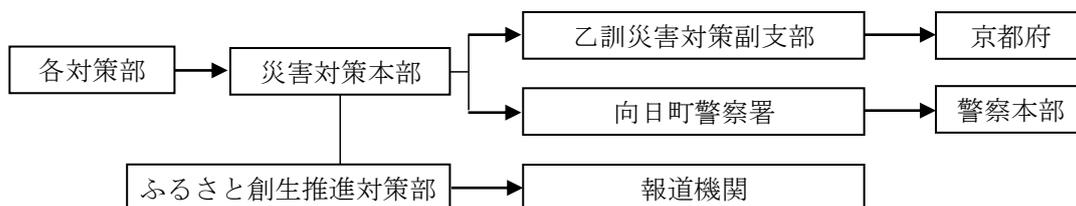
イ 被害状況報告

被害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告(1)【資料編 資料3-5】」により報告すること。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に「被害状況報告(2)【資料編 資料3-6】」により報告すること。

③ 被害状況等の報告系統



※ 被害概況即報・被害状況即報は、原則として電話及び京都府衛星通信系防災情報システムで報告する。

④ 被害程度の認定基準

被害程度認定基準については、【資料編 資料2-7】のとおりである。

第4節 広報活動

担 当	ふるさと創生推進対策部
-----	-------------

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協同して、災害状況、各種の災害応急対策の推進、向日市の災害応急対策活動の方針等に関して迅速、正確かつ積極的な広報活動を行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

第1 向日市で行う広報活動

1 広報の内容

(1) 緊急性を要する広報内容

- ① 土砂災害等の発生可能性等に関する情報
- ② 避難指示等の周知徹底及び避難先の指示等
- ③ 救護所の設置場所に関する情報

- ④ 警戒区域の指定等に関する情報
- (2) 円滑な災害応急対策を実施するために必要な広報内容
 - ① 災害の状況、同時多発火災の状況、二次災害危険箇所等に関する情報
 - ② 被害の発生状況、特に、電気・ガス・道路等ライフライン等の被害状況
 - ③ 被災者に対する注意事項及び安否情報
 - ④ 医療機関に関する情報
 - ⑤ 生活関連情報（炊き出し・給水・生活必需品等の供与状況、ごみ収集等）
 - ⑥ 交通規制及び交通機関の運行状況
 - ⑦ 防災関係機関・民間活動団体等の災害応急対策活動の実施状況及び復旧の見通し
 - ⑧ 市民の協力要請及び人心安定のための呼びかけ
- (3) 広報用放送文例の作成等
 - 災害発生時等に住民に速やかな広報が行えるよう、あらかじめ防災関係機関等と調整を図っておく。

2 災害広報活動の方法

広報活動は、広報車、広報紙、ホームページ等により、乙訓消防組合や自治会、警察や自衛隊、電力会社やガス会社等の防災関係機関等の協力を得ながら行うものとする。

また、避難所における情報伝達のため、情報コーナーを設置し、広報を掲示する。更に、災害対策基本法に基づく放送要請等報道機関の活用も行う。

3 広報の際、留意すべき事項等

- (1) 災害発生時における報道機関、調査団体等の来訪による混乱に備えて、広報班に報道機関用の窓口を設ける。
- (2) 市民に対し広報をする際は、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等要配慮者に配慮する。
- (3) 必要に応じ、京都府に報告し、調整を行う。
- (4) 放送機関の情報も、併せて収集する。
- (5) 広報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

4 緊急広報

避難指示等が出された場合には、地域住民に対して速やかに避難の指示、避難先等の伝達を行う。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

5 広聴活動

- (1) 広報班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、電話回線の確保や部屋の確保など必要な連携を行う。
- (2) 問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書を作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
- (3) 当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については、必要に応じて広報紙やホームページ等へ掲載する。
- (4) 特に、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮するものとする。また、安否情報の適切な提供のために必要と認

めるときは、消防、警察等関係機関と協力し被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第2 防災関係機関の行う広報活動

乙訓消防組合、警察署、西日本電信電話株式会社京都支店、関西電力送配電株式会社京都本部、大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部、放送局等防災関係機関は、災害が発生した場合、向日市と協調を図り、あらかじめ定められた広報計画により、治安や交通の状況、災害応急対策の実施状況、復旧の見通し及び復旧時の留意事項等について、ラジオ・テレビ等の報道機関又は広報車等により広報活動を行う。

旧集落等、道路の狭い地域に広報活動を行うため、バイクによる広報車の整備を検討する。

第5節 道路等の緊急確保

担 当	総務対策部・都市整備対策部・事務局
-----	-------------------

道路施設は、災害応急対策活動の根幹施設である。災害が発生したとき、災害応急対策活動を円滑に行うため、緊急輸送道路等を災害予防計画に示し、整備を進める。

災害発生の場合、この緊急輸送道路を中心に主要な道路等も含め、緊急調査、交通規制、障害物除去、応急復旧等を行う。（第2編第1章第2節「交通施設防災対策」参照）

第1 緊急輸送ルート

1 輸送道路の確保

災害発生の場合、消防活動や緊急輸送等、急を要する活動を最優先するのに必要な緊急輸送ルート、その他の主要道路の輸送道路を確保する。

緊急輸送ルート

輸送ルート	設定する道路
1次ルート	国道171号 ^{※1} 、府道西京高槻線 ^{※1} 、府道中山稻荷線（府道西京高槻線交点以西） ^{※1} 、府道中山向日線 ^{※1}
2次ルート	府道中山稻荷線（府道西京高槻線交点以東） ^{※1} 、府道柚原向日線 ^{※1} 、府道向日町停車場線、府道志水西向日停車場線 ^{※2} 、府道上久世石見上里線、府道伏見向日線
3次ルート	1次ルート・2次ルートと緊急消防援助隊の集結場所、ヘリポート等を結ぶ道路
市内	1次ルート・2次ルート・3次ルートと府・市が指定した防災拠点を結ぶ道路
その他	必要に応じ、対策本部が定める道路

※1 災害が発生したとき、緊急通行路に指定すべき道路として、あらかじめ府が指定した緊急輸送道路

※2 向日町停車場線が通行不能の場合の予備路線とする。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- (2) 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- (3) 医療品、医療用資機材
- (4) 災害対策要員
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) 交通の手段を失った被災者、避難者

第2 道路対策のための緊急出動

1 被害状況等の緊急調査

- (1) 災害発生の場合、職員は、災害対策本部の指示に基づき、直ちに緊急出動し、緊急輸送路及び防災基幹施設と緊急時確保路線とのアクセス道路（以下において「防災上重要な路線」という。）を中心に被害状況、道路等の安全性及び道路上の障害物の状況等を緊急調査する。
- (2) この場合、道路等の危険箇所緊急調査員も、直ちに災害対策本部と連絡をとり、併せて、道路管理者、自治会長又は自主防火防災組織等と連携をとり、道路等の危険箇所及び住民からの防災上重要な路線に関する通報箇所等について緊急調査を行う。
- (3) 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、京都府災害対策本部（道路整備班）に報告する。

2 交通対策

緊急調査員は、緊急調査等により、通行に危険な道路を発見した場合、又は、緊急車両等の通行を容易にする必要がある場合には、直ちに、災害対策本部に連絡するとともに、向日町警察署（交番）に通報し、交通規制等の措置を講じるよう要請する。また、道路を障害物が塞いでいる場合は、除去可能なものは応急処置を施すとともに、除去不可能なものについては、直ちに、災害対策本部及び道路管理者に連絡し、その除去を依頼する。

3 道路の応急復旧等

- (1) 被害を受けた道路等について、応急復旧を実施する。
- (2) 道路が損壊し、復旧が不可能で、他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。
- (3) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (4) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
- (5) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (6) 国・京都府の管理する道路については、早期の通行確保対策を要請する。

4 応援の要請

道路の損壊が著しく、短期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、京都府、近隣市町等に応援を要請する。

5 市の管理しない道路等

向日市の管理しない道路、又は、その道路が市域外にあるものであっても、その被害等が市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える状況にある場合は、向日市は、調査、交通規制、障害物除去又は応急復旧等について、進んで必要な協力を行う。

第3 交通規制

道路管理者、向日町警察署その他関係機関は、災害が発生した場合において、必要と認められる場合、直ちに、交通の安全確保のため交通規制を実施して、一般車両の乗入れを制限し、災害応急対策活動とそれに必要な人員、物資、資機材等の輸送を確保し、併せて、交通の混乱防止を図る。

1 実施責任者

災害が発生した場合、道路の破損、損壊その他の事由により、危険であると認められる場合等、現場の長は、部長又は班長と密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う等の適切な処置をとる。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者 国土交通大臣 府 市	1 道路の欠損、損壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項 災害対策基本法 第76条の6
公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための必要があると認められた場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて、交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により、道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 相互連絡

京都府公安委員会、京都府警察本部、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止若しくは制限の対象区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

3 交通規制の実施要領

(1) 交通規制のための措置

① 市道の場合

災害対策本部長は、必要な交通規制と迂回路の選定を行う。

② 市道以外の場合

急を要するため、その道路管理者に通報して規制をすることができないと認められる場合、向日市長は、次のような規制を行うが、この場合できる限り速やかに道路管理者又は向日町警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア 向日町警察署への通報（道路交通法第6条による規制の実施）

イ 住民を災害から保護し、又は、災害の拡大を防止するため、特に必要なときは、その地域の住民に対して避難の指示を行う。（災害対策基本法第60条）

ウ 災害防止に特に必要と認められる区域について、警戒区域を設定し、災害応急対策活動を行う者以外の者に対して、この区域への立入り制限・禁止を行い、又は、この区域から

退去命令を行う。（災害対策基本法第 63 条）

(2) 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、防災関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 標識等の設置

道路交通規制を行った場合は、法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講じる。

① 規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府建設省令第 3 号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第 2 に定める様式によって標示する。

② 規制条件の標示

災害対策基本法施行規則に定める通行規制標識は、【資料編 資料 2-27】のとおりである。

(4) 交通処理

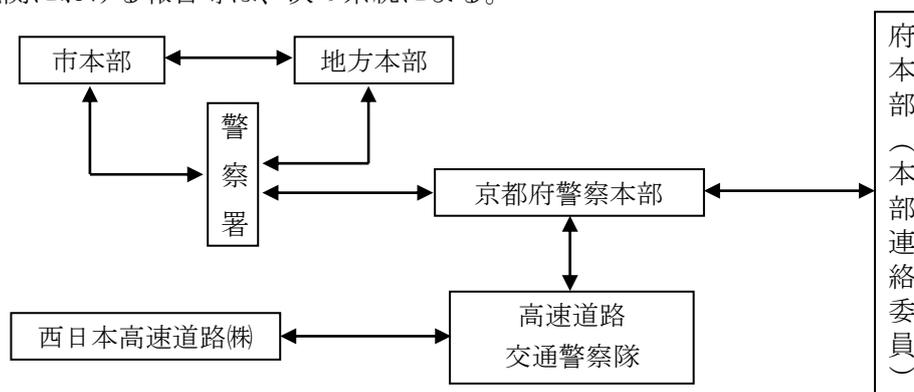
- ① 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。
- ② 運転者が車両を離れるときは、鍵をかけないよう広報する。
- ③ 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。
- ④ 混乱している交差点では、公園、空地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるように努める。
- ⑤ 交通規制及び交通整理にあたっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をする。
- ⑥ 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- ⑦ 規制区域内の住民に対して、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- ⑧ 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先にして誘導する。
- ⑨ 避難誘導に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

4 通知・報告

規制を行ったときは、次の方法によって 報告又は通知するものとする。

(1) 系統

各機関における報告等は、次の系統による。



(2) 報告事項

各機関は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止制限の種別と対象
- ② 規制する区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

5 広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第4 緊急通行車両の取扱い

1 緊急通行車両の確認を行う車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助、保護等に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫等の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の確認に関する手続き

- (1) 確認は、京都府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制を実施したときにおいて、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に対し、「緊急通行車両等確認申請書」【資料編 資料3-8】に、輸送協定書、指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。
- (2) 緊急通行車両として確認を行う車両と認められた場合は、「標章及び緊急通行車両確認証明書」【資料編 資料3-9】を受理する。

3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度（下記参照）により、あらかじめ届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に届出を提出し、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省力され優先し、確認に必要な審査が省力される。

4 事前届出制度

災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく交通規制が実施された場合、地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するために使用する計画がある緊急通行車両の確認を行うべき車両については、あらかじめ車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し事前届け出の審査、確認等の手続きを行う。

第 5 道路の障害物除去

道路管理者は、災害発生時において、路上に散乱し、又は、交通障害となっている構造物の破片、廃材、土砂等の除去作業を行う。

1 除去の方法

- (1) 障害物除去の実施機関は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ自らの組織、労力、機械及び器具を用い市長が実施するものとし、必要に応じ地区住民、請負業者、自衛隊等関係団体に協力を要請することができるものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合の外、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

2 除去の優先順位

障害物の除去の優先順位は、以下のとおりである。

- (1) 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (2) 被害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線を敷く道路）
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (4) その他災害応急対策活動上重要な道路

3 強制排除措置

- (1) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (2) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、道路管理者は自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件の破損を容認する。

4 京都府等に対する応援要請

向日市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町等に対して応援を

要請する。

5 機関及び費用の範囲

特別な場合を除き「災害救助法施行規則」に準じてするものとする。

第6節 緊急輸送網

担 当	総務対策部
-----	-------

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものである。被害の状況、緊急度、重要度を考慮の上、緊急輸送活動のためのネットワークを組むとともに、配送拠点の設置、輸送手段、輸送要員を確保する等により緊急輸送を行う。

第1 緊急輸送

1 輸送の方法

輸送又は移送は、災害の状況、地形等を総合的に判断し、迅速で最も安全で適切な方法により行う。

- (1) 車両による方法
- (2) 鉄道等による方法
- (3) 人力による方法
- (4) ヘリコプターによる方法

2 輸送力の確保

- (1) 市有車で不足するときは、関係機関に応援を要請するほか、借上等により確保する。
- (2) 災害の状況に応じ、自動車以外の輸送について関係機関に応援を要請する。
 - ① 西日本旅客鉄道及び他の民間交通機関等の協力要請
 - ② ヘリコプター保有機関等の協力要請

3 輸送の対象

- (1) 対象者は、防災関係者、避難者及び救出された被災者その他災害の状況により必要と認められる者
- (2) 対象物資は、食糧、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害応急資材及び復旧資材その他災害の状況により必要と認められる資材、機材、物資

4 機関及び費用の範囲

特別な場合を除き、「災害救助法施行細則」に準ずるものとする。

第2 緊急輸送網の確保

1 緊急輸送網の確保

緊急輸送は、可能な経路と手段を結集し、可能な限りネットワーク化して行うものとし、ネッ

トワークとして次のものを組み入れる。

- (1) 緊急時確保路線等の道路と貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 緊急ヘリポートの開設と航空機等による空中輸送
- (3) 交通途絶の場合の人力による輸送

2 輸送拠点の確保

緊急輸送網の中に物資配送センターを組み入れる。

物資配送センターは、避難所、社会福祉施設等の被害者の救援に必要な食料、生活必需品等の物資（備蓄等も含む）の需要を把握し、その手配、調達、保管、避難所等への配送を行う拠点である。また、物資配送センターは、緊急輸送路に近接している箇所であることを基本的な要件とし、その候補地を検討するものとする。

第3 輸送の確保

1 道路の緊急確保

前節「道路等の緊急確保」の計画により、道路の緊急確保を図る。

2 鉄道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難なとき、あるいは他府県等遠隔地において物資・資機材等を確保したときで、鉄道による輸送が可能な場合は、鉄道管理者に要請し、物資・資機材等の鉄道輸送を実施する。

3 航空交通の確保

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、京都府に調達あっせんを要請する。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリポートを開設し、京都府及び関係機関にその周知徹底を図る。

(1) 緊急ヘリポート指定地

ヘリポートの開設場所は、次のとおりである。

ヘリポート緊急離着陸指定地

名 称	面積(m ²)	所 在 地	電 話
市立西ノ岡中学校	11,000	物集女町吉田1	922-4000
府立向陽高等学校	15,000	上植野町西大田	922-4500

4 輸送手段及び陸上輸送要員の確保

(1) 車両等の調達

公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づき、配車計画を作成する。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じ、京都府トラック協会等関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。

市内で車両確保が困難な場合は、京都府及び他の市町に協力を要請する。なお、自衛隊車両については、京都府を通じて陸上自衛隊に要請する。

(2) 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 要員の確保

車両等の運転者・管理者、物資等の積み下ろし要員等の確保は、職員、ボランティア等によ

る。

① 配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時、使用期間、必要要員数、作業種別等を明示の上、調達班に請求する。

② 配車計画

調達班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を作成した上で、配車を実施する。

(4) 協定の締結

災害等により緊急に車両が必要になる場合に備え、あらかじめ京都府トラック協会向日支部等関係団体や民間輸送業者等と事前に協議等を行い、災害時に関する協定の締結を行っておくものとする。

(5) 緊急通行車両の取扱い

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両の通行の確認を受けようとするときは、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に緊急車両等確認申請書を提出して行う。

5 応援の要請

向日市の区域内において、自動車要員の確保ができないとき、又は、向日市のみでは輸送力が不足するときは、京都府災害対策本部に、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時、使用期間、必要要員数（作業種別）等を明示のうえ、要請するものとする。

6 留意事項等

(1) 輸送の記録及び費用の基準

災害輸送に関する記録及び費用の基準等については、災害救助法による輸送の基準に準ずるものとする。

(2) 輸送等に当たっての留意事項

災害輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し、又は、参考として行うものとする。

① 自動車等の借用に当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。

② 災害輸送に当たっては、それぞれの実施機関は輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に努めるものとする。

③ 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借上げ（雇上げ）するものとする。

④ 航空機の確保に当たっては、航空機操縦士を含めて確保を行う。

⑤ 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業に優先する等、その所属車両の特殊性等を考慮して、実態に即した作業のための確保について留意するものとする。

第 7 節 消防計画

担 当	乙訓消防組合・事務局
-----	------------

1 計画の方針

向日市は、乙訓消防組合・向日市消防団と連携し、消防活動が迅速かつ適切に実施できるように活動の組織方法及び関係機関の協力体制の確立について定める。

2 計画の内容

(1) 消防の目的

その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、大火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する。

(2) 火災予防

消防法に定める対象物に対する防火管理制度と消防用設備の設置並びに乙訓消防組合火災予防条例に基づく火災予防の徹底を図る。

実施事項は次のとおりとする。

① 予防査察計画

ア 計画査察

イ 一斉査察

ウ 合同査察

エ 随時査察

防火管理者を置く対象物又はこれに準ずる防火対象物は年間を通じて定期的に予防査察を実施し、特に必要と認めた対象物は随時に査察を実施する。また一般家庭については随時地域を定めて防火訪問を実施する。

② 講習

ア 必要に応じ資格を有する防火管理者等の講習会を本部において実施する。

イ 工場、事業所等及び一般家庭に対して適時、防火講演、座談会を開催する。

③ 火災予防の広報活動

春・秋の全国一斉火災予防運動期間中及び異常気象時等には、広報車、消防車を活用して市内全域を巡回広報する。

(3) 消防水利整備強化

向日市は消防水利の不便地及び低水圧地域については消防水利の基準に適合するよう防火水槽の整備を図る。

(4) 火災情報及び消防団活動状況の収集

① 毎年消防統計を作成し特に火災に対する予防、防御の資料とする。

② 近時機動化、科学化した消防情勢を広報する。

(5) 消防部隊編成

乙訓消防組合及び向日市消防団の部隊編成は、別に定める。

(6) 出場計画及び区分

向日市域における火災出動は、乙訓消防組合消防隊等災害出場計画に基づくものとする。

なお、向日市消防団の出動区域は、向日市全域とする。

(7) 相互応援協定締結

乙訓消防組合は、消防組織法に基づき市町村相互間の災害防御の措置に関し、京都市及び京都府広域消防相互応援をそれぞれ締結して、大災害及び特殊災害に備え広域的に処理できるよう定めている。

(8) 防火思想の普及

近代文化の進展に伴う生活様式の改変による火災の激増の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。

広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等及び広報巡回、映画会、懇談会等あらゆる広報媒体を利用して予防運動の徹底を期する。

(9) 消防警鐘信号

災害における信号区分は、【資料編 資料2-28】のとおりである。

第8節 危険物等応急対策計画

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	----------------------------

向日市は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の災害に際しては、乙訓消防組合と連携して、住民の生命身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか災害の規模に応じて、災害情報収集及び通信計画、災害広報計画、避難計画、消防計画等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止軽減に努める。

1 屋外タンク等危険物施設等応急措置計画

屋外タンク等危険物施設が不等沈下等により破損し、石油類が流出又は火災になった場合は、次の応急措置を行う。

(1) 火災発生の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 被災者の救出援護
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 遺体の処理
- ⑥ 消防活動
- ⑦ 危険物の除去

(2) 石油類流出の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ③ 流出石油類の拡散防止、除去、処理
- ④ 河川流入の場合における下流地域への通報

2 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出の措置を講じ関係者以外の立入を禁止する。

なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、住民の避難等の措置をとる。

(2) 災害が発生した場合は、被災者の救出援護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに必要に応じ京都府公安委員会に対し自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

3 高圧ガス保管施設応急措置計画

災害の規模様態、ガスの種類等を考慮し施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速適切な措置をとる。

(1) 爆発火災又は可燃性支燃性のガスの漏えいに際しては状況に応じて次の措置をとる。

- ① 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請

- ② 負傷者の救出救護
 - ③ 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - ④ 避難誘導及び群衆整理
 - ⑤ 遺体の処理
 - ⑥ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
 - ⑦ 緊急輸送路の確保
 - ⑧ 引火性、発火性、爆発性物の移動
- (2) 毒性ガスの漏えいに際しては次の措置をとる。
- ① 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
 - ② 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - ③ 防毒資器材の輸送援助

4 毒物劇物保管施設措置計画

- (1) 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防署又は警察署に届出るものとする。
- (2) 保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第9節 災害警備計画

担 当	共通
-----	----

災害発生時に、災害から市民の生命、身体及び財産を守り社会公共の秩序の維持を図るための計画とする。

1 災害警備体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じ次の活動を行うものとする。

- (1) 災害対策関係機関との連絡強化
- (2) 気象予報等の伝達（伝達の協力を含む）
- (3) 雨量、水位その他災害情報の収集
- (4) 危険地域に対する警らの強化
- (5) 避難指示と避難誘導措置
- (6) 避難、立退地域の警戒
- (7) 緊急輸送の確保と交通の指導取締
- (8) 行方不明者の捜索と遺体の検視
- (9) 被害調査
- (10) 漂流物、沈没品等の届出の処理
- (11) 高圧ガス及び火薬類等の危険物の取締
- (12) 人心の安定のための広報
- (13) 被災者の救助と応援救護
- (14) その他警察関係の必要な活動

第10節 交通応急対策計画

担 当	都市整備対策部
-----	---------

災害時における交通の安全を確保するための交通規制等について定める。

1 交通規制及び道路交通の確保

災害時により道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡のもとに適切な処置をとるものとする。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者 国土交通大臣 府 市	1 道路の欠損、損壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項 災害対策基本法 第76条の6
公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための必要があると認められた場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて、交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により、道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(1) 豪雨等の異常気象時において、道路及び周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合、所轄の道路を管理する道路管理者は、道路通行規制を実施する。この場合、直ちに所轄の警察署長及び消防署長に対し規制を実施した旨通知する。また、解除したときも遅滞なくその旨通知する。

2 交通機関の応急対策

本市内を通過する西日本旅客鉄道、阪急鉄道並びに郊外バスについては、指定公共機関又は指定地方公共機関の作成するそれぞれの防災業務計画等によることとなるので、災害時においてはこれらの機関と緊密な連携を保ち、交通応急対策の万全を期する。

第11節 火災等二次災害緊急対策

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--------------------------------------

災害発生には連鎖性があり、直後に発生する同時多発火災、特殊施設災害、土砂災害等極めて危険な二次災害を起こす可能性が高い。これらの二次災害に備えて、向日市は、乙訓消防組合等と連携し、災害危険箇所の緊急調査等を行うなど、被害の軽減に備える。

第1 消防活動

災害時の火災に対応するため、自治会、事業所等の協力の下、消防機関が、多数の人命を守ることを最重点とした消火、救援、水防等の消防活動を行い、被害の拡大と二次災害の防止、社会秩序の維持と市民の福祉を図るため、迅速かつ適切な応急活動を行う。

1 組織人員及び装備

乙訓消防組合及び向日市消防団の組織人員及び消防車両は、【資料編 資料2-22、2-23、2-24】のとおりである。

2 相互応援計画

消防活動上、必要があると認められた場合は、関係機関等に応援を要請する。

3 事業所及び住民の活動

災害が発生した場合、各事業所及び自主防火防災組織に出火防止・初期消火・消火活動等の協力を依頼し、被害の拡大を防止する。

第2 危険物施設等の応急対策

災害発生による二次災害により、危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒物劇物施設等に、火災、爆発、漏えい等が発生した時は、災害防止のため、その施設の形態に合わせて迅速かつ的確に応急措置を行う。また、被害の発生に際して、防災関係機関は相互に協力し被害の拡大防止軽減に努める。

1 危険物施設の応急対策

危険物施設の所有者、管理者及び占有者であり、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を講じる。

(1) 事業所等の行う災害応急対策

危険物施設の責任者は、災害等異常発生時には直ちに危険物の流出あるいは爆発のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の被害・損傷等異常の有無を目視等により確認し、次のような応急措置をとる。

① 異常のない場合には、保安要員を確保し二次災害による被害発生に備える。

② 異常が生じた場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

ア 乙訓消防組合等防災関係機関への通報及び応援要請

イ 初期防災活動

ウ 危険区域、立入禁止区域の設定

エ 従業員等の避難

オ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

③ 乙訓消防組合及び関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに、上記の措置に協力する。

(2) 向日市、京都府等の行う災害応急対策

向日市及び京都府は、地域防災計画及び防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関相互の密接な連絡協力の下に、次の災害応急対策を実施する。

① 連絡通報

市長は、乙訓消防組合と連携を保ちながら、被災現場に職員を派遣する等措置により被災状況の実態を適確に把握し、京都府、その他関係機関に被害速報を行うとともに、逐次中間報告を行う。

② 消防応急対策

乙訓消防組合、向日市消防団は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて他の消防機関及び京都府への応援要請をする。

③ 広報活動

危険物災害による不安、混乱の防止又は避難指示による避難の徹底等のため、向日市、京都府、報道機関等は、相互に協力して広報車、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等を媒体とする報道活動を行う。

2 高圧ガス施設の応急対策

(1) 高圧ガス貯蔵・製造・消費施設等の損傷確認

責任者は、災害等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により、異常の有無を確認し、次のような応急措置をとる。

① 異常のない場合には、保安要員を確保し、災害による被害発生に備える。

② 異常が発生した場合には、責任者は次の自衛防災活動を行う。

ア ガス遮断等緊急措置

イ 危険区域、立入禁止区域の設定

ウ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

エ 消防、京都府高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請

オ 従業員等の避難

カ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

③ 乙訓消防組合及び関係機関は相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

(2) 爆発火災等発生の場合

爆発火災等発生に際しては、状況に応じて次の措置をとる。なお、近畿通商産業局は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時使用禁止等の緊急命令を行うものとする。

① 京都府高圧ガス地域防災協議会・防災指定事業所への出動要請

② 負傷者の救出救護

③ 立入禁止区域の設定及び交通規制

④ 避難誘導及び群衆整理

⑤ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

⑥ 緊急時確保路線の確保

⑦ 引火性、発火性、爆発性物の移動

⑧ その他必要と認める事項

3 毒物・劇物施設の応急対策

(1) 毒物劇物営業者等の措置

災害により毒物、劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、直ちに乙訓保健所、乙訓消防組合又は向日町警察署に届出る。

(2) 緊急措置

毒物、劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、向日市、

防災関係機関及び京都府が協力し、周辺住民の避難指示等、人命安全のための措置を講じるとともに中毒防止等の広報活動を行う。

4 原子力以外の放射性物質応急対策

(1) 災害発生の場合の措置

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- ① 関係機関への放射線量測定依頼
- ② 危険区域の設定と立入禁止制限
- ③ 危険区域内住民の退避措置
- ④ 被ばく者の救出、救護
- ⑤ 交通規制と群衆整理
- ⑥ 人心安定のための広報活動
- ⑦ その他の災害状況に応じた必要な措置

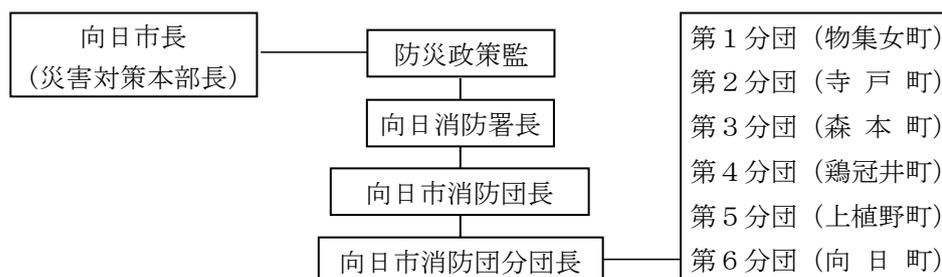
第12節 水防計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合
-----	--

洪水等による水害を最小限にするための計画とする。

1 水防組織

水防組織は、向日市消防団員及び災害対策本部要員をもって組織とするものとする。



2 水防活動

- (1) 河川等を巡視し、水防上危険があると認められるときは、管理者に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) ため池の決壊及び地すべり等危険があると認められるとき、警戒員を配置するとともに、防止対策を講ずるものとする。
- (3) 危険が切迫していると認められるときは、人命第一主義の対策を講ずるものとする。

3 水防用資器材等の確保

水防用資器材等については、「第2編第1章第11節資材・機材等の整備点検計画」に基づき確

保するものとする。

4 関係機関への応援要請

水防上必要があると認められるときは、関係機関に応援を要請するものとする。

5 公用負担

- (1) 水防法第 28 条の規定による公用負担を命ずる権限を行使する者は、身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者は、次の様式の証明書を携行する。

第 号		
公用負担命令権限証		
職名	氏名	
上記の者	区域における水防法第 28 条の権限行使	
を委任したことを証明する。		
年	月	日
向日市長		印

- (2) 水防法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる際は、原則として次の様式の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡し、これをなすものとする。

第 号			
公用負担命令書			
目的物	種類	数量	
負担の目的	使用	収用	処分等
年	月	日	時
様			
向日市長			
印			

6 水防信号

水防法第 20 条に規定による水防信号は、【資料編 資料 2-29】のとおりとする。

7 水防てん末報告

水防が終了したときは、そのつど災害対策本部長は、遅滞なく水防活動実施報告書により 5 日以内に京都府乙訓土木事務所を經由して知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第 13 節 土砂災害対策計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局
-----	---------------------------------

災害発生に伴う土砂災害対策による被害を軽減するため、応急措置及び復旧活動を迅速かつ効率的に行える体制を確立するための計画である。

1 危険区域等の調査

市域内の急傾斜地崩壊危険区域として指定した地域及びその他の急傾斜地について、災害発生とともに直ちに当該危険箇所を調査する。

2 災害時の応急措置

- (1) 災害対策本部長は、市域内に土砂災害が発生した場合、又は、発生するおそれがあると認められた場合は、直ちに広報車等により関係住民に周知する。
- (2) 災害対策本部長は、土砂災害により危険区域内に危険が切迫し、人命の保護、その他の災害の拡大防止のため必要と認められたときは、第3編第1章第15節「緊急避難」の伝達方法による。
- (3) 災害対策本部長は、土砂災害による人的被害が発生した場合は、直ちに消防機関等による救助隊を編成し、救助活動にあたるものとする。
- (4) 被災者の救出は、第3編第1章第16節第1「救助救急活動」の被災者の救出による。

3 復旧活動の実施

- (1) 被災状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。
- (3) 倒壊家屋の除去を行う。
- (4) 流出土砂・岩石等の除去を行う。
- (5) 災害拡大防止工事を行う。
- (6) 関係機関への応援を要請する。

第14節 応援、派遣の要請等

担 当	共通
-----	----

向日市は、大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合等において、近隣市町、協定締結市町、京都府等に対して行う応援要請、乙訓消防組合を通して行う消防応援関係締結市町への要請、京都府を通して行う自衛隊災害派遣要請及びこれらが到着するまでの間の地域の自主防火防災組織を始めとする自治会、災害ボランティア組織等への協力依頼又はこれらに対する向日市の活動支援等に関する計画である。

第1 近隣市町等との応援体制

大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合、又は災害が広域に及ぶため近隣市町が相互に協力することが必要な場合において、乙訓消防組合、近隣市町、協定締結市町及び京都府、国に対して行う応援・協力要請等の計画である。

1 京都府及び他市町等との相互応援協力要請

大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合において、次に掲げる事項について、乙訓消防組合、京都府及び他市町に協力要請を行う。

- (1) 被災者の食料・生活必需品・給水等生活必需物資及び生活必需資機材等の提供
- (2) 救急救助、医療救護、防疫等の資機材の提供
- (3) 消防、水防、通信、搬送、保管等に係る機器、資機材等の提供

- (4) 土木、建築、上水道、下水道、清掃・し尿処理等の機器及び資機材等の提供
- (5) その他の応急対策活動に関する機器及び資機材等の提供
- (6) 一般職員・(1)～(5)に係る専門職員等の派遣、地震被災建築物応急危険度判定士・特殊技能者（医師、無線通信士等）・ボランティア等の斡旋等
- (7) 一般車両又は(1)～(5)に係る車両及び特殊車両等の提供
- (8) 要配慮者のための施設、避難者のための収容場所、自衛隊その他の応援者のための宿泊施設等の提供
- (9) 被災児童生徒の受け入れ
- (10) コンピュータデータバックアップ
- (11) その他

2 隣接地域の緊急応援

隣接市町は、その隣接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、前項に係る応援の要請の有無に関わらず、消防、水防、救助その他の災害の発生を防御し、又は、被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について相互に応援を行うものとする。

3 応援の要請

災害時の応援で、短期間の身分の移動を伴わない形での応援は次によって行う。

(1) 応援要請をするときの要件

- ① 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- ② 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ③ 緊急を要する場合、地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急措置が実施できると認められる場合

(2) 府、近隣市町又は協定市町に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条及び同法第 67 条に基づき、乙訓消防組合、京都府、近隣市町又は協定市町に対して応援要請を行う。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書をもって事務局が京都府災害対策課又は他市町長等に対して行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等によって要請し、後日文書を持って処理するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

(3) 経費の負担

応援に要した費用等の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令 17 条、18 条、19 条に定めるところによる。

4 職員の派遣要請

災害時において、乙訓消防組合、京都府、近隣市町、指定地方行政機関等に対して、職員の身分の移動を伴う長期的な派遣を要請することができる。職員の技術・知識・経験等を災害応急対策又は復旧対策に活用するため、向日市の身分を併任して事務を行うものであり、次の通り行う。

(1) 職員派遣の要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定により乙訓

消防組合、京都府、近隣市町又は指定行政機関等に対し職員の派遣を要請する。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第30条に基づき、京都府知事等に対して、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣のあっせんを求めることができる。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣についての必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

5 従事内容

応援・派遣要請された関係機関の職員は、市で定める計画に従い、その対策に従事する。

6 相互応援要請

他市町からの応援要請又は本市から他市町等へ応援要請する場合は、おおむね次の事項を明らかにした文章をもって行うものとする。ただし、文書作成が日時を要する場合は口頭、電話等により要請し、後刻速やかに文書を作成する。

- (1) 応援要請の理由
- (2) 要請する職員の職種及び人員
- (3) 必要とする期間
- (4) 日時及び場所
- (5) 派遣要員の処遇
- (6) その他参考となる事項

7 資機材等の応援

資機材のみについても、相互応援に協力するものとし、おおむね次の事項を明らかにした文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書を作成する時間がないときは、口頭、電話等により要請し、後刻速やかに文書を作成する。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する資機材の種類及び数
- (3) 資機材の輸送方法及び場所、日時
- (4) 資機材の返還方法及び場所、日時
- (5) その他参考になる事項

8 協議事項

応援・派遣に関する経費及び必要な事項等で定めのないものについては、双方協議の上定めるものとする。

第2 関係協力機関への応援要請

災害の状況等に応じ、災害対策本部長が協力を要請する機関及び要請事項は、おおむね次のようなものである。

協力関係機関	要請事項	
乙訓消防組合	火災、救急、救助に関すること	
京都地方気象台	気象及び予・警報に関すること	
府 災 害 対 策 本 部	京都府山城広域振興局	災害救助法の発動、自衛隊の派遣、応急救助物資等に関すること
	京都府向日町警察署	犯罪の予防、交通規制等公共の安全と秩序に関すること
	京都府乙訓保健所	医療救護、防疫、保健衛生に関すること
	京都府乙訓土木事務所	道路及び河川状況、公共土木の応急対策、公共土木の復旧対策等に関すること
	京都府乙訓教育局	教科書の調達、配分に関すること 児童生徒の応急教育等に関すること
日本赤十字社京都府支部	日赤救護に関すること	
日本郵便(株)向日町支店	郵便事業及び災害応援協定に定める事項に関すること	
西日本電信電話(株)京都支店	電信電話施設の復旧等に関すること	
関西電力送配電(株)京都本部	電力施設の復旧に関すること	
大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部	ガス施設の復旧に関すること	
交通関係機関	災害救助関係の輸送協力に関すること	
報道関係機関	市民への報道協力に関すること	
その他の機関	本部長の協力要請事項に関すること	

第3 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要があるもので、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 遭難者の誘導及び輸送
- (3) 被災者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路や水路の障害物の除去
- (7) 応急医療及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他（例：入浴支援）

2 派遣要請の手続

市長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、市及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、次の事項を明らかにして京都府山城広域振興局長を通じて、京都府知事あて派遣要請【資料編 資料3-11】の要望を行い、関係機関にも通

報するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 希望する派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

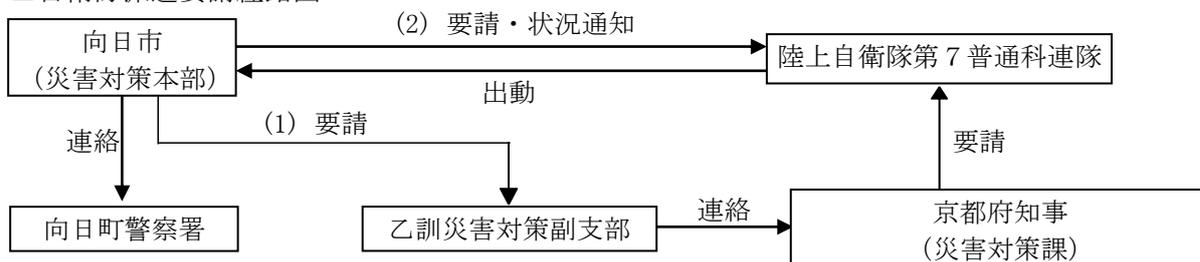
3 災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により前項の知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び、災害の状況を指定部隊の長に通知することができる。

4 知事への事後通知

市長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

■自衛隊派遣要請経路図



5 災害派遣要請等のあて先

(1) 府知事に要請する場合

連絡先	電話番号等
京都府災害対策本部設置時	○N T T回線 (TEL)075-414-4472 (FAX)075-414-4477 ○防災情報システム (TEL)8(7)-700-8110 (災害対策課) (FAX)8(7)-700-8102 (災害対策課)
乙訓災害対策副支部	○N T T回線 (TEL)075-921-0183 ○防災情報システム (TEL)8(7)-740-8101 (FAX)8(7)-740-8100

※ 衛星通信系防災情報システム特定電話機：「地上：8」「衛星：7」

(2) 直接自衛隊に通知する場合

連絡先	電話番号等	
	勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊 第7普通科連隊長 自衛隊緊急要請窓口	○N T T回線 (TEL)0773(22)4141 (内線235) (FAX)0773(22)4141 (内線299) ○防災情報システム 8(7)-835-8103	○N T T回線 (TEL)0773(22)4141 (内線302) (FAX)0773(22)4141 (内線299) ○防災情報システム 8(7)-835-8108

6 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が確定した時は、次のように部隊の受入れ体制を準備する。

(1) 競合重複排除

自衛隊の作業が、他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資機材の準備

作業計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者と事前に協議しておく。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にする。

(4) 部隊の受入れ

派遣された部隊の受入れに対し、次の施設等を準備する。

- ① 本部事務室
- ② 宿舍
- ③ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ④ 駐車場（車1台分の基準は、3 m×8 m）
- ⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物のない広場）

7 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として向日市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係わるものを除く）の補償

8 撤収要請

災害の処理が進み、向日市独自で復旧等の作業が可能になったと判断した時、災害対策本部長は、京都府知事及び派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。【資料編 資料3-12】

第4 市民組織等の活動

大規模な災害発生により、市単独では対応が困難な場合には、自衛隊や他の市町等の応援を要請するが、応援隊が到着するまでの空白期間において、自主防火防災組織をはじめとして、自治会、女性団体、災害ボランティア組織等の地域市民組織による救急救助等を中心とした応急対策活動に期待するところが大きい。

向日市はこれら各組織に対して日頃からその育成に努める。また、災害発生時には、その協力を依頼するとともに、その活動の支援及び相互調整を行うなど、市民組織による効果的な災害対策活動を行うものとする。

1 災害時活動組織等

- (1) 災害応急対策実施に際し、災害時に活動する組織等は、おおむね次の団体をもって編成する。

- ① 自主防火防災組織
 - ② 自治会
 - ③ 女性団体
 - ④ 災害ボランティア組織等
- (2) 自主防火防災組織等の編成
災害時には、地域での協力・助け合いが有効であることを更に周知し、自主防災の組織化・活発化を図る。

2 自主防火防災活動

自主防火防災組織等は、主として次の作業に従事する。

- (1) 初期消火活動*
- (2) 救助、救急活動*
- (3) 避難誘導、避難拒否者の避難勧誘、避難跡の見回り等*
- (4) 避難所奉仕
- (5) 給水支援活動
- (6) 炊出しの実施、食料、生活必需品の配布
- (7) 救援物資等の仕分け
- (8) 物資配送センターの支援（物資收受、保管、積載、配送及び配分）
- (9) 災害ボランティアセンターへの支援
- (10) 要配慮者介助・支援
- (11) 清掃作業の実施
- (12) 防疫作業の実施
- (13) 道路、上下水道等応急復旧作業
- (14) 軽易な事務の補助

*主として自主防火防災組織、災害ボランティア組織等に依頼すべきもの

3 向日市災害対策本部の活動

- (1) 災害発生時、直ちに窓口を置く。
- (2) 大災害発生時、市（本部）が必要と認めるときは、直ちに各組織の長に対して、救急救助、初期消火、避難誘導等の緊急に必要な初期対策活動への参加を依頼する。
- (3) 必要に応じ、広報車による広報、放送局への要請等により周知を図る。
- (4) 被害発生が少ない地域の組織に、大きな被害を受けている地域への応援を依頼する。
- (5) 各組織から連絡員を集め、各組織の活動状況を把握し、必要な活動を依頼し、組織相互間の活動調整を行う。
- (6) 自衛隊や他の市町等の応援隊の参加があった場合も、これらと合議による調整を行う。

4 記録等

自主防火防災組織等の活動を受けた向日市及び防災関係機関は、おおむね次の事項について記録する。

- (1) 自主防火防災組織等の名称及び人員
- (2) 活動の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

5 傷害保険等

団体組織、ボランティア等向日市の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険加入について検討する。

第15節 緊急避難

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局
-----	---------------------------

大規模災害から住民の生命、身体を保護するため、災害危険区域から住民を避難させるための避難指示等の発令及び誘導を行い、併せて避難者を収容するための避難所の開設・運営について定める。

第1 避難情報の伝達

災害対策本部長は、災害による被害発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは高齢者等避難を発令する。

また、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは避難対象地区の住民に対し、避難指示を行う。

ただし、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

特に、台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達する。

実施責任者

実 施 者	避難情報等の区分	災害の種類	根 拠 法 令
市 長	高齢者等避難	災害全般	災害対策基本法第56条
市 長	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命 を受けた職員	指 示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者 (市 長)	指 示	洪 水	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

上記のとおり、災害の種類等によりそれぞれ実施責任者が定められているが、災害全般については、第一次的に直結する市長が避難指示を発令する。

1 高齢者等避難、避難指示対象

(1) 対象地区

対象地区は、災害の発生が予想されるところで、次の地区である。

- ① 大火災等で、延焼の危険のある地区
- ② 山崩れ、崖崩れ等土砂災害の危険が予想される地区
- ③ 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（地域）
- ④ 危険物災害発生のおそれがある地区

⑤ その他避難を必要とする地区

(2) 対象者

- ① 高齢者等避難、避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内の全ての者を対象とする。
- ② 避難対象区域以外の市民であっても、被災のおそれのある場合は、自主的に避難を行う。

(3) 高齢者等避難、避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは高齢者等避難を発令する。

災害により市民の生命・身体に危険が及ぶと認められる場合は、その地区の市民に対し、次により、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。

① 向日市長の高齢者等避難発令（災害対策基本法第 56 条）

法令の規定により、国や府をはじめとする関係機関などから災害に関する予報又は警報の通知を受けたときには、住民等に対し通知に係る事項を伝達する。

また、必要があると認めるときには、予想される災害の事態に対して関係する住民等がとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、通知及び警告する。

② 向日市長の避難指示（災害対策基本法第 60 条）

災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められる場合は、向日町警察署長、消防長と協議のうえ、立ち退きを指示する。この場合、速やかに知事に報告する。

③ 京都府知事又はその命を受けた京都府職員の指示（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 29 条、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 33 号)第 25 条)

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は、対象地区内の市民に対し、避難のための立ち退きを指示する。

④ 警察官の指示（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

⑤ 自衛隊の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置をする。

(4) 高齢者等避難、避難指示の基準

高齢者等避難、避難指示は、おおむね次の基準による。

① 高齢者等避難(要配慮者避難)の基準及び発表時の状況と住民に求める行動

区 分	基 準 及 び 状 況	
条 件	洪水予報河川 (桂川)	・避難判断水位に到達し、「洪水予報(氾濫警戒情報)」が提供されたとき
	水位周知河川 (小畑川)	・「警戒水位(氾濫注意水位・避難判断水位)」を突破し、洪水のおそれがあるとき
	土砂災害	第2編 第4章 第7節 土砂災害等予防計画のとおり
	そ の 他	・各種警報などが発表され、避難の必要があると認められるとき ・その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に時間を要する者は、避難場所へ避難行動を開始 ・避難支援者は、支援行動を開始 ・上記以外の者は、避難準備を開始(家族等との連絡、非常用持出品の用意等) 	

② 避難指示の基準及び発表時の状況と住民に求める行動

区分	基準及び状況	
条件	洪水予報河川 (桂川)	・「氾濫危険水位に到達し、洪水予報（氾濫危険情報）が提供されたとき ・河川の上流が被害を受け、下流に危険があるとき
	水位周知河川 (小畑川)	・「特別警戒水位（氾濫危険水位）」に達したとき ・河川の上流が被害を受け、下流に危険があるとき
	土砂災害	第2編 第4章 第7節 土砂災害等予防計画のとおり
	その他	地すべり、山崩れ及び土石流などにより、著しく危険が切迫しているとき
発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
住民に求める行動	・通常の避難行動ができる者は、避難場所へ避難行動を開始	

洪水予報河川（国管理河川（桂川））に係る避難判断基準					
水位名称	水位(桂川)	警戒レベル	避難情報	向日市・住民に求める行動	国が発出する情報
堤防天端	堤防天端	警戒レベル5	緊急安全確保	・住民の避難完了	桂川氾濫発生情報
氾濫危険（特別警戒）水位	4.00m	警戒レベル4	避難指示	・避難指示の発令を判断 ・住民は避難を判断	桂川氾濫危険情報
避難判断水位	3.90m	警戒レベル3	高齢者等避難	・高齢者等避難の発令（要配慮者避難情報）を判断 ・要配慮者は避難開始	桂川氾濫警戒情報
氾濫注意（警戒）水位	3.80m	警戒レベル2			桂川氾濫注意情報
水防団待機水位	2.80m	警戒レベル1			

水位周知河川（府管理河川（小畑川））に係る避難判断基準					
水位名称	水位(小畑川)	警戒レベル	避難情報	向日市・住民に求める行動	京都府が発出する情報
堤防高	5.74m	警戒レベル5	緊急安全確保	・住民の避難完了	小畑川氾濫危険情報
氾濫危険（特別警戒）水位	2.60m	警戒レベル4	避難指示	・避難指示の発令を判断 ・住民は避難を判断	小畑川氾濫警戒情報
避難判断水位 氾濫注意（警戒）水位	2.20m	警戒レベル3 警戒レベル2	高齢者等避難	・高齢者等避難の発令を判断 ・要配慮者は避難開始	小畑川氾濫注意情報
水防団待機（指定）水位	1.30m	警戒レベル1			

(5) 伝えるべき内容

高齢者等避難、避難指示の場合、住民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

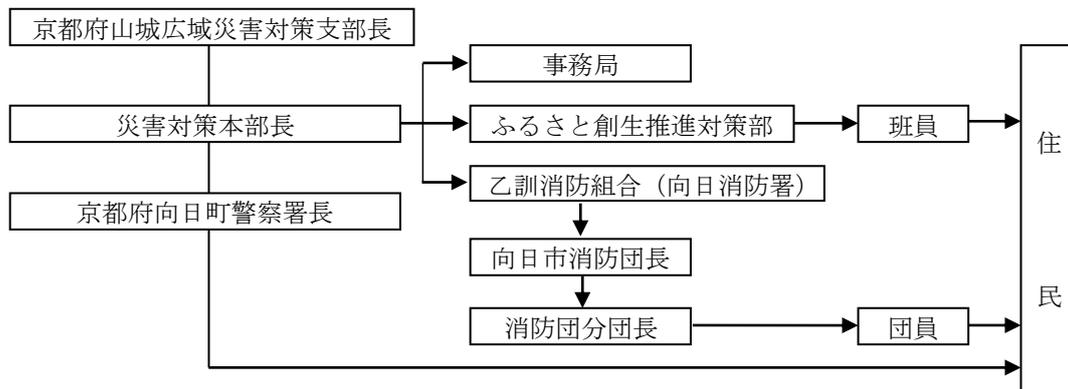
- ① 避難対象地区
- ② 高齢者等避難、避難指示の理由、原因
- ③ 避難先及び必要に応じて避難経路
- ④ 避難行動における注意事項
 - ア 戸締まり及び火気危険物の始末
 - イ 携帯品は、最小限に限定
 - ウ 服装は軽装とし、帽子、頭布等を着用。多少の肌着などの着替えや防寒雨具も携行
 - エ 避難は、徒歩を原則

2 高齢者等避難、避難指示又は解除の伝達

(1) 住民に対する伝達

① 高齢者等避難、避難指示又は解除の伝達系統

高齢者等避難、避難指示又は解除は、自治会、向日市消防団の協力を得て、次の方法により、周知を図る。



② 伝達の手段

広報車、自主防火防災組織等を利用し、迅速かつ的確な方法で関係地区住民に勧告、指示をする。

- ア 拡声器又は口頭による周知
- イ 広報車による広報
- ウ 個別訪問による伝達
- エ 防災・防犯情報メール配信システム
- オ 緊急速報メール
- カ 防災情報お知らせメール

(2) 京都府知事に対する報告

市長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域災害対策支部長を通じ京都府知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(3) 関係機関への連絡

- ① 施設の管理者への連絡
市内の避難所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し事前に体制を整える。
- ② 警察機関への連絡
避難住民の誘導整理のため警察機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

第2 避難の誘導

災害が発生した場合、避難者の生命身体を守るため、適切な避難誘導を行い、避難者を安全に避難場所に誘導する。その際、できるだけ自治会・町内会等ごとに避難集団を形成して行う。

1 避難準備

(1) 市民の避難

市民の誘導は、警察官、向日市消防団員、自治会及び自主防火防災組織等の協力を得て行い、次の事項に配慮する。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- ② 避難者は、三日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、照明器具、救急薬品等を携行する。
- ③ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- ④ 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替や防寒雨具を携行する。
- ⑤ 家具類等大量の荷物は、持ち出さない。
- ⑥ ①～④までのうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにしておく。
- ⑦ 病院、老人ホーム、保育所等多数の高齢者、傷病者、乳幼児及び妊産婦等を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。
- ⑧ 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難を行う。

(2) 学校、事業所等における誘導

学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(3) 交通機関等における誘導

JR等の交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難者の誘導

高齢者等避難、避難指示が発せられた場合は、対象となる地域、避難先、避難理由等を明示し周知徹底を図るとともに避難者を誘導する。

(1) 避難順位

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者及び妊産婦等の要配慮者
- ② 防災活動従事者以外の者
- ③ 防災活動従事者

(2) 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にす。

- ② 家屋の補強及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について、次の措置をとる。
 - ア 緊急の場合
現金、貴重品ほか日用品、身廻品を最小限にする。
 - イ 時間的余裕があると認められる場合
避難秩序を乱さない範囲にする。

3 車両等による移送

- (1) 車両等による移送
孤立集落又は避難途中に危険がある場合、又は、高齢者、傷病者ら通常的手段では避難できない住民は、車両等を利用して移送する。
- (2) 避難道路の選定
 - ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
 - ② 避難道路には、向日市消防団員、警察官等を配備する。
 - ③ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。
 - ④ 道路上の障害物件を除去する。

4 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、自主防火防災組織等の協力を得て、立退きに遅れた者等の有無の確認に努め、救出を行う。
- (2) 避難指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては、強制措置をとる。

5 避難支援

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ作成した「向日市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者情報の共有、災害時要配慮者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要配慮者一人ひとりの避難支援を含めた個別計画の策定を目指す。

第3 避難所の開設

災害による二次災害の危険性等により、災害対策本部が高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女双方の視点等に配慮する。

1 避難所の開設

- (1) 避難所の開設
 - ① 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、各対策部と学校長等の施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。
 - ② 災害対策本部は、高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われたときは、直ちに避難所を開設する。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入室を禁じる。
 - ③ 避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、避難所

開設運営マニュアルを作成するなど、あらかじめ定めておく。

(2) 避難所開設の報告

- ① 向日市長は、避難所を開設したときは、直ちに京都府知事及び向日町警察署長に対して、次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の目的
 - イ 避難所開設日時、場所及び施設名
 - ウ 収容状況及び収容人員
 - エ 開設期間の見込み
 - オ その他参考となる事項
- ② 避難所の責任者は、収容者を確実に把握し、一定時間ごとに災害対策本部に、次の事項を報告する。
 - ア 避難所収容者名簿
 - イ 避難所開設日誌
 - ウ 物品出納簿
 - エ 被災者救助明細書

2 避難所の指定及び避難者の収容

災害時における避難所として、学校、公民館等各種公共建物及び防災協力農地を指定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくとともに、災害の程度・状況に応じて、その他未指定の公共施設、神社、寺院、公民館及び仮設テント等を避難所とし、避難者を収容し保護する。

第4 要配慮者の緊急避難等

平常時より、市は関係機関とともに、あらかじめ在宅の要配慮者の状況を把握するとともに、在宅の要配慮者と地域住民及びボランティア等との関係を深めておくものとし、災害時には、災害対策本部は、地域住民及びボランティア等とともに、緊急避難、避難生活等の介助、支援及び必要な配慮を行うものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

1 要配慮者

要配慮者とは援護を要する高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害が発生したとき、被害を受けやすい人をいう。このほか、日本語の不自由な外国人、地理に不案内な観光客も、災害が発生したとき、被害を受けやすいことから要配慮者とする。

2 在宅の要配慮者の緊急避難

- (1) 災害発生時で、緊急避難を要する地域に居住し、又は、緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対し、本部は、関係機関、地域住民及びボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた要配慮者を救出する。
- (2) 介助を要する者については、家族のある場合でも健常者の場合に比べて荷物が増え、その上介助を要するなど家族の負担が大きいことから、可能な限り近隣居住者、顔見知りの者、民生児童委員等と協力し、特に独居者には、地域住民及びボランティア等のほか、市職員、警察官、民生児童委員、自主防火防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員が協力して、介助及び荷物の搬出等を行う。

- (3) 避難誘導に際しては、要配慮者に十分な配慮を行い、避難の介添えを行う。
- (4) 本部は、居宅に取り残された要配慮者を迅速に発見するため要配慮者名簿等を利用し、警察官、民生児童委員、自主防火防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、地域住民及びボランティア等と協力し、居宅に取り残され、救助を要する要配慮者の迅速な発見に努める。要配慮者を発見した場合には、直ちに避難を行う。

3 社会福祉施設等の入所者、通所者

災害対策本部は、老人ホーム等入所施設、保育所等通所施設につき、被害状況及び避難の要否等必要事項を、施設管理者等を通じて緊急に把握し、適切な措置を行うとともに、これを京都府山城広域災害対策支部に緊急報告する。

(1) 社会福祉施設等の事前体制

入所又は通所施設としての社会福祉施設等は、平常時から災害を想定した防災計画を策定して地域の自主防火防災組織、自治会、災害・福祉ボランティア組織等との連携を強化し、これら組織と連携して防災訓練、防災教育を実施し、緊急時に備えるものとする。併せて、必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、要配慮者のために万全を期する。

① 防災体制

- ア 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。
- イ 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

② 防災訓練

- ア 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- イ 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導する。

③ 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

(2) 被害状況の把握

施設管理者は次の状況を緊急に把握し、本部に報告する。

- ① 施設入所者、施設通所者の被害状況
- ② 施設・設備の被害状況
- ③ 避難を要する人員
- ④ 避難の緊急性
- ⑤ 他施設等からの被災者の受入可能な障がい等の種別及び人員数
- ⑥ 飲料水又は生活用水、食糧、日用品、生活関連資機材等当面の生活に必要な物資等の状況

(3) 緊急措置

施設管理者は必要に応じ、次の緊急措置を行う。この場合、必要な応援を本部に要請するとともに、地域住民、自主防火防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

- ① 安全確認
- ② 避難誘導、移送等。又は保育所の場合、幼児の保護者への引き渡し
- ③ 施設倒壊等による入所者、通所者等の救出、救助、救急
- ④ 初期消火
- ⑤ その他

4 社会福祉施設等の要配慮者の移動等

(1) 避難誘導、移送措置

社会福祉施設・設備の損壊等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等必要な支援を行う。

(2) 移動

移動は原則として避難誘導による徒歩とする。避難誘導には、自主防火防災組織、消防団員、

民生児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得ながら、危険の少ない避難路を選定して行う。

危険な場所から脱出する場合、遅くならないよう十分な注意を払う。

要配慮者の健康状態や、移動能力により、車両による移送を行う。

5 要配慮者の避難所等への入所

(1) 要配慮者は人により、配慮すべき内容が大きく異なるため、要配慮者の避難所等への入所に当たっては、それぞれの適性を考慮し、あらかじめ福祉避難所を指定するなど、優先的に場所を定める。

(2) 避難所への入所が要配慮者の大きな負担になるなど困難な場合は、適当な施設を選定し移送する。市域に適当な施設がない場合は、京都府山城広域災害対策支部又は近隣市町に入所の斡旋を要請する。

(3) 避難所に入所した要配慮者の障がい等の種類、程度に従い、要配慮者のための生活・介護・治療等に必要な資機材を調達する。

なお、福祉用具に関する協定は【資料編 資料1-52】のとおり。

(4) 要配慮者の避難所生活を容易にするため、段差解消のスロープ、手すり、障がい者用トイレ等を設置しバリアフリーとする。

第16節 救助・救急及び医療救護

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	----------------------------

大災害が発生した場合、倒壊家屋等により下敷きとなり救助を要する人や、落下物で負傷し応急手当・救急を要する人が多数発生することが予想される。また、患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療を施すべき重傷病者に対する応急医療救護が行き届かない事態が予想されるためそれらに対処するため、救急救助及び医療救護に関する応急対策を実施する。

第1 救助救急活動

1 方針

大災害が発生した場合、倒壊家屋等による人的被害、並びに火災による負傷者が多数発生することから、災害対策本部は、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、自主防火防災組織、地域住民、防災関係機関（自衛隊、日本赤十字社京都府支部等）等と協力し、迅速かつ的確な応急救助活動に当たる。

2 応援要請

災害対策本部は、市域で災害が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて京都府等に対して応援を要請する。

3 資機材等の調達

(1) 市は、平素から災害備蓄拠点及び備蓄倉庫、市役所等に救助資機材を備蓄する。

(2) 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(3) 災害対策本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業所等か

ら、迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。

4 実施計画

倒壊した家屋により被害を受けた人の救助活動は、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため迅速な対応を行う。

(1) 救助活動の実施

- ① 乙訓消防組合は救助隊を編成し、向日市消防団員、警察等とともに救助活動を行う。また、地域の自主防火防災組織や住民がそれら機関の救助活動に協力し、あるいは自主的な救助活動を行う。市は、必要に応じ救助のため、職員を応援に派遣するものとする。
- ② 救助活動に先立って情報収集を行い、要救助者が多いと想定される地区を重点的に救助を開始する。
- ③ 救助活動には、バール、チェーンソー、ジャッキ等の簡易救出器具の他、必要に応じ建設重機等を調達して行う。
- ④ 救助活動が長期に及ぶ可能性がある場合は、交代要員を配置する。
- ⑤ 市は、乙訓消防組合と連携し、平素から自主防火防災組織の育成に努める。

(2) 救急活動

- ① 重傷者から順次救急搬送を実施する。
- ② 避難場所等に応急救護所を必要に応じ設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。
なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防火防災組織等の協力を求め実施する。
- ③ 救護所が設定されている場合は、診療の可否等の確認をする。その設置がない場合は、必要により、医療救護班の早期派遣を依頼する。
- ④ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行う。

(3) 支援要請

向日市の総力を発揮しても救助活動が不十分と判断されるときは、直ちに京都府に自衛隊の災害派遣、警察官の増強、又は、近隣市町、防災関係機関等からの資機材等の派遣等を要請する。

(4) 支援隊による救助・救急活動

消防、警察、自衛隊等の支援部隊の到着とともに、それらの機関が救助・救急活動を行う。
なお、救助・救急活動を効率的に実施するため、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密な連携の下、これを行う。

(5) 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2 医療救護計画

大災害により、多くの負傷者が発生し、重傷者も軽傷者も一斉に市域の医療機関に集中した場合、緊急を要する重傷者への医療が行き届かない事態が懸念される。これを避けるため、救護所を設置し、応急医療とトリアージ（重症度・緊急度による患者の治療優先度の決定）に徹するとともに、市域の医療機関は、重症者等を中心とした医療に専念する。

1 医療救護の対象、範囲等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の手当を受けられなかった者であること。

(2) 範囲

医療救護の範囲は、応急的な次のものとする。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び手術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(3) 期間

災害発生の日から 14 日以内

2 助産救護の対象、範囲等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であり、かつ、災害のため助産の手当を受けられなかった者であること。

(2) 範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期間

災害発生前後 7 日以内に分べんした日から 7 日以内。

3 一般社団法人乙訓医師会との医療救護活動協定

向日市では、長岡京市、大山崎町との合同により、一般社団法人乙訓医師会と災害時等における医療活動について協定を結び、医療救護班の派遣等を円滑に行い、災害時の医療救護に万全を期する体制を整えている。

4 救護所設置のための手続き

(1) 情報収集

時間の経過とともに救助者の救命率が低下することから、救助された負傷者を短期間に適切な処置できる態勢の整備が求められる。このため、被災した負傷者数、市域の医療機関の被災状況、救護班編成の余力の有無、管内管外を含めた収容可能病院の把握等、情報の収集に努め、的確な医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の編成

負傷者が集中的に出ている地域がある場合は、医療救護班を編成し、救護所を設置する。

- ① 医療関係機関に対して、医師その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。
- ② 向日市において後方医療に徹する必要があるため、医療救護活動が困難な場合は、京都府知事等に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 救護所の設置

一般社団法人乙訓医師会及び日本赤十字京都府支部等の協力を得て、負傷者の多い地区周辺で安全な地区、避難所（学校医務室）、公民館、病院の敷地内、向日市のその他公共施設等に救護所を設置する。

(4) 周知

救護所の設置が決定されたとき、直ちに向日市災害対策本部、医療・救助・救急関係機関に報告を行うとともに、広報車等により関係する地域住民に広報活動を行い、周知徹底を図る。

5 医療・助産・救護活動

(1) 救護所での活動

後方医療機関は、重傷病者を優先的に治療することを原則とし、救護所においては、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療、助産、救護活動を実施する。

- ① 負傷者の傷害等の程度の判別
- ② 重傷病者に対する応急措置
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージの実施）
- ④ 軽傷者に対する医療
- ⑤ 被災者の精神的・心理的ケア
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 後方医療施設での活動

市域の医療施設を後方医療機関とし、主として次の医療活動を実施する。

- ① 重傷病者に対する優先医療
 - ② 助産
 - ③ 遺体の検案
- ## (3) その他
- 災害時には多数の負傷者が予想されるので、次のことについても考慮する。
- ① 既入院患者への措置
 - ② 多数来院患者、負傷者の受入れ体制の整備
 - ③ 医療・救護活動に参加する医師・看護師の食料、必需品、執務時間、交代要員等への配慮
 - ④ 災害対策本部と救護班本部、一般社団法人乙訓医師会、京都府乙訓保健所、日本赤十字社京都府支部等との連絡体制の整備

6 傷病者搬送体制

(1) 搬送

被災現場から救護所及び後方医療施設への搬送は、消防団、住民、防災関係機関等の協力を得て実施する。

(2) 搬送方法

救護所及び後方医療施設への搬送は、救急車、公用車、調達車両等による他、必要に応じて担架で搬送する。

7 医薬品・資機材の確保

医薬品・医療用資機材等については、医療救護活動においてできるだけ携行する。また、負傷者が多く、医薬品、医療機器材等が不足するときは、関係業者等から調達し、なお不足するときは、京都府に調達を要請する。

8 災害救助法による医療及び助産

この計画に基づく医療及び助産については、災害救助法によるところによるものとする。

9 その他

災害救助法により難しいとき等で、医療及び助産の救護をする必要があるときは、災害対策本部長は適切な措置を講じる。

第2章 応急対策期の活動

第1節 災害対策要員の拡充

担 当	共通
-----	----

災害発生時、災害対策本部要員と住民、企業、民間諸団体が一体になり、更に、自衛隊、京都府、近隣市町村等の応援を要請し、なお不足する場合は、作業員等の雇上げや法的従事によって必要な要員を確保し、円滑な災害応急対策等を実施する。

第1 法による従事

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によっても不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより命令を執行する。

1 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 規	執 行 者
災害応急対策事業(災害救助法に基づく救助を除く応急対策)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事 委任を受けた市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

(2) 命令対象者

強制命令の種別による従事者対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師、又は薬剤師 2 保健師、助産師、又は看護師 3 土木技術者又は派遣技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びそれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	市内の住民又は水防の現場にある者

第2 専門ボランティア

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（外国語通訳、医療助産師、通信、建物判定等）の派遣は、京都府災害対策本部が中心となって、関係団体と連携し募集・登録・派遣調整を行う。専門ボランティアの派遣が必要な場合、京都府災害対策本部へ派遣を要請する。

第3 一般ボランティアへの活動支援

災害時の災害応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きい。特に一般ボランティアで、向日市の窓口や向日市社会福祉協議会に来訪する者のために、市及び社会福祉協議会が協調して、ボランティアの受入れ・調整等のコーナーを設け、ボランティア活動を支援する。

1 受入れ体制の整備

(1) 市域ボランティア組織に要請

大規模災害発生と同時に、市域の災害ボランティア、福祉ボランティア、その他各種ボランティア組織（以下において「災害ボランティア組織等」という。）にボランティアコーナーの開設につき、協力を要請する。

(2) 一般ボランティアのための活動計画

① ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を収集し、一般ボランティ

アのための活動計画を作成する。

- ② 受入れ計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資機材を確保する。

(3) 窓口の設置

市役所庁舎、福祉会館、避難所、物資配送センター等に、外来のボランティア又は市域の一般ボランティアのための窓口として、ボランティアコーナーを市域の災害ボランティア組織等の協力を得て設ける。併せて、市域の災害ボランティア組織等に、各ボランティアコーナーに常駐することを依頼する。

(4) 窓口業務の役割

- ① 外来又は一般ボランティアのための活動情報の収集・提供
- ② 外来又は一般ボランティアへの協力、相談、指導
- ③ インターネット等にボランティアのための活動情報の提供
- ④ 社会福祉協議会と災害対策本部との連絡調整
- ⑤ ボランティア活動状況の把握

2 ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

ボランティアの災害応急対策への協力の申し出に対して、依頼すべき活動の主要な内容と時期は、おおむね次のとおりである。

ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

活 動	内 容	初動期	混乱脱却期	安定期
救急救助活動	被災現場	◎	△	—
配送・物品拠点支援	配送	○	◎	○
	入出庫	○	◎	○
	在庫管理	○	◎	○
	受入事務等	○	◎	○
給水給食活動支援	注水・積載	◎	◎	○
	配送	◎	◎	○
	給水現場活動	◎	◎	○
	給食	◎	◎	○
公園・自宅避難者等の支援	被災現場	◎	◎	◎
避難所支援	開所等初動補助活動	◎	△	—
	運営補助活動	△	○	△
	避難者支援活動	◎	○	—
ボランティアコーナー支援	市役所・福祉会館	◎	◎	◎
	避難所・その他			
要配慮者支援	避難所、被災現場	◎	◎	◎
清掃・ガレキ除去等	避難所	○	△	—
	被災現場	◎	◎	◎
障害物除去等	被災現場	◎	◎	◎
各種専門技能による支援	避難所 被災現場	◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		◎	◎	◎
		◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの ○ は必要度の高いもの
△ は必要度のあるもの — は必要度の少ないか、無いもの

3 運営

(1) ボランティアの保険加入のあっせん

ボランティア従事者に対して、保険のあっせんを行う。

- (2) ボランティアの派遣
ボランティア活動センターに登録してあるボランティア、ボランティアコーディネーターを被災状況、要請内容にあわせ派遣する。
- (3) 専門ボランティア
医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣申し入れがあった場合は、窓口となる各班に受け入れの依頼を行う。
- (4) 活動資材等の調整・提供
ボランティアの被災地での活動状況を把握し、必要な活動資材等の提供を行う。
- (5) ネットワーク化
災害対策本部、ボランティア団体と地域活動拠点との間のネットワーク化を図り、迅速な活動体制を図る。
ネットワーク化を図るための通信手段として、電話、無線、インターネットなど災害時に使用可能なものを用いて行う。
- (6) ボランティアの滞在場所
ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣するところは、できる限り各団体において、滞在場所を確保してもらうよう要請する。
- (7) ボランティアの撤退時期
被災住民の自主的な再建を念頭におき、ある時点で、協議を行い、ボランティアの方向性の検討を行う。

第2節 被災者への救援活動

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部
-----	-------------------------------

災害により被害を受けた市民の厳しい状況に配慮し、災害対策基本法の花精神に従い、災害救助法の指針の下、災害者の救助・救援を行う。

第1 災害救助法の適用

本市域の災害が、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号以下「救助法」という）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、別に掲げる救助の実際に関する職権は、市長に委任されている。

市長は委任された職権を行使したときは、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規定による。京都府知事が、向日市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- ① 向日市の区域内で 80 世帯以上の住家が滅失したとき。
 - ② 京都府の区域内の住家滅失世帯が 2,000 世帯以上で、向日市の区域内で 40 世帯以上の住家が滅失したとき。
 - ③ 京都府の区域内の住家滅失世帯数の数が 9,000 世帯以上で市町村の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (2) 被害状況の判断基準
被害程度の判断認定基準参照。

2 滅失世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

滅失世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおり、見直し換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）	1 世帯
	半壊（半焼）	2 世帯
	床上浸水	3 世帯

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもので。
住家の半壊 半焼等	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもので。
住家の床上 浸水土砂の 堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもので、又は、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ「1 住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

① 向日市における被害が、第 1 項の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みであるときは、災害対策本部長（市長）は、直ちに次に掲げる内容によって京都府知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

② 災害の事態が急転し、京都府知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害対策本部長（市長）は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに京都府知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、京都府知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに京都府知事に報告する。その後の処置に関しては、京都府知事の指揮を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

4 災害救助法による救助の内容等

(1) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類（委任項目）は、次のとおりである。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 被災者に対する医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法による救助内容の詳細については、【資料編 資料２－８】を参照のこと。

(2) (1)のうち①（応急仮設住宅を除く）、④、⑤、⑥、⑦、⑧（高等学校等生徒の学用品の給与を除く）、⑨、⑩、⑪、に掲げる救助の実施については、あらかじめ、市長に指示した救助についても、その実施が委任されたものとみなされるので、これによって委任を受けた市長は、当然に委任された救助の実施責任者となる。

(3) (1)の⑦にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付けが実施されている。

5 救助業務の実施

(1) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、京都府知事が実施者となり、向日市は、京都府知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。ただし、事態が切迫して、京都府知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手する。これとともに、京都府知事にその状況を速やかに報告し、その後の処置に関して、京都府知事の指揮を受ける。

(2) 救助業務の記録及び報告

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成が必要であるので、市民サービス対策部は、各部、班に係る帳簿の作成を指示し、整理を実施し、京都府災害対策本部に報告する。

(3) 災害救助法による救助の方法、程度、期間等（災害救助法施行細則第３条関係）は、【資料編 資料２－８】を参照。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の方針

避難者が、災害により受けた被害の厳しい状況に十分配慮した対応を行うとともに、原則として、避難者の自立を目指した運営を行う。

運営に当たっては、自治会や、ボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、高齢者等要配慮者にも十分配慮する。この他、避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルの整備に努め、その運営に万全を期すものとする。

2 実施機関

避難所の運営は、総務対策部、市民サービス対策部、教育対策部及び施設管理者の管理指導の下に行う。

3 避難収容対象者

災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に対して行う。

4 ボランティアの協力

- (1) ボランティアの協力を得るため、避難所にボランティアコーナーを設けて、ボランティア活動が円滑に行われるようにする。
- (2) ボランティア活動を円滑にするため、避難所以外のものも含め、依頼すべき活動事項を掲示する。
- (3) 避難所においてボランティアに依頼する活動は、初期の混乱期における各種労働の提供、物資の管理等とする。安定期以降においては、要配慮者に対する支援活動に限定する。

5 避難者の自活力の育成

- (1) 多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。
- (2) 避難者に対して暖かい処遇をするよう努めるとともに、自活力の育成に配慮した対応に努める。
- (3) 避難所内の清掃、給水の受取り・分配、食料・生活必需品・物資の受取り・分配・保管・払出し、避難者の移動の把握等については、可能な限り避難者の自主的な運営に委ねる。
- (4) 一定期間以降のボランティア活動の対象は、要配慮者を中心に実施されるよう配慮する。

6 要配慮者への配慮

- (1) 要配慮者の要望に対してはできる限り適切な対応を行う。
- (2) 長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。
- (3) スロープの設置等要配慮者に留意した設備に努める。

7 避難所の設置期間

避難所の設置期間は7日以内とする。7日を超える見通しの場合は、京都府と協議して延長期間を定める。

8 避難の長期化への対応

- (1) たたみ、布団、冷暖房機、洗たく機などの調達も考慮する。
- (2) 可能な限り避難者のプライバシー確保に努める。

- (3) 防犯等安全の確保に努める。
- (4) 自主的な自立運営を目指す。

9 費用の範囲

災害救助法に定めるところによる。

第3 給水計画

飲料水は、生命の維持にとって食料以上に重要といえるものである。災害により受水経路が破損し、又は、汚染されたために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、給水活動を行う。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は災害救助法の定めるところによる。

1 飲料水の確保

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急処置として、必要最小限の給水を行うものとする。

- ① 配水池の緊急しゃ断弁により、水の流出防止を図る。
- ② 住民に理解を求め、住民1人1日当たり3ℓを目安に3日程度に相当する飲料水を備蓄により確保する。

2 その他の水の利用方法

可能な限り民間の井戸の活用を図る。また、飲用には適さないが、他の生活用水として利用可能な場合は、その旨を十分に周知させた上、飲用水と区別して利用する。

3 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、向日市水道災害対策マニュアルに基づき、応急給水を実施する。

4 給水の準備

(1) 給水の広報

給水時間、給水場所等を関係地域住民に広報を行う。

(2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

(3) 給水拠点の給水量確保

物集女配水池及び上植野浄水場等に設置の応急給水施設において給水量の確保を図る。

(4) 給水用資機材の確保

給水車等が不足する場合は、自衛隊、京都府又は他の市町村に協力を要請する。

給水袋等の備蓄資機材が不足する場合は、業者から調達する。

(5) 水道災害時の相互応援協定による協力要請

水道施設の被災状況が多岐であり、他の団体等に協力要請を行う必要がある場合は、府下市町による「日本水道協会京都府支部災害相互応援に関する覚書」並びに京都市との「分水協定」等により、他市町の応援を得て、給水の確保を図る。

5 給水の方法

給水を必要とする被災地等への応急給水は、給水車及び仮設配管によって行うものとする。

(1) 応急給水用タンク保有数

種 別	容 量	台 数	所 属
給水車	2,000 <small>リットル</small>	1 台	都市整備部
給水タンク	1,000 <small>リットル</small>	1 基	〃
応急給水対応設備	500 <small>リットル</small>	6 セット	〃
給水容器	20 <small>リットル</small>	185個	〃
〃	10 <small>リットル</small>	40個	〃
災害対策用給水袋	10 <small>リットル</small>	2,300袋	〃
〃	6 <small>リットル</small>	2,350袋	〃
〃	4 <small>リットル</small>	750袋	〃
〃	3 <small>リットル</small>	11,670袋	〃

(2) 給水基準

被災者1名当たり1日3リットルを基準とする。

(3) 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への取水にも利用する。

(4) 特別措置

病院・福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置や仮設配管を行う。

(5) 水道施設の応急復旧

取水、浄水、配水、給水の各部門にわたりその被害状況を的確に把握し、関係機関に応援要請し、それぞれ応急復旧に万全を期す。

(6) 応急復旧資材の確保

災害における応急復旧の資材の確保については、常に関係機関と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておく。

第4 食料の供給計画

災害により被災し、食料を失った市民のため、備蓄食料の配給、炊き出し業者手配等を行う。なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、ここで食料等を扱う。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は災害救助法の定めるところによる。

1 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- (1) 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- (2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった者

2 応急食料の内容

緊急時には備蓄食料を配分し、この間に食料の緊急調達を行って、主食として米穀、パン、麦製品等の外、給食業者等から弁当等を購入して配給する。また、必要に応じて副食や調味料等を支給する。

3 米穀等の調達

米穀等の調達について次のとおり行なうものとし、あらかじめ関係者と運用面について協議するものとする。

- (1) 米穀については、市内の米穀小売業者及び飲食店等から調達するものとする。ただし、これが困難な場合にあつては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に対し要請し、米穀卸売業者から調達するものとする。
- (2) その他パン等米穀に代わる食料品については、必要に応じ、市内の販売業者及び製造業者から調達するものとする。なお、市内の販売・製造業者から調達が困難な場合においては、知事にあつせんを要請するものとする。又は、協定を締結している民間業者に要請する。
- (3) 商工会等に、食料調達について協力を要請するものとする。

4 副食、調味料の調達

副食、調味料については、可能な限り市内の販売業者等の協力により調達するものとし、不可能な場合は京都府に調達あつせんを要請し、万全を期す。

5 食料供給活動の実施

(1) 保管

食料は、原則として物資配送センターに保管する。

(2) 輸送

調達した食料の輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、公用車により行う。

(3) 配給の方法

避難所において、食料を配給する場合は、避難所責任者に手渡し、避難所責任者が、自治会等の協力により実施する。配給に当たっては、公平な配給に配慮するとともに、乳幼児に適した粉ミルク、高齢者・重症障がい者等に適した食品を調達し供与する等要配慮者を優先させる措置等に留意する。

(4) 炊き出し

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。

施設名	所在地	電話番号	炊出し予定人員	備考
向陽小学校	向日町南山3	921-0250	2,850	
第2向陽小学校	物集女町南条70	932-1002	2,300	
第3向陽小学校	森本町下森本30	932-1003	2,300	
第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	933-3388	2,300	
第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	921-0001	2,300	
第6向陽小学校	寺戸町大牧24	934-0403	2,300	
第1保育所	向日町北山21	921-4416	450	
第5保育所	寺戸町三ノ坪14	932-1819	300	
第6保育所	上植野町地田5-3	933-1212	300	

※必要に応じ、事業所及び飲食業者等の設備を利用する。

- ① 炊き出しに際しては、必要に応じ関係団体、一般住民等の協力を得て実施する。
- ② 炊き出しによる伝染病の発生を防ぐため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。

第5 生活必需品の確保

災害により被災し、日常生活を営むことが困難になった市民のため、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給する。なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、生活必需品等を扱うものとする。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

1 物資の調達

市長が市内販売業者の協力により調達するものとする。ただし、災害救助法を適用した場合、又は、向日市において必要な物資の確保調達ができない場合は、京都府山城広域振興局長に調達、あっせんを要請する。

2 災害救助法による生活必需品の給与又は貸与の基準

(1) 対象

住宅の全焼、全壊、流出、半壊、半焼、浸水等により、生活上必要な財産を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と認められる者。

(2) 品目

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品で必要と認められる品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

(3) 給与及び貸与期間

- ① 災害の程度に応じ、京都府知事が定める期間とする。
- ② 期間は災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない災害においては、被災の状況に応じ適宜同法の定める基準に準じ生活必需品の給与又は貸与を市長が実施するものとする。

4 応急生活必需品の確保

(1) 需要把握

- ① 応急生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- ② 応急生活必需品の不足が見込まれる場合、市内の業者に協力を要請する。
- ③ 市内での調達が困難な場合は、京都府、他の市町村及び自衛隊等へ要請する。

(2) 輸送・保管

- ① 調達した生活必需品の避難所等への輸送は原則として調達先の業者に依頼する。
- ② 調達先の業者が輸送困難な場合は、向日市が輸送を行う。
- ③ 大量購入した応急生活必需品は、一旦、物資配送センターに保管する。

第6 物資配送センター

大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、物資配送センターを向日市民温水プールに開設し、食品・物資の統括管理体制をとり、避難所の在庫管理負担を軽減する。

物資配送センターは、向日市・避難所・他の物資配送センター等と緊密に連絡をとり、効率的な配送、平等な配分を図る。

1 開設予定場所

物資配送センターとして、広い収納スペースを有する公共施設を予定場所とする。

2 取扱物資

物資配送センターでは、応急調達物資のほか、救護物資を取り扱う品は、次のとおりとする。

- (1) 食料、日用品、その他の備蓄品
- (2) 大量一括購入した食料、日用品等
- (3) 義援品・救援物資
- (4) 生活資機材
- (5) その他

3 物資配送センターの運営

- (1) 避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等交通情報を収集し、渋滞防止等も配慮した効率的な応急配送計画を作成する。
- (2) 食料、日用品等で、避難所で必要な数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管して積載し、配送を行う。
- (3) 救援物資は、ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分けを行い、可能な限り早期に配送・分配を行う。
- (4) 輸送に当たっては、避難所の要望に応えるため、車両だけによらず、バイク又は自転車も活用する。
- (5) 物資配送センターの運営は、物品管理、配送のノウハウを要する業務であるため、状況によっては、その全部又は一部を民間に委託することも検討する。

4 物資の配分

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者の指示の下、自主防火防災組織・自治会等の協力を得てこれを行う。

救援物資・日用品等については、必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、腐敗等の心配のない物資については、直ちに避難者に対して配給作業を行うことをせず、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから、配給を行うなどの措置を講じる。やむを得ず数量が確保できない場合にあっては、配給に当たって、家族、住宅を失うなど大きな痛手を負った世帯や要配慮者を優先させるなどの配慮を行う。

第7 義援金品の受付・配分

一般市民、府民及び他府県民から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図るとともに、管理を行う。被災者への配分については、義援金の適正な配分を行うとともに、義援物資は、物資配送センターに送り、他の救援物資と合わせ、速やかに配分を行う。

1 実施機関

義援金品の受付、配分は、市長が行うものとする。また、災害義援金品の受付輸送及び配分は、災害対策本部・自治会・日本赤十字社京都府支部・日本放送協会・向日市社会福祉協議会・民生児童委員連絡協議会・女性団体・京都府向日町警察署等の機関が共同又は協力して行う。

2 義援金の受付・配分

災害義援金の募集、受付、配分は、向日市内、京都府内又は他府県において大災害が発生した

場合に次の方法により行う。

(1) 募集

義援金の募集は、向日市災害対策本部又は向日市は、被災地の状況を十分考慮しながら行うものとする。市民への募集の周知は広報によるほか、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付に当たっては、向日市は、京都府、他の市町村、日本赤十字社京都府支部及び市商工会等とともに、必要に応じ受付窓口を開設し、受付を行う。

受け付けた義援金のうち、京都府が設置する義援金募集（配分）委員会に対するものについては、当該委員会に送金を行い、他の向日市等に対するものについては、金融機関に預け入れる等確実な方法で保管を行う。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

京都府が日本赤十字社京都府支部を中心に設置する義援金募集（配分）委員会が受け入れた義援金については、同委員会が配分基準を定めることとされており、向日市はこれに従い被災者に配分する。向日市が受け入れた義援金については、その集積状況等を総合的に勘案し、公平の見地から配分基準方針を決定し、被災者等に配分する。

3 義援物資の受入・配分

(1) 募集

災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、防災関係機関の協力の下、義援物資の拠出をラジオ、テレビ等により呼びかける。

義援物資募集の場合の広報内容

- | |
|--|
| <p>① 被災地において必要とする物資</p> <p>② 被災地において不要である物資</p> <p>③ 当面必要でない物資</p> <p>④ 義援物資送付の際の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・送付者において仕分けを徹底する・腐敗しやすい物、危険物等の送付を行わない・その他の留意事項 |
|--|

(2) 義援物資の受付

向日市は、京都府とともに必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。このとき、大量の義援物資が予想される場合には、配送センターにおいてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

向日市において物資の搬入、集積及び仕分等が困難な場合には、京都府及び近隣市町村に協力を要請する。また、府外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れがあった場合、京都府は、被災市町村と連携し、受付、配分等の調整を行う。

(3) 義援物資の配分

義援物資の配分について、必要と認められるときは、義援金品配分委員会を設置し、意見を求めることができるものとする。ただし、委員の選任は、市長が行うものとする。また、義援物資は、他の救援物資等と併せてできるだけ早く配分を行う。配分に当たっては、公平を原則とするが、その性格上、公平に配分することが困難である場合も多い。この場合、被害の大きい者や要配慮者を優先とした配分を行うこととする。

特に、腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱う。

4 留意事項

(1) 記録

義援金品の募集配分機関は、義援金品拠出者名簿、義援金品引継書、義援金品受領書、義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(2) 費用

義援金品の募集及び区分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当するものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

(3) その他

その他、義援金及び救援物資等の受付、配分について必要な事項については、その都度市長が決定するものとする。

第8 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害援護資金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

1 弔慰金の支給

弔慰金の支給については、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年3月30日条例第16号)【資料編 資料1-4】に従う。

(1) 災害弔慰金

支給対象者	○ 災害によって死亡した災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項に定める遺族の範囲
支給額	○ 死亡者が世帯の生計を維持している場合 500万円
	○ その他の場合 250万円

(2) 災害障がい見舞金

支給対象者	○ 災害によって負傷し、又は疾病にかかって治った場合に災害弔慰金の支給等に関する法律に定める程度の傷病がある障がい者
支給額	○ 障がい者が世帯の生計を維持している場合 250万円
	○ その他の場合 125万円

2 災害見舞金

災害見舞金の給付については、「向日市災害見舞金等給付規則」(昭和50年12月25日規則第47号)【資料編 資料1-5】に従う。

種類	被災の程度	金額
被災見舞金	全焼、全壊、流出	1世帯につき 130,000円以内
	半焼、半壊	1世帯につき 70,000円以内
弔慰金	死亡	死亡者1人につき 200,000円

3 生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸与

低所得者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。

貸付対象者	災害により被害を受け生活再建に向けて資金を必要としている低所得・高齢・障がい者世帯（京都府社会福祉協議会所定の所得基準による） ただし、「法律（災害弔慰金の支給に関する法律）」に基づく「災害援助資金」の貸付対象とならない場合に限る。
貸付金額	①災害を受けたことによる臨時的な必要経費 150万円以内 ②①に加え、住宅の補修・改築等を必要とする場合は 400万円以内
据置期間	3か月以内（特別の場合2年以内）
償還期間	①7年以内 ②14年以内
貸付利子	連帯保証人が立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%

4 災害援護資金の貸付け

府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主に貸付を行う。

貸付け対象者	災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主
貸付け額	世帯主に療養期間がおおむね1か月以上の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 a 家財の被害金額が、その家財の価格の3分の1に満たない損害で、かつ、住居の損害がないとき 150万円 b 家財の被害金額が、その家財の価格の3分の1を超える損害があり、かつ、住居の損害がないとき 250万円 c 住居が半壊したとき 270万円 d 住居が全壊したとき 350万円 世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 e 家財の損害があり、かつ、住居の損害がないとき 150万円 f 住居が半壊したとき 170万円 g 住居が全壊したとき 250万円 h 住居全体が滅失・流失したとき 350万円 c、f及びgのときにおいて、住居を再建する際に残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別事情がある場合 cの270万円を350万円とする fの170万円を250万円とする gの250万円を350万円とする
償還期間	償還期間は10年とし、据置期間3年を設ける。
利率	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間中を無利子とし、その後を年1.5%とする。

第9 被災者生活再建支援制度

被災者生活支援法に基づくもので、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のとおりである。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道

府県から、その旨の公示がある。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号該当する被害が発生した市町村
 - (2) 10以上の世帯の住宅全壊被害が発生した市町村
 - (3) 100以上の世帯の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- ※ 上記(4)(5)については、人口10万人未満に限る

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

支給額は、次のとおり。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金 （住宅の被害 程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）		計
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

4 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援金支給計画

- (1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援補助金の交付
市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金の交付を検討する。
- (2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知
大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第10 要配慮者対策

災害時において、ひとり暮らしの高齢者や介護を必要とする人、障がい者など、特に配慮を必要とする人は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることがきわめて困難である。発災直後の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

要配慮者に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であり、そのため、「向日市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、要配慮者名簿の共有に努めるとともに、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

また、災害発生時には、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

1 要配慮者被災状況の把握等

(1) 要配慮者の被災状況の把握

- ① 災害発生直後には、自治会、民生児童委員、地域住民、警察署、乙訓消防組合等と協力し、地域の要配慮者マップ等に基づき在宅の高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の各戸を訪問し、安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。
- ② 被災により保護者・同居者を失う等の要保護児童、高齢者、障がい者、難病患者等の速やかな発見、保護に努める。
- ③ 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況、収容余力等の速やかな把握に努める。

救援を必要とする要配慮者を発見した場合には、次の措置をとるよう努める。

ア 避難所等への移送

イ 社会福祉施設等への緊急入所

2 被災した要配慮者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮高齢者・障がい者等に対して居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ケースワーカー、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮高齢者・障がい者等の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅や避難所等では、生活できない要配慮高齢者・障がい者等については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急一時入所の支援を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 広域相互応援体制の確立

向日市のみでの対応が困難な場合は、京都府や他の市町村等と協力して、要配慮高齢者・障がい者等に関する被災状況等の情報を集約し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の社会福祉施設への入所が速やかに行えるよう、広域調整を行い相互応援体制の確立を図る。

3 平常時の実態把握と支援体制の確立

- (1) 市は、平常時より要配慮者の名簿の整備を行い、障がい種別、同居者又は介助者の有無等必要な事項について実態把握に努める。

また、浸水想定区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、当該施設利

用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、関係機関と協議し、調整に努める。

- (2) 要配慮者に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。
- (3) ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生児童委員等と地域ボランティアが連携・協力し、安否確認、避難誘導等の必要な支援ができる体制を整え、救護、救援にあたる。

4 避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者、乳幼児、外国人や旅行者等の地理に不案内の人なども生活をする事になり、それぞれに十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

- (1) 仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にインターネット、電子メール等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 介護を要する場合には、施設等への収容に努めるなどの配慮をする。

5 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

社会福祉施設等（障がい者福祉施設、高齢者福祉施設）は、要介護高齢者や障がい者にとって不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

6 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がユニバーサルデザイン化され、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別養護老人ホーム等と、あらかじめ福祉避難所としての協定を締結する。

また、社会福祉施設等とも協定に向けた協議を行い、福祉避難所の確保に努める。

第11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は、行方不明者の捜索及び遺体の収容、検案、処理、埋葬等については、京都府向日町警察署等に協力を要請し、適切な対応に努める。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び期間については災害救助法に定めるところによる。

1 実施責任者

災害対策本部長は、京都府向日町警察署等の協力を受け、被災者の救出・保護並びに行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋葬を、自らの責任において行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は京都府知事の委任を受けてこれを行う。

応急対策の分担

項目	実施担当	実施内容
遺体の捜索	警察官、消防職員 消防団、自治会、 自主防災組織	○遺体及び行方不明者の捜索
	向日町警察署	○遺体の検視
遺体の収容・処理	市民サービス対策部	○遺体安置所の開設と管理 ○遺体の搬送 ○遺品の整理等 ○遺体の家族への引渡し

	医療機関	○遺体の洗淨、縫合、消毒等遺体安置の実施 ○遺体の検案に関する事の実施
	葬祭業者	○納棺用品等必要機材の提供 ○納棺用品等必要機材の広域調達の協力 ○遺体安置所から火葬場への搬送の協力
遺体の埋葬	市民サービス対策部	○遺体の埋葬に関する事の実施
資材等の広域調達	市民サービス対策部	○近隣自治体への火葬の協力依頼 ○遺体の搜索、収容、埋葬に必要な資材・車両等の広域調達の要請

2 行方不明者の搜索

災害により、行方不明になったと推定される者について、災害対策本部長が、京都府向日町警察署及び向日市消防団に協力を要請し、搜索を行う。

(1) 搜索の対象

行方不明の状態にあり、かつ各般の事情から既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

市長（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）が、消防関係機関、警察署及び地域住民等の協力を得て実施する。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、【資料編 資料2－8】のとおり。

3 遺体の収容

(1) 遺体の収容方法

- ① 遺体収容担当は、遺体を到着順に収容すること。
- ② 遺体収容担当は、遺体の洗淨・消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に提出する。

4 遺体の処理

(1) 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗淨、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体。

(2) 処理の内容

① 遺体の洗淨、縫合、消毒の処置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 市民サービス対策部
- ウ 処理場所 市が借り上げ、指定した場所

② 遺体の一時安置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 市(災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。)
- ウ 安置場所 市は、あらかじめ市民体育館を遺体安置場所として指定する。

なお、遺体安置場所は、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れるとともに、遮蔽できる空間を確保するなど故人の尊厳に配慮する。

③ 検案

原則として市民サービス対策部により行う。

警察官、消防職員、消防団、自治会（自主防災組織）等災害業務関係者が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、遺体取扱規則に基づき検視その他

所要の措置を行う。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、資料編【資料2-8】のとおり。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

(2) 埋火葬の実施

① 実施者

市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）

遺体埋葬は、遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し埋葬台帳に記入の上、火葬に付する。

② 方法

火葬とする。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、資料編【資料2-8】のとおり。

6 他市町等に対する要請

市長は、行方不明者の搜索、遺体の処理については、京都府及び他の市町村、また、火葬又は埋葬が困難な場合は、他の市町等に対して応援要請を行う。

第3節 社会秩序の維持

担 当	総務対策部・環境産業対策部
-----	---------------

向日市を始め防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行うとともに、災害状況、各種の災害応急対策の推進及び向日市の災害応急対策活動方針等の周知を図る。更に、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 災害警備

災害による被害発生時の市民の状況を踏まえ、その生命、身体及び財産の保護を図るとともに、交通の規制、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に努める。

1 警備体制

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持のため、向日町警察署等の防災関係機関に協力を要請する。

2 警備活動

災害が発生した場合、その状況に応じ、次の活動を行う。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助、危険区域居住者の避難誘導
- (3) 避難道路、緊急交通路の確保及び交通規制の実施
- (4) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
- (5) 遺体の検視、検分
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 被災地及び避難場所における犯罪の予防、検挙
- (8) 災害関連情報の収集、伝達及び広報
- (9) その他災害警備に必要な警察活動

第3 物価の安定及び物資の安定供給

向日市及び防災関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の維持を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

京都府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対して勧告・公表等を含む適切な措置をする。

2 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を回復させ、商品が速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

4 金融機関における預貯金払戻し等

(1) 財務省近畿財務局、日本銀行京都支店は、被災者の預金の払戻し等が円滑に行われるよう、被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

- ① 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合、り災者証明書の提示、その他簡易な確認方法により、預金払戻しの利便を図ること。
- ② 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応

じること。

- ③ 損傷紙幣・貨幣の引き換えに応じること。
- (2) 財務省近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講じるよう要請を行う。
- (3) 日本郵便(株)向日町支店は、次の措置を行う。
 - ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印鑑等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付を実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。
 - ② 郵便局長は、向日市に対して災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付を実施する。

第4節 環境・衛生対策の充実

担 当	環境産業対策部・市民サービス対策部
-----	-------------------

第1 ごみ処理

災害発生時、市域のごみを迅速かつ確実に収集・処理し、環境衛生の保全に万全を期する。

1 ごみの収集・処理

(1) 情報収集

ごみの発生、収集、処理の状況及びごみ処理施設の被害状況を把握し、適切な処置を行う。

(2) ごみの収集

作業は原則として、市が実施する。災害が発生した場合、現有清掃車及び人員の全てを動員し清掃班を編成して、被災地を重点に行う。

(3) 臨時集積所

災害の規模及び状況に応じて、災害廃棄物の仮置場を設ける。

(4) ごみの処理

- ① ごみの処理は、原則として乙訓環境衛生組合で行うものとするが、大量のごみが発生する場合、受入れに万全を期すため、あらかじめ協議しておくものとする。
- ② ごみの処理は、原則として焼却炉で行うが、必要に応じて、その他の環境保全上支障のない方法で行う。
- ③ 必要に応じ消毒薬、殺虫剤等を散布する。

(5) 応援の要請

市単独では対応が困難な場合には、協定市町村、他市町村、京都府及び廃棄物関係団体等に応援を要請してごみ処理場、ごみ収集車等の斡旋を得るものとする。

2 被害報告

一般廃棄物処理施設等が災害のため被害を受けたときは、速やかに京都府乙訓保健所及び京都府山城広域災害対策支部に報告する。

3 広報

ごみの収集・処理の状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

- (1) 災害廃棄物の徹底した分別
- (2) 災害廃棄物の仮置場
- (3) 事業系ごみの取扱い
- (4) ごみ処理の状況等

第2 し尿処理

災害発生時、市域のし尿処理を迅速かつ適切に行い、環境衛生の保全に万全を期する。

1 し尿の収集処理

(1) 情報収集

し尿の発生、収集、処理の状況及びし尿処理施設の被害状況を把握し、適切な処置を行う。

(2) し尿の収集

- ① し尿の収集は、災害の規模及び状況に応じ、本市委託業者に指示し作業を行う。
- ② 災害発生時において多数の避難者が、避難場所に収容されている場合は、環境衛生上の観点から、し尿の収集は、避難場所を優先的に行う。

(3) 既存トイレで不足する場合の措置

- ① 避難所等において既存のトイレで不足する場合は、京都府に仮設トイレの斡旋を要請するなどにより対応する。
- ② 仮設トイレの閉鎖にあたっては消毒を行い、撤去又は適切な処理を行う。

(4) し尿処理の実施

- ① し尿の処理は、原則として乙訓環境衛生組合で行うものとするが、受入りに万全を期すため、災害の状況に応じて、あらかじめ協議しておくものとする。
- ② 必要に応じ、消毒薬・殺虫剤等を散布する。

(5) 応援の要請

市単独では対応が困難な場合には、協定市町村、他市町村及び京都府等に応援を要請してし尿処理場、し尿収集車、仮設トイレ等の斡旋を得るものとする。

2 被害報告等

- (1) し尿の処理の実施状況、し尿処理施設等の被災状況及び復旧費等につき、速やかに京都府乙訓保健所及び京都府山城広域災害対策支部に報告する。
- (2) し尿の収集車が不足するときは、必要の台数及び地元での調達の見直しを京都府に報告する。

3 広報

し尿の収集・処理の状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第3 防疫及び保健予防対策

災害発生時における生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力低下などによる感染症の発生や流行を未然に防ぐため、迅速に防疫及び保健予防対策を行う。

1 被災家屋等の消毒

床下、床上浸水地域に対して、薬剤による消毒や消毒方法の指導を行い、保健衛生指導の徹底を図るものとする。

2 臨時予防接種

京都府の指示を受けて、市は予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を対象者の範囲及び期日指定して実施する。

3 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒

京都府から指示があった場合に、市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所について、消毒を行う。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

京都府から指示があった場合に、市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定して、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

5 飲料水や生活用水の供給

京都府から感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、給水の制限又は禁止の指示があった場合、市は速やかに飲料水や生活用水の供給を行う。

6 避難所における感染症の予防

避難所は、施設設備が応急的で、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症が発生・流行しやすい。このことから、市は速やかに避難者の健康調査や感染症予防の啓発など保健予防活動を実施する。

7 保健衛生

(1) 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

京都府において、被災施設の実態を把握し、品質の低下した被災食品の販売禁止及び廃棄処分等を行うとともに、食品の製造販売施設に対する衛生管理上の指導を行う。

市は、り災者等への食料品の確保や配布にあたり、衛生管理の徹底を図る。

(2) 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について衛生管理上の注意事項を周知する。

(3) 児童生徒及び教職員等への衛生管理

被災地の教育施設内外の清掃、飲料水の浄水及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な感染症予防のための薬剤及び機材の確保を行う。

8 広報

感染症対策の実施状況や注意事項等は、広報車、広報紙、ホームページ、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第4 がれき処理

1 初期対応

- (1) 損壊建築物等の情報を収集し、発生するがれきの全体量を把握するよう努める。
- (2) がれきの選別・保管等のために、長時間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量がれきの最終処分まで処理体制の確保を図る。

2 処理活動

- (1) 市が行う損壊建築物等の解体撤去作業は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先する。
- (2) がれきは、適正な分別、処理、処分を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて京都府及び協定市町村に要請して、近隣市町、関係機関等の応援及び産業廃棄物処理業者・再生事業者等の協力を得る。

3 広報

がれき処理の実施状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第5 環境の保全

油の流出その他有機物質流出の事故（以下において「油流出等の事故」という。）により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

1 環境影響の応急及び拡大防止措置

油流出等の事故に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

第6 家庭動物の保護及び収容対策

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。

第5節 建築物等応急対策

担 当	総務対策部・市民サービス策部・都市整備対策部・教育対策部
-----	------------------------------

公共建築物は、災害発生後における消防、医療、救助・救急、避難等市民の生命の安全確保等災害応急対策活動の拠点施設であることから、地域の速やかな復旧に資するため、災害発生時において、直ちに建築物被害調査、使用者の避難、建築物の災害時用途に応じた応急措置等を行い、その機能保持と、使用者の安全を図る。

また、民間建築物については、被災状況の把握に努め、住民の被災建築物による二次災害を

防ぐものとする。

宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行うものとする。

第1 公共施設応急対策

公共施設のうち、災害応急対策・復旧活動の拠点となる施設の管理者は自主的かつ迅速に建築物等の被害状況の把握を行う。

1 福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設

市域で大規模な災害が発生した場合、福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設の管理者は次の措置をとる。

(1) 安全確保等

- ① 施設入所者、通所者等の安全確保及び人命救助を最優先とする。
- ② 入所施設、通所施設の避難対策については、初期消火、混乱の防止措置等を含め、綿密な計画を確立しておく。
- ③ 初期消火に万全を期す。必要に応じ施設入所者、通所者等の協力を得る。
- ④ 被災状況、応急対策の状況を速やかに本部に報告し、必要に応じ、支援を要請する。
- ⑤ 被害施設は、二次災害に備えて利用者・入所者等を一時、安全な場所に避難させ、速やかに必要な措置をとる。避難に際しては、本部に報告し、要員派遣・緊急避難等必要な措置をとる。
- ⑥ 避難所として利用する場合には、十分な安全確認と、防火等安全対策について十分な措置をとる。
- ⑦ 施設が被災して危険な場合、安全確保のため立入禁止措置を講じる。

2 市庁舎等の応急対策

市域で大規模な災害が発生した場合、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

市庁舎・消防庁舎等防災対策の基幹施設の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、災害対策本部へ報告する。

(2) 市庁舎での執務に支障がある場合

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、本部設置場所を変更するとともに、執務を行うための他の施設又は仮設庁舎を確保する。

(3) 修理の対応

施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合は、総務対策部と協議の上、別施設で執務を行うとともに、応急修理の可能なものから、緊急性の度合いに従い、順次応急修理を行う。

(4) 避難施設等としての利用の可否

公共施設で、市庁舎、消防署等の拠点型防災型基幹施設は避難者の収容その他被災者の継続的利用を行うことは避け、本来の災害対策活動に専念する。

第2 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により、建築物が、余震等により倒壊するなどして発生する二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施することが重要であることから、「被

災建築物応急危険度判定士」の養成を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第3 被災宅地危険度判定の整備

豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、「被災宅地危険度判定士」の養成を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第4 中・高層建築物応急対策

共同住宅、業務用のビル等の中・高層建築物は、共同防火管理体制を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

業務用のビルでいわゆる「雑居ビル」や共同住宅は、入居者の強力な連携を保つよう、日頃から啓発に努めるものとする。

- 1 災害発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命互助活動及び救助
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火関係機関や地域防災団体との連絡及び災害に関する情報収集並びに伝達

第5 文化財対策

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果をとりまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

第6節 ライフライン等の応急対策

担 当

都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・西日本電信電話(株)京都支店・
大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

第1 上水道施設の応急対策

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

- 1 災害時の応急措置
 - (1) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。

- (2) 部門ごとの被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
- (3) 市は、被害箇所の応急措置に全力をあげるほか、関係機関、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置を行う。
- (4) 必要に応じて仮設配管を実施して、応急給水に努める。
- (5) 医療用水等緊急に給水を要する施設等に連絡を入れ、必要に応じ緊急に給水を行う。
通信途絶の場合は、医療機関等からの依頼がなくても、緊急給水を行う。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等の広報を行う。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水不能地域
- (3) 被害状況
- (4) 給水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 供給再開時の注意事項

第2 下水道施設の応急対策

災害発生時における下水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、早期復旧に努める。

1 災害時の応急措置

- (1) 緊急点検及び二次災害の防止
道路、鉄道横断箇所及び幹線管渠等の下水道管及びマンホール等の損傷に伴う二次災害のおそれのある箇所の点検を行い、状況に応じて関係機関と連携して緊急措置を講じる。
- (2) 被災調査及び応急復旧
施設全体の被災状況を把握するために調査を実施し、必要に応じて仮設ポンプや仮設配管を設置するなどの応急復旧に努める。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 管路施設では、排水機能の確保に努める。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工

事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

- (1) 破損箇所
- (2) 排水禁止地区
- (3) 被害状況
- (4) 排水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 排水再開時の注意事項

第3 電信電話施設の応急対策

電気通信施設等に災害が発生又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う災害応急対策について定める。

1 災害時の応急措置

(1) 設備及び回線の応急復旧措置

電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、西日本電信電話(株)災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

① 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ、次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

ア 回線の切替措置

イ 可搬無線機及び移動無線車並びに移動電源車の運用

ウ 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び特設公衆電話の設置

② 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 局舎建物等に対する応急措置

災害のため局舎建物等が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物等を利用し、又は、借り入れる等の方法により速やか

に業務の開始を図る。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。
- (3) 災害救助法が発動された場合、又はこれに準じた状況の場合、当該地域に必要な期間、り災者が利用する特設公衆電話(現に当該地域に設置されている公衆電話機を指定する場合を含む)を設置する。

第4 電力施設の応急対策

電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策及び復旧活動により、電力の供給確保に努める。

1 要員確保

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請のあった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害復旧標準工事法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

5 復旧手順

災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大

きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に関し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第5 ガス施設の応急対策

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達及び報告

(1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより、気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

管内施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を活用する。

(2) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 危険防止対策

水害、冠水地域の製圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

5 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧については、災害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の高いものから行う。

第6 鉄道施設の応急対策

災害の発生等様々な原因により、列車の衝突・追突、脱線、転覆、その他の事故等、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、又は、発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

1 災害が発生した場合

西日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合、現地に復旧本部、又は、必要に応じ支社内等に対策本部を設置し「鉄道災害応急処理基準規程」等に基づき、災害応急対策を実施する。

阪急電鉄株式会社においても、災害が発生した場合には、社内規定に基づき、災害応急対策を実施し、安全性の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の災復旧本部及び災害対策本部の設置

名称	設置の標準	業務
復旧本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき又は旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路等の故障により、本線が3時間以上不通となるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき。 イ その他特に必要と認めたととき。	1 救護 2 復旧作業 3 輸送場の手配 4 災害の調査
対策本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は、旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路、電車線路等の故障により、長時間不通となるおそれがあるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により、長時間不通となるおそれがあるとき。 イ 鉄道輸送の機能が著しく阻害されるおそれがあるとき。	1 非常輸送措置 2 応急復旧の企画 3 災害の調査 4 情報の収集発表 5 その他

(2) 災害時の動員体制

- ① 災害発生の場合、駅・区長は、その状況を輸送指令に報告する。
- ② 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに必要と認められる箇所に通報する。
- ③ 関係課長又は駅所長は必要な社員に対し、非常召集を行う。
- ④ 非常召集の種別及び標準

甲種 …… 全員 乙種 …… 半数 丙種 …… 必要最小限

(3) 部外機関の協力要請

① 要請の担当部署

要請先	担当部署
自衛隊	JRの総務課長から京都府知事
警察署	駅長又は保線区長
市町村	〃
医療機関	〃

輸送機関	営業課長・輸送課長又は総合指令所長
その他	関係課長

② 要請する場合

ア 災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めるとき、現地復旧責任者は部外の協力要請を行う。

イ 代替交通を必要とする場合、復旧期間、京都府下のバス会社に協力を要請し、なお不足が見込まれる場合は、京都府に要請して、京都府外のバス会社の協力を得る。

第7節 学校等における応急対策

担 当	市民サービス対策部・教育対策部
-----	-----------------

災害発生するとき、保育所（園）、小学校及び中学校において、園児、児童生徒の生命の安全確保と教育活動の確保について万全を期す。

第1 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき、災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第2 防災体制

1 防災マニュアルの作成

校・所（園）長は、学校・所（園）の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、次の防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うとともに、教職員等に徹底するものとする。

- (1) 緊急避難計画（学校・所内で活動中の場合、学校・所外で活動中の場合、課外時間外の場合）
- (2) 災害発生時の初動活動マニュアル
- (3) 園児、低学年及び中学年児童、障がい児等への対応マニュアル
- (4) 避難所開設時用マニュアル（学校等の実情に即したもの）

2 防災体制の構築

校・所（園）長は、災害発生に備えて、次のような措置をとり、防災体制を構築する。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 保護者との連絡方法の確立
- (3) 教育委員会、警察署、乙訓消防組合、向日市消防団等の防災関係機関との協力体制の確立
- (4) 緊急時に対応できる通信機器（ファクシミリ等）の確保
- (5) 通学路の防災マップの作成
- (6) 教職員への防災研修

第3 応急教育・応急保育

学校及び保育所（園）において、災害発生時の災害応急対策を通じて児童の生命の安全の確保と教育活動の確保について万全を期す。

1 学校の応急対策

(1) 災害情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集・伝達

災害規模・程度に応じ、迅速に情報に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、災害発生後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

(3) 学校の災害発生直後の措置

災害が発生した場合、学校長等の施設管理者は、次の措置をとる。

- ① 校長は、状況に応じて自主的に、又は、向日市教育対策部の指導の下、低学年児童及び障がい児には十分な注意を払いつつ、避難の誘導を行う。
- ② 児童等・教諭・職員及びそれらの家族並びに住居等の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、災害対策本部に報告する。
- ③ 児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分留意する。
- ④ 学校の施設・設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。
- ⑤ 課外時間外に災害が発生した場合は、教諭又は教職員は勤務学校に参集し、②及び④に掲げる事項を行うとともに、向日市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施、校舎の管理及び被災教育施設の応急復旧のための体制を確立する。

(4) 応急教育の実施

① 教室の確保

校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

また、その状況に応じて、二部授業等も考慮する。

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室・屋内運動場

校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域に相当大きな被害を受けた場合	最寄の学校、公民館、公共施設、応急仮設校舎の設置

② 教員の確保

災害により教員に不足を生じた場合は、向日市内の学校の協力を得るほか京都府乙訓教育局に補充配置を要請する。

③ 応急学級の編成

校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに向日市教育委員会に報告するとともに、児童生徒及び保護者に周知する。

(5) 学用品等の調達及び支給

① 対象者

住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒。

② 調達方法

ア 校長は、教科書・教材・文房具及び通学用品のそう失又はき損の状況を速やかに調査し、補給する必要数をまとめて、向日市教育委員会に報告する。向日市教育委員会は、これを取りまとめ、教科書については京都府教育委員会に要請する。

イ 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会は被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

③ 支給品目

支給品目は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

④ 支給の方法

支給の対象となる児童生徒を把握し、教科書、学用品等を校長を通じて対象者に支給する。

⑤ 支給の期間及び費用

災害救助法の定めるところによる。

(6) 学校施設が避難場所であるときの対策

① 臨時応急避難の場合

校長は、災害対策本部の指示により初期の開設及び運営を含め、できる限りの協力を行う。

② 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育の再開に万全を期すこととし、万一支障を生じる場合、校長は、向日市災害対策本部と協議し、必要な措置をとる。

③ 避難児童等への配慮

避難者には児童等及びその保護者が含まれていると思われるので、十分な配慮により、自主的な自立運営が行われるよう留意する。

(7) その他留意事項

① 児童生徒の救護・保健衛生

施設内における児童生徒の救護・保健衛生は、原則として、当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。

② 被災家族の把握

被災家族を把握し、その状況にあわせ、必要な措置を講じる。

③ 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱等を鑑み、必要な措置を講じる。

2 保育所(園)の応急対策

(1) 災害情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集・伝達

災害規模・程度に応じ、迅速に情報に関する体制をとり、被害情報について被災地域の保育所(園)等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、災害発生後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、保育所(園)等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

(3) 災害発生直後の措置

災害が発生した場合、保育所(園)長等の施設管理者は、次の措置をとる。

- ① 所(園)長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- ② 災害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置をとるとともに、災害対策本部に報告する。
- ③ 園児は、安全に家族に引き渡すこととする。
- ④ 勤務時間外に災害が発生した場合、所(園)長又は保育士は、所属の保育所(園)に参集し、向日市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(4) 応急保育の実施

所(園)長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに市民サービス対策部に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

(5) 私立保育所

私立保育所においても、公立保育所(園)に準じた災害応急対策活動を行うものとする。

第4 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を保護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第5 保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防除用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において、管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等

その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第8節 住宅対策

担 当	都市整備対策部
-----	---------

日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対し、必要な援助を行う。災害救助法が適用されない場合は、その費用は自己負担とし、災害救助法が適用された場合には、所要の費用のうち災害救助法に定められた額以内を支給し、被災者を援助することとする。

第1 家屋の被害状況調査

第3編第1章第3節第2「災害時の情報収集伝達体制」参照

第2 住宅関連の障害物の除去

災害により住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所にたい積した土砂、廃材等を除去し、応急復旧を行い、日常生活の回復を図る。

1 災害救助法適用以前の場合

(1) 対象者

住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が発生しているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者。

(2) 実施

災害対策本部長は、労力又は機械力が不足する場合は、京都府、関係機関及び他の市町等に対して協力を要請する。

2 災害救助法適用後の場合

災害救助法が適用された場合、災害対策本部長は、除去対象戸数及び所在を調査し、京都府知事に報告する。

(1) 対象戸数

災害救助法の定めによる。

(2) 実施

災害対策本部長は、労力、機械等が不足する場合は、京都府に要請し、隣接市町等からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

(3) 実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

第3 住宅の応急修理

災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

1 応急修理の実施

- (1) 実施責任者
応急修理の実施は、京都府知事から委任を受けた市長が行う。
- (2) 対象者
住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者とする。
- (3) 応急修理内容
応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について行う。
- (4) 修理戸数
災害救助法の定めによる。
- (5) 実施期間
応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 修理対象住宅の選定

修理対象者の選定に際し、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、零細企業者
- (3) 前各号に準ずる生活困窮者

第4 応急仮設住宅の建築

1 建築の実施

- (1) 実施者
災害対策本部長は、応急仮設住宅の建築を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、京都府知事が行うが、必要に応じて、市長は受任するものとする。
- (2) 対象者
災害により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の三つの要件を満たす者とする。
 - ① 居住していた住家が焼失・倒壊して居住不能の状態にある
 - ② 相当期間滞在することができる親類・知人等の居宅がない
 - ③ 住宅を賃借し、又は、購入する資力がない
- (3) 建設戸数
災害救助法の定めによる。その内、一定の割合を高齢者や障がい者に配慮した構造のものにする。
- (4) 着工及び供与の期間
災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から3か月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内とする。

2 敷地の位置の選定

応急仮設住宅の敷地の位置は、公共用地及び防災協力農地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定する。

3 入居者の選考

災害救助法による応急仮設住宅の入居者の決定は、京都府知事が行うが、市長は、その補助機

関として入居者選考委員会を設置する。選考に当たっては、十分な調査に基づき、必要に応じて民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査の上行う。なお、対象は、住宅が全壊（全焼）又は流出し、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次のいずれかに該当する者から選考する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、寡婦及び母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、小企業者
- (3) 上記に準ずる生活困窮者

4 入居者への配慮

高齢者・障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師・ケースワーカー・ホームヘルパー・手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

6 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、向日市は、入居者にこの主旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

7 既存公的施設の利用

京都府及び向日市は、一時的に居住可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に努める。

8 民間住宅等の利用

向日市は、一時的に居住可能な民間住宅等を確保し、被災者の居住の安定に努める。

第9節 農林業施設等応急対策

担 当	環境産業対策部
-----	---------

災害発生の場合、農林業施設等の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被災施設の早期復旧を図る。

第1 農業用施設応急対策

向日市災害対策本部は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関・地元住民と協

力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水の生活用水、消火用水としての利用などに協力する。

1 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

(1) 施設管理者は、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。

① 被害情報伝達対象農業用施設は、向日市、洛西土地改良区等が管理している施設とする。

② 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、京都府知事を経由して農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。

③ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、又は、施設が危険な状態になったとき、当該施設の管理者は、被災等の程度に応じて、自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、災害応急対策に当たるものとする。

(2) 農業用ため池については、向日市災害対策本部は、災害情報をもとに、危険度の高いため池について関係機関に連絡し、点検を指示する。

(3) 施設管理者は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」(昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号)に基づく災害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うものとする。

第 10 節 労務供給計画

担 当

ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合

災害応急対策を迅速的確に実施するに当たって、防災関係者等の動員のみで労働力及び技術的な面において不足する場合における対策を円滑にするための計画とする。

1 労務供給方法

災害の状況等により、必要な者を次により行うものとする。

(1) 知事に対して労務の供給を要請する。

(2) 市内の各種団体等に対して労務の供給を要請する。

(3) 市内の建設業者に対して、土木、建築等の技能者及び労務の供給を要請する。

2 労務供給の要請要領

労務の供給を要請する場合は、次の事項を明らかにを行うものとする。

(1) 労務供給を必要とする理由

(2) 労務内容

(3) 所要人員

(4) 就労予定期間

(5) 就労場所

(6) 集合場所

(7) その他必要な事項

3 期間及び費用の範囲

特別な場合を除き「災害救助法施行細則」に準ずるものとする。

4 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労務者の雇用等によってもなお不足し、特に必要と認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保を行うものとする。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 規	執 行 者
災害応急対策事業(災害救助法に基づく救助を除く応急対策)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事 委任を受けた市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5条	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者等の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官等の従事命令 (災害応急対策全般)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員、消防団の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	市内の住民又は水防の現場にある者

(3) 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事又は協力した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは障がいの状態となった場合、又は死亡した者の遺族等に対しては、「向日市消防団員等公務災害補償条例」に基づき損害補償するものとする。

一般対策編

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定のために

担 当	共通
-----	----

災害によって被害を受けた市民が、速やかに再起・更生できるよう、被災者に対し、職業のあっせん、租税の徴収猶予、減免及び資金の融資等、被災者の生活を確保するための対策について定める。

復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者の意見を求めるとともに、住民、事業者等から幅広く意見を聞くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第1 被災者の生活再建等の支援

災害によって被害を受けた市民が、速やかに再起・更生できるよう、向日市は、職業のあっせん、市税の減免等、資金の融資及び災害見舞金・弔慰金の支給等により、被災者の生活再建等を支援する。

1 職業のあっせん

離職者の状況把握に努め、早期再就職の推進を図る。向日市は、それらに基づいて、公共職業安定所を通じ、就職のあっせんに努める。

2 市税の減免等

向日市長は、被災者に対し、地方税法及び向日市税条例により、市税等の納付期限の延長、徴収猶予、減免及び特例措置の適用等を実情に応じて実施する。

(1) 納付期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができない場合は、地方税法(昭和25年法律第147号)第20条の5の2の規定に基づき、納期限等の延長措置を講じる。

(2) 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一括して納付することができない場合は、申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない事由があると認められる場合は、地方税法第15条の規定に基づき、更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当税目について、地方税法第323条、第367条、第461条及び第605条の2の規定に基づき減免を行う。

(4) 特例

被災住宅用地、被災代替家屋及び被災代替償却資産について、地方税法第349条の3の3、第349条の3の4及び第352条の3の規定により特例措置を講ずる。

3 生活福祉資金等の貸付け

京都府社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生を図るため生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

貸付申込手続きについては、市社会福祉協議会が取り扱う。

(1) 災害救援資金

実施機関	京都府社会福祉協議会、向日市社会福祉協議会
協力機関	向日市民生児童委員連絡協議会
貸付け対象	被災低所得者（被災により低所得者となった者を含む）

(2) 母子寡婦福祉資金

実施機関	京都府
貸付け対象	被災母子世帯（被災により母子世帯となった者を含む）

(3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等

実施機関	京都府、福祉事務所
協力機関	向日市民生児童委員連絡協議会
給付等の内容	○ 災害により補装具を破損若しくは流失した者に対する修理又は交付 ○ 災害によって負傷又は疾病にかかった者の更正医療費の給付

4 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づく災害復興住宅資金の貸付け

被災者に対しては、住宅金融公庫融資制度の周知徹底と借入れ申込み上の指導を行う。

5 り災証明

(1) 家屋被害認定調査

災害による被害状況を把握し、り災証明発行の根拠となる家屋の被害の程度を認定するため、家屋被害の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

- ① り災証明書の発行事務は、総務対策部が担当する。
- ② 災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、現地調査を行った上、り災証明書を発行する。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住 家	○ 全壊、全焼、流失 ○ 大規模半壊 ○ 中規模半壊 ○ 半壊、半焼 ○ 準半壊 ○ 準半壊に至らない（一部損壊） ○ 床上浸水、床下浸水
人 身	○ 死亡 ○ 行方不明 ○ 負傷

(4) 証明手数料

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明書の発行手数料を徴収しない。

(5) り災証明書の様式

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、【資料編 資料3-18】参照とする。

6 被災者台帳の作成

被災者の援護の総合的かつ効率的な実施のため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

7 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

- (1) 被災地の被害者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

※上記(1)～(4)は、災害救助法適用時

第2 中小企業等の復興

1 復興対策

災害を受けた中小企業に対して、事業の再建を促進するため、次の対策を講じる。

- (1) 事業用の再建に必要な資金の円滑な融通を得るため金融機関に対し協力を要請する。
- (2) 向日市中小企業振興融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府関係金融機関並びに府の諸制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

2 融資

- (1) 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

- ① 日本政策金融公庫資金の貸付け
- ② 商工組合中央金庫資金の貸付け

- (2) 被災農林業者に対する復旧資金の融資等

- ① 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災による被災農林業者等に対し、再生産等の確保のために、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）等に基づき、経営資金及び事業資金の融資を行った融資機関に対し、利子補給等を行う。

- ② その他、京都府を窓口とする各種融資

第3 住宅の復興

1 一般民間住宅について

災害時において、一般住宅については住宅金融公庫法に基づき、次の融資及び貸付を受けることができる。

- (1) 災害復興住宅の貸付け
- (2) 一般個人住宅災害特別貸付け

- (3) 住宅改良の特別貸付け
- (4) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (5) なだれ、地すべり等の災害危険地域内に居住するものに対する貸付け

2 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う。

第4 災害相談の実施

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが頻繁となった場合は、市役所内に災害相談窓口を開設し、行方不明者の受付け、り災証明書の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の、向日市が実施する災害対策業務の受付案内のほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施にあたっては、向日市社会福祉協議会、向日市民生児童委員連絡協議会及びその他の関係機関の協力を得るものとする。

第5 社会福祉施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他の関係機関の補助等を導入する。
- 2 災害の再発を防止するため、設置場所、構造及びその他の防災設備等について、十分に検討する。

第6 病院等災害復旧事業

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進する。

第7 学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開

- 1 学校等の施設の復旧対策
 - (1) 児童生徒に対する正常な教育を実施するため、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ適切な復旧を促進する。
 - (2) 災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが、災害の再発防止のため、原因を究明し、施設の不燃化、耐震化など耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。
- 2 教育活動の再開
 - (1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。
 - (2) 学校等が避難所となった場合においては、被災者の状況等に十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
 - (3) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近くの学校施

設等を利用することも考慮する。

(4) 児童生徒及び教職員の健康管理

被災後、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等、児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康状態が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8 社会教育施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他の関係機関の融資を促進する。
- 2 災害の再発を防止するため、設置場所、構造及びその他の防災設備等について、十分に検討する。

第9 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第10 生活確保対策計画

災害により被害を受けた市民が速やかに再起自立するよう被災者に対して租税の徴収猶予、減免及び特例措置の適用等を行い、被災者の生活を確保するための計画とする。

1 市税の減免等

(1) 減免

向日市税条例第51条及び第71条による市民税、固定資産税の運用については地方税法等及び「向日市税条例施行規則」に基づいて行うものとする。

(2) 徴収猶予

被災した市民が災害のため市税の申告その他必要な書類の提出及び納付を所定の期限までに行うことができない場合については、地方税法、向日市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長及び徴収猶予を認めるものとする。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

向日市国民健康保険条例第30条の規定に基づき減免するものとする。

(2) 徴収猶予

向日市国民健康保険条例第29条の規定に基づき徴収猶予するものとする。

3 後期高齢者医療保険料の減免等

(1) 減免

京都府後期高齢者医療広域連合後期医療に関する条例第 18 条の規定により行うものとする。

(2) 徴収猶予

京都府後期高齢者医療広域連合後期医療に関する条例第 17 条の規定により行うものとする

4 介護保険料の減免等

(1) 減免

向日市介護保険条例第 9 条の規定により行うものとする。

(2) 徴収猶予

向日市介護保険条例第 8 条の規定により行うものとする。

5 保育料の減免又は免除

向日市立保育所設置条例第 3 条第 3 項及び向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則第 17 条の規定により行うものとする。

6 災害救助法による生業資金の貸与

災害救助法が発動された場合、同法の規定による生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与を活用できるよう指導するものとする。

7 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付け

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」及び「同法施行規則」の規定に基づいて行い、市民の福祉及び生活の安全を図るものとする。

8 災害見舞金

火災、風水害等による災害（災害救助法の適用を受けた災害は除く。）により被害を受けた者に対して、「向日市災害見舞金等給付規則」に基づいて、見舞金等を支給し、自立更生の助長促進の一助とするものとする。

9 その他

市長は、災害の状況等を配慮し、市民の生活保護のためにできる可能な対策を講じることに努めるものとする。

第 11 その他の災害復旧事業

迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進し、併せて、災害の再発防止を図る。

第2節 災害復旧事業の推進

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部
-----	-----------------

災害復旧事業の実施に当たっては、生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、災害の再発防止を配慮した復旧事業を迅速に実施する。

第1 公共土木施設災害復旧事業

道路等について、災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的かつ有機的な連携の下に、迅速、適切な復旧事業を施行する。さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により、再度の災害発生を未然に防止する。

1 計画の方針

災害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、災害の再発防止を図るための計画を定める。

なお、災害復旧事業の施行については、当該発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとする。

2 復旧計画の基本

(1) 早期査定

災害発生後速やかに災害査定を受け、事業費を決定して早期復旧に努め、人心の安定と施設の破損の進行防止に努める。

(2) 緊急復旧

被災施設の重要度、緊急度を勘案の上、緊急事業を定め適切な復旧を図ること。

(3) 災害関連事業

災害復旧は、被災施設の原形復旧を原則とするが、再度の災害を防止する必要があるときは、本復旧事業とあわせて施設の新設、改良等の工事を災害関連事業として施行するものとする。

(4) 災害復旧の促進

災害復旧工事の施行は、国の災害復旧計画に順応して施行するものとし、災害の状況等により、継続費を設定する等予算の弾力的執行の方途を講じるほか、国庫負担金の財源の措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第2 農林業施設災害復旧事業

農地、農業用施設、その他の共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じて施行する。事業主体は、一般に、向日市、土地改良区、農業協同組合等であるが、京都府は、復旧事業の推進について、技術的指導を行う。

1 計画の方針

災害を受けた農林業施設の被害を早期に復旧し農林業経営者の経営の回復、安定を図るものとする。

2 復旧計画の基本

災害復旧計画は次の法律等により、国の補助、財政援助の対象となる事業について計画するものとする。

- ※ 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ※ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(準用)

(1) 補助の対象となる施設

- ① 農地
- ② 農業用施設(かんがい排水施設、農道等)
- ③ 林業施設(公共的な林地荒廃防止施設、林道)
- ④ 共同利用施設(農業協同組合等の所有する共同利用施設)

3 農林関係融資

- (1) 天災融資法に基づく融資
- (2) 自作農維持資金融資法に基づく融資

4 災害復旧事業施行計画

農林業施設の災害復旧は、農林業経営者の経営に支障をきたす影響が大であることにかんがみ、災害発生後速やかに災害査定を受けて事業費を決定し、災害の復旧事業施行計画を作成し、早期に施行するものとする。

第3 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂たい積等について、早期復旧を図る。また、復旧にあたっては、都市環境の整備及び都市の防災構造化の推進を指導し、災害に強い都市づくりを目指す。

第4 上下水道災害復旧事業

上下水道については、特に、市民の日常生活に必要不可欠であるため、早期復旧が重要であり、復旧事業実施についても優先的に人的資源等の導入を図り、復旧の実現化を促進する。

第5 公共用地災害復旧事業

行政的かつ社会的な影響を勘案して早期復旧を促進し、仮設住宅建設地等としての活用が可能な用地の利用を推進する。

第3節 資金計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局
-----	--

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通・調達を行うために必要な措置を講じるものである。

第1 国による財政援助等

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく財政援助等、向日市において、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、京都府の実施する調査に協力する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 高齢者福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 伝染病予防施設災害復旧事業
- ⑫ 伝染病予防事業
- ⑬ 土砂堆積排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

(2) 農林業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律129号)による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

2 その他の法律による財政援助

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律以外の法律により、国が行う本市に対する財政援助を受ける場合にも、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律同

様に、必要な措置に努める。

第2 災害復旧事業に係る向日市の財政措置

1 災害復旧事業債等

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用した資金の調達に努める。

(1) 災害復旧事業債

- ① 補助・直轄災害復旧事業
- ② 歳入欠かん等債
 - ア 歳入欠かん債
 - イ 災害対策債
- ③ 小災害復旧事業
- ④ 地方公営企業災害復旧事業
- ⑤ 火災復旧事業
- ⑥ 一般単独災害復旧事業

(2) 一時借入